令和2年11月定例会

総務務委員会(総務分科会)会議録

長崎 県議 会

目 次

(追	追加上程議案審査)	
1、	開催日時・場所	1
2、	出 席 者	1
3、	付 議 事 件	1
4、	経 過	
	委員会	
	人事委員会事務局長所管事項説明	1
	総務部長議案説明	2
	職員課長補足説明	2
	人事課長補足説明	2
	議案に対する質疑	5
	議案に対する討論	8
(委	發員間討議)	
	審査内容等に関する委員間討議(協議)	9
(第	第1日目)	
1、	開催日時・場所	1 (
2、	出 席 者	1 (
3、	経	
	分科会	
	警務部長予算議案説明	1 2
	予算議案に対する質疑	1 2
	予算議案に対する討論	1 2
	委員会	
	警務部長総括説明	1 2
	議案に対する質疑	1 5
	議案に対する討論	1 5
	陳情審査	1 5
	議案外所管事務一般に対する質問	1 6
	分科会	
	会計管理者予算議案説明	3 1
	監査事務局長予算議案説明	3 1
	人事委員会事務局長予算議案説明	3 2
	労働委員会事務局長予算議案説明	3 2
	議会事務局長予算議案説明	3 3
	予算議案に対する質疑	3 3
	予算議案に対する討論	3 5
	委員会 	
	人事委員会事務局長所管事項説明	3 5
	監査事務局長所管事項説明	3 6
	人事委員会事務局長所管事項説明	3 6
	労働委員会事務局長所管事項説明	3 7
	議会事務局長所管事項説明	3 7
	議室外所管事務一般に対する質問	3 -

(第	[2日目]				
1、	開催日時・	場所			4 2
2、	出 席	者			4 2
3、	経	過			
	分科会				
	企画部長予	⁵ 算議案	ミ説明		4 2
	予算議案に	対する	5質疑		4 3
	予算議案に	対する	5討論		4 3
	委員会				
	企画部長絲	総括説明]		4 3
	政策企画語	全国主义	益補足説明		4 6
	議案に対す	る質疑	£		4 8
	議案に対す	「る討論			5 4
	陳情審査				5 4
	IR推進語	果長補足	呈説明		5 8
	次世代情報	3化推進	室長		6 0
	議案外所管	事務一	-般に対する質問		6 2
(第3	日目)				
1、	開催日時・	場所			9 2
2、	出 席	者			9 2
3、	経	過			
	分科会				
	地域振興部	『長予算	『議案・関連議案説明		9 3
	地域づくり	推進調	限長補足説明		9 3
	予算議案に	対する	5質疑		9 4
	予算議案に	対する	5討論		9 7
	委員会				
	地域振興部	『長総招	f説明		9 7
	地域づくり	推進調	【長補足説明	1	0 1
	議案に対す	る質疑	£	1	0 2
	議案に対す	る討論	à	1	1 0
	陳情審査			1	1 0
	議案外の貿	間通告	に対する文書回答	1	1 2
(第	[4日目]				
1、	開催日時・	場所		1	1 9
2、	出 席	者		1	1 9
3、	経	過			
	分科会				
	危機管理監	5.予算請	§案説明	1	1 9
	総務部長予	⁵ 算議案	ミ説明	1	2 0
	予算議案に	対する	5質疑	1	2 1
	予算議案に	対する	5討論	1	2 3

委員会

危機管理監総括説明	1 2 3
総務部長総括説明	1 2 6
債権管理室長補足説明	1 2 8
議案に対する質疑	1 2 9
議案に対する討論	1 4 3
陳 情 審 査	1 4 4
議案外質問通告に対する回答文書	1 4 7
審查結果報告書	154

(配付資料)

- · 分科会関係議案説明資料
- ·分科会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料
- ·委員会関係議案説明資料(追加1)

11月25日(追加上程議案審査)

及び

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年11月25日

自 午後 1時 0分 至 午後 1時41分 於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委 員 長 山口 経正 君 副委員 長 北村 貴寿 君 委 員 小林 克敏 君 " 山口 初實 君 前田 哲也 君 中島 浩介 君 山本 啓介 君 大久保潔重 君 吉村 洋 君 隆君 麻生 堤 典子 君 浦川 基継 君 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

 総 務 部 長
 大田 圭 君

 人 事 課 長
 大安 哲也 君

 人事委員会事務局長
 大崎 義郎 君

 職 員 課 長
 田中 京 君

6、付託事件の件名

(1)議案

第159号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(関係分)

7、審査の経過次のとおり

午後 1時 0分 開会

【山口(経)委員長】 ただいまから、総務委員会 を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして私 から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島(浩)委員、浦川委員のご両人にお願いいたします。

今回、本委員会に付託されました議案は、第 159号議案「職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例」のうち関係部分でありますの で、審査方法につきましては、付託議案に限っ て審査を行いたいと存じますが、ご異議ござい ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、 そのように進めることといたします。

なお、今回は、人事委員会の勧告に基づく、 職員給与等の改定に伴う関係条例の改正案審査 のための委員会であります。

したがって、総務部及び人事委員会事務局を 合同で行うこととし、理事者の出席につきまし ては、お手元に配付いたしております配席表の とおり決定したいと存じますので、ご了承願い ます。

それでは、議案を議題といたします。

まず、人事委員会事務局長より人事委員会勧 告の概要について説明を求めます。 【大﨑人事委員会事務局長】 それでは、人事委員会勧告の概要について、ご説明をいたします。

表紙に「総務委員会関係議案説明資料(職員 の給与等に関する報告及び勧告関係)」という 資料の1ページをお開きください。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、 県議会議長及び知事に対して職員の給与等に関 する報告及び勧告を行いました。

本年は、勧告等の基礎となる民間給与の実態調査を新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施いたしました。

先行して調査を実施した特別給(ボーナス)につきましては、10月21日に報告・勧告を行い、月例給については11月12日に報告を行ったところであります。特別給(ボーナス)につきましては、職員の支給月数が、県内民間事業所の支給月数を上回っていたことから、期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ4.45月分とすることを勧告いたしております。

月例給につきましては、民間企業との較差が 小さいことから改定を行わないことが適当であ ることを報告いたしております。

そのほか、人材の確保及び育成、働き方改革 と勤務環境の整備、障害者雇用の推進など人事 管理上の課題についても併せて報告を行ってお ります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の 報告を終わります。

【山口(経)委員長】 次に、総務部長より議案説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、 ご説明を申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」を お開きいただければと思います。 今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 159号議案「職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、県人事委員会による10月21日付の「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに 国家公務員の取扱いの状況等を踏まえまして、 職員の給与改定等を実施するため関係条例を改 正しようとするものであります。

改正の内容は、令和2年度の給与改定におきまして、期末手当の0.05か月分の引下げなどとなっております。

以上をもまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ ます。

【山口(経)委員長】 次に、職員課長より補足説明を求めます。

【田中職員課長】職員の給与等に関する報告及 び勧告につきまして、補足説明をさせていただ きます。

お手元に「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」をお配りしておりますので、ご覧ください。

本年の勧告のポイントにつきましては、四角 囲みの部分になりますが、期末・勤勉手当につ いて、支給月数を0.05月分引き下げることとし ております。

期末・勤勉手当の引下改定は、平成22年以来10年ぶりとなっております。

月例給については、民間給与との較差が小さ いことから改定を見送ることとしております。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大の影響により、民間給与の実態調査を 例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施 したため、勧告・報告についても2回に分けて 実施しました。

資料1、「職員の給与に関する報告及び勧告」 の部分から引き続きご説明いたします。

職員の給与に関する報告及び勧告につきましては、まず、職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院と共同で職種別民間給与実態調査を実施しております。調査の対象としては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内382事業所の中から人事院が無作為に抽出した146事業所が対象となっております。

本年は、ボーナスに関する調査を6月29日から7月31日にかけて、月例給に関する調査を8月17日から9月30日にかけて実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業活動に大きな影響が生じている中での実施でございましたが、調査の重要性に対する民間事業所のご理解を得て、ボーナスに関する調査では128事業所、月例給に関する調査では119事業所にご協力いただき、完了率は、それぞれ87.7%、81.5%と非常に高いものとなっております。

調査の結果、(1)特別給、いわゆるボーナスに関しましては、県内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合は4.44月であり、県職員の年間支給月数である4.50月を0.06月分、下回っていました。

また、(2)月例給に関しましては、本年4月 分の給与について、主な給与決定要素である役 職段階、年齢、学歴が同じ者同士の給与を比較 しております。その結果、県職員の給与が民間 給与を197円、率にして0.05%上回っているこ とが認められました。

これらの結果を踏まえ、本年の給与改定の内容につきましては、期末・勤勉手当について、 民間の支給割合との均衡を図るため、年間の支 給月数を現行の4.50月分から0.05月分引き下げ て4.45月分にするよう勧告しております。

また、その引下げ分は、民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映することとしております。

6月期と12月期の支給月数につきましては、表に記載のとおり、今年度は6月期の支給が終わっていることから、12月期の期末手当を1.30月分から1.25月分に引下げ、令和3年度以降においては、6月期と12月期の期末手当が均等になるよう、それぞれ1.275月分にすることとしております。

また、月例給に関しましては、民間給与との 較差が小さいことから、月例給の改定を行わな い旨、報告しております。

以上の期末・勤勉手当の引下げにより、本年の職員の平均年間給与は、額にして1万9,000円、率にして0.32%マイナスになります。

裏面をご覧ください。

続いて、職員の人事管理に関する報告について、ご説明します。

まず、1「人材の確保及び育成」として、「人材の確保」、「人材の育成」、「能力・実績に基づく人事管理の推進」について、報告しております。

次に、2 「働き方改革と勤務環境の整備」でございますが、「新しい働き方の推進」として、これまで主に仕事と家庭の両立支援や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から実施されてきたテレワークやフレックスタイム制などについて、今後はワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や、業務の効率化による生産性向上の観点を加えた新しい働き方として推進していくことが重要である旨を報告しております。

このほか、「長時間労働の是正」、「仕事と

家庭生活の両立支援」、「心の健康づくり」、 「ハラスメント防止対策」について報告してお ります。

また、3 「障害者雇用の推進」、4「 定年の 引上げ」についても、資料に記載しております 内容を中心に報告を行っております。

以上でございます。

【山口(経)委員長】 次に、人事課長より補足説明を求めます。

【大安人事課長】今回、ご審議をお願いしております第159号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、補足してご説明いたします。

お手元の「令和2年11月定例県議会 総務委員会説明資料〔職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案〕」の1ページをお開きください。

この条例は、10月21日に行われました長崎県 人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告 並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏 まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行う ため、関係条例の改正をしようとするものであ ります。

初めに、2の(1)職員の給与に関する条例の一部改正のア、期末・勤勉手当の改定につきましては、県の人事委員会勧告に基づき、期末・勤勉手当の年間の支給月数を引き下げるもので、それぞれの内容は記載のとおりであります。

一般職と部・次長級である特定幹部職員の期末・勤勉手当について0.05月分引き下げ、現行、年間4.5月から年間4.45月とするものであります。

2ページをお開きください。

イ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の 見直しにつきましては、時間外勤務手当等の単 価となります勤務1時間当たりの給与額の算出 方法につきまして、分母の休日相当日数を18日 として計算していたものを、各年度におきまし て休日日数が異なってくるということから、各 年度の実際の休日日数に応じて計算するよう見 直しを行うものでございます。

次に、(2)一般職の任期月職員の採用等に 関する条例の一部改正、(3)知事及び副知事 の給与及び旅費に関する条例の一部改正並びに 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の 一部改正、3ページの(4)会計年度任用職員の 報酬等に関する条例の一部改正につきましては、 期末手当の年間の支給月数を0.05月引き下げる とともに、引下げに伴い、関係規定を改正する ものでございます。

次に、(5)一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、国におきまして、令和2年度より児童相談所に勤務する職員の特殊勤務手当に係る地方財政措置が拡充されたことを踏まえ、こども・女性・障害者支援センターの児童相談関係業務に従事する職員の社会福祉業務手当の額を現行1万3,800円から2万円に引き上げるものであります。

最後に、給与改定の実施時期ですが、期末・ 勤勉手当の改定につきましては、令和2年6月期 分は既に支給されていることから、今年度の引 下げにつきましては、令和2年12月期に反映す ることとし、令和2年12月1日から実施。また、 令和3年度以降の分は、令和3年4月1日から実施 したいと考えております。また、勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法の見直しにつきま しては、令和3年4月1日から実施。社会福祉業 務手当の改定につきましては、令和2年4月1日から実施したいと考えております。

以上で第159号議案の内容について補足説明

を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました ので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】 2点ほどちょっと質問させていた だきます。

まず、人事委員会の方ですが、民間給与との 比較というところで職種別民間企業何とか調べ ということを先ほど言われました。企業規模50 人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事 業所の382事業所から146事業所を無作為に抽 出というふうにあるんですが、これを計算する と約四割弱、382事業所から考えると。この抽 出率といいますか、この根拠をお知らせいただ ければありがたいと思います。

あと2回に分けてボーナスと月例給で調査完了が128と119と記載してありますが、これはこれで終わりなのか、146事業所をやらなければならないのか、まずお知らせいただきたい。

【田中職員課長】調査の対象としております県内の企業は146でございますが、これはまず企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の条件に該当します県内382事業所を、さらに産業、企業規模、本・支店などの組織を要素とする13の層に分けた上で、人事院が無作為に抽出をした結果となっております。

また、完了率の問題でございますが、それぞれ128事業所、119事業所という結果になっておりますが、これは多忙などを理由に調査に応じていただけなかった企業があったということで、これについてはこれで完了ということになります。

以上でございます。

【吉村委員】 ただいま説明を受けて、13の階層を設けて、そこから無作為に抽出するということでしょうけど、この数ですね、抽出した結果が146事業所なのか。本来であれば382事業所をやった方がよかったんじゃなかろうかと思いますけど、ここにわざわざこの数を減らす、約4割に減らす意味合いは何なのか。その先に、いわゆるこの数値の設定根拠が出てくるんだろうと思うのでお尋ねしていますが、そこら辺、もう少し説明をしていただければと思います。

【田中職員課長】調査数の146につきましては、 人事院の方で抽出をした結果ということになり ますが、最終的には復元という形で調査結果を 382に該当するように戻す操作を行った上で結 果を出すということになっております。

【吉村委員】復元をするというのが、どういう意味なのかなと思います。小さな数字を出して、それを元の数字を掛けて戻す作業かなと考えますが、これぐらいの事業所数でそういう作業をする必要性というのはあるのかなと、その妥当性といいますか、そこら辺をちょっとお聞きしたかったんです。

それともう一つ、総務部の説明資料で、一般 職員の特殊勤務手当、社会福祉業務手当ですが、 よくなることは非常にいいんだろうと思います けれども、「国の地方財政措置を踏まえ」というところが引っかかりますね。財政措置がなかったら、こういうことはできないとなるのか。 本当はしなければならないけれども、できないんだと、こう言って終わるのか。

そうなると、国の財政措置というのは、どのような根拠でこの財政措置がなされたのかということを説明していただければわかるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【大安人事課長】今回の特殊勤務手当、児童相

談所に係る分の引上げの関係につきましては、 この手当自体に対応する形で従来から地方財政 措置ということが講じられてきている経過がご ざいます。

今回、引上げになりましたところの関係で申し上げますと、実は、平成31年3月に児童虐待防止対策ということで、国において児童虐待防止対策の抜本的強化というふうな総合的な対応がとられてきておりました。その中の一つの項目といたしまして、児童相談所の体制強化ということの中で職員の処遇改善というような取扱いが講じられまして、今回、地方財政措置の対応が、その関係業務に従事する職員について、月額積算高2万円というふうな引上げが講じられたような状況でございます。

これにつきましての対応に当たりましては、 私どももこういった措置が講じられたこと。それから、他県での動き等々を鑑みていく中で、 今回、こういう形で引上げというような判断に 至ったというところでございます。

【吉村委員】平成31年3月に児童虐待防止ということで法律が強化されたと。そこによって体制強化をしなければならないんだと。そういうことでそこに従事する職員の待遇も改善をしてやらなければいけないんだということで国の地方財政措置がなされたということまでわかったんですが、その後、他の県も見ながらとか言われたのでわからんようになるんですが、それがようやく平成31年の法改正が今実現できるようになったということで捉えていいですか、もう少し詳しく。

【大安人事課長】失礼しました。その財政措置がなされたのが令和2年度からということでございます。それを踏まえた中で、私どももそれに呼応する形でということで今回上げさせてい

ただきました。その折には他県の動きというのも一定どういうふうなことかというのは、一方で見る必要があろうかと思っておりまして、そういったことを見た中で私どもとしても今回の、令和2年度からの措置に対応する形で引上げを今やらせていただいているところでございます。 【吉村委員】最後にします。そしたら結局、他県の動きも見ながらというところが引っかかるんですが、このいわゆる国の地方財政措置は令和2年度から行われておると。それで長崎県としてもそれを受けて考え出して令和3年度からやるんだということなのか。国の財政措置にかかわらず、県の主導性の余地がそこにあるのかどうかということをもう少し詳しくお願いします。

【大安人事課長】 今回のこの措置については、今、引上げということの考えをまとめて上げさせていただいたのが今の段階になっておりますけれども、実際の措置といたしましては、令和2年度からということでございますので、この適用につきましては、令和2年度からの適用という形にしたいと思っております。

ですので、そこの経過の中におきまして、私 どもも判断をする中において、一定、ほかの状 況も見たということで、最終的には私どもとし て国の措置等を踏まえて、本県においても、こ れを上げるべきということの判断を行って今に 至ったと。ただ、適用については、令和2年度、 4月1日に遡及する形で適用していきたいとい うことでございます。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 【前田委員】吉村委員の質疑に少し関連するん ですが、私もこの調査についてちょっと質問さ せてもらいたいと思っています。

人事院勧告で50人以上という場合に、以前は

都市部の企業のことで抽出しているんじゃないかという指摘があって、いや、そうじゃなくて、今説明があったように、地方の方で抽出しているんですよというようなことだと思っております。

その上でお尋ねしたいのは、企業規模50人以上で事業所規模50人以上の県内の民間事業所382事業所というのは、県内の事業所数の何%に当たるんですか。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時27分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 【田中職員課長】県内の事業所数でございますが、個人の事業所なども含めまして約6万2,000 社あると言われております。その中で382事業 所ということですので、率にしますと0.6%に当 たるということでございます。

【前田委員】全国一律、このような調査の中で出している内容だと思いますので、この出している結果については異論はないわけですけれども、ただ、今言われましたように、県内の企業を見ると、ほとんどが中小・零細企業である中で、50人以上の規模というのが、先ほど回答があったような、0.6%ですか。その中の数字と比較して月例給、ボーナスも含めて、そう差はありませんという答申内容になっていると思います。しかし、こういうものが発表されて記事になった時に、やはり世間から言われていることは、「いやいや、現場の感覚からすると全然違いますよ。やっぱり公務員の方々と自分たちの給与は随分と差がありますね」という指摘を受けるわけですね。

そう考えた時に、だから変えろという話じゃ

ないし、さっき言いましたように、この内容は 是としますけれども、じゃ、50人以下の企業が どれぐらいの特別給であったり月例給、特に今 回コロナの中で影響があるとするならば、それ をどれぐらい出しているかという数字を押さえ ておく中で総合的に判断するべきだと思うんで すが、私の提案ですけれども、これからを含め て、そういう視点というのはお持ちになられる ような考えはあられますか。

【田中職員課長】地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の規定により、民間企業、 国及び他の地方公共団体との均衡を図るという ことがまず大原則としてございます。

さらに、職員の給与については、職務、職責 に応じた給与を支給するということも原則とし て規定されているところでございます。

民間企業の給与の水準をはかった上で、職務、 職責に応じた給与とするという観点から、現在 の調査方法及び比較の方法については、一定妥 当なものだというふうに考えているところでご ざいます。

【大崎人事委員会事務局長】委員おっしゃられますように、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、飲食業を含めまして、皆さん、大変厳しい経営をなされていると思っております。そういうような皆様方の非常に厳しい環境につきましては、経済団体との意見交換でありますとか、もしくは経営者の方々と日頃からの意見交換などを通して、しっかりと状況を踏まえた上で人事委員会として職務に従事していきたいと考えております。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 【麻生委員】吉村委員の質問と重なるんですけれども、一般職員の特殊勤務手当の関係で再度 深掘りしてお尋ねします。 国の財政措置を踏まえて実施されたということでありますでしょうけれども、現在、虐待とか子どもを取り巻く環境は大変厳しいと思っております。こういったことも加味されて、勤務状況も含めてどういう実態になっているのか、わかれば教えていただけませんでしょうか。

【大安人事課長】現場の実態といったことでこちらで把握しております児童虐待関係の業務の件数で申し上げさせていただきます。

令和元年度の実績といたしまして、虐待の相談対応件数が県下全体で1,053件、前年度比で17%の増。それから、児童の心理判定等の業務が3,698件、前年度比9%の増。また、一時保護をした児童数が972件、前年度比22%の増ということで件数が一定、非常に多く増加してきている状況ということで把握しているところでございます。

【麻生委員】併せて、対応が勤務時間だけじゃなくて24時間対応とか、夜間だとか、早朝だとか、いろいろ取り組む状況があろうかと思います。人間相手ですし、子ども相手とか、女性相手ですから、そういったことについて取り巻く環境は大変厳しいんじゃないかと思います。

そういう中で職員のマインドだとか、そういう手当についての対応は妥当だと私は思っているんですけれども、そういう状況の中で取り巻く環境が、こういう形も含めて大変厳しくなってきているんじゃないかと思っておりますけれども、改めて数字で見ますと、そういうことがうかがえるなと。しかし、先ほど申し上げましたように、勤務時間を超えた対応があっているのかどうか、その関係についても、わかれば教えていただきたいと思います。

【大安人事課長】まさに、こういったことの中 で緊急的な対応等は発生しております。件数は ちょっと定かではございませんけれども、職員 の方でそういった行政的な児童の保護の対応に 当たったりとか、また、親との対応の中で面会 を拒んだりとか、そういったようなことは、実 際、通常の勤務時間の外でも出てきているもの と思っております。そういう意味では、身体的 であったり、精神的な困難さといったことの部 分、そういったことは非常に厳しさを増してい る状況にあるものと考えております。

【麻生委員】わかりました。大事な将来を担う子どもたち、また、今よく言われておりますけれども、自殺者が結構増えているということもありますので、しっかりした手当てをお願いしながら、職員の皆さんのマインドを高めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質疑がないようです ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしました ので、採決を行います。

第159号議案のうち関係部分については、原 案のとおり可決することにご異議ございません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案の審査結果について整理したいと思いま

すので、しばらく休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時35分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、議案の審査を終了いたし ます。

この後、委員間の協議を行いますので、しば らく休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時36分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 これより、令和2年11月定例会における本委 員会の審査内容等を決定するための委員間討議 を行います。

それでは、審査方法等について、お諮りいた します。

審査の方法につきましては、委員会を協議会 に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、 そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時40分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審 査内容については、原案のとおり決定されまし たので、この後、理事者に正式に通知すること といたします。 ほかにご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)委員長】 ほかにご意見がないようですので、これをもって本日の総務委員会を終了いたします。

午後 1時41分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場	所	監察課長	川口 利也 君
令和2年12月 8日		厚生課長	平田 義隆 君
自	午前10時 0分	留置監理課長	山田 恭市 君
至	午後 2時15分	生活安全部長	福山 康博 君
於	委員会室1	生活安全企画課長	平田 泰範 君
		人身安全対策課長	宮﨑 和久 君
2、出席委員の氏名		少年課長	田川 佳幸 君
委員長(分科会長)	山口 経正 君	生活環境課長	江口麿貴一 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君	サイバー犯罪対策課長	林田 克盛 君
委員	小林 克敏 君	地域部長	佐々 靖弘 君
"	山口 初實 君	地域課長	杉本 正彦 君
"	前田 哲也 君	刑事部長	池田 秀明 君
"	中島 浩介 君	刑事総務課長	平井 隆史 君
"	山本 啓介 君	搜查第一課長	横山 信也 君
"	大久保潔重 君	搜查第二課長	尾塚 政一 君
"	吉村 洋 君	組織犯罪対策課長	池田 聡 君
"	麻生 隆 君	交 通 部 長	森﨑 辰則 君
"	堤 典子 君	交通企画課長	松岡隆君
"	浦川 基継 君	交通指導課長	式場 龍明 君
		交通規制課長	澤村 彰 君
3、欠席委員の氏名		運転免許管理課長	野口 博文 君
なし		警備部長	豊永 孝文 君
		公安課長	多田 浩之 君
4、委員外出席議員の氏名		警備課長	車 康之 君
なし		首席参事官兼外事課長	杉町 孝 君
5、県側出席者の氏名		会 計 管 理 者	吉野ゆき子 君
警務部長	菅谷 大岳 君	会 計 課 長	櫻井 毅 君
首席監察官	北村 秀明 君	物品管理室長	岩村 政子 君
首席参事官兼警務課長	山口善之君		
総務課長	川本 浩二 君	監査事務局長	下田 芳之 君
広報相談課長	江口 正広 君	監査課長	福田 修二 君
会計課長	平戸 雄一 君		
装備施設課長	塩崎 裕三 君	人事委員会事務局長	大﨑 義郎 君

職 員 課 長 田中 京 君 労働委員会事務局長(併任) 大﨑 義郎 君 調 整 審 査 課 長 宮本 智美 君 議 会 事 務 局 長 松尾 誠司 君 次長兼総務課長 柴田 昌造 君 議 事 課 長 川原 孝行 君 政 務 調 査 課 長 太田 勝也 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会(総務分科会)

第122号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号) (関係分)

第156号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号) (関係分) 7、付託事件の件名 総務委員会

(1)議案

第132号議案

権利の放棄について

第133号議案

権利の放棄について

第134号議案

権利の放棄について

第135号議案

権利の放棄について

第136号議案

権利の放棄について

第137号議案

訴えの提起について

第138号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第139号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第140号議案

当せん金付証票の発売について

第153号議案

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 について」(関係分)

(2)請願

なし

(3)陳情

- ・県の施策に関する要望し世(新上五島町)
- ・長崎県庁跡地に所在する遺跡の保存活用に関する要望書
- ・令和3年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・令和3年度 簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 書

- ・要望書(壱岐市)
- ・長崎県に対する要望書
- ・要望書(半島振興対策の充実について他)
- ・長崎県地方機関再編における島原振興局の見直しに関する要望書
- ・要望書(島原半島の地域こう基幹道路の整備 について 他)
- ・要望書(地域高規格道路島原・天草・長島連 絡道路(南島原工区)の早期事業化について 他
- ・要望書(対馬市)
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山口(経)委員長】 皆さん、おはようございます。本年最後の総務委員会になります。よろしくお願いいたします。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員 会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第 132号議案「権利の放棄について」のほか9件で あります。

そのほか、陳情13件の送付を受けております。 なお、予算議案につきましては、予算決算委 員会に付託されました予算議案の関係部分を総 務分科会において審査することになっておりま すので、本分科会として審査いたします案件は、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分のほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。 審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査 の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお 配りしております審査順序のとおり行いたいと 存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、開会日の委員会においてご説明いたしました議案外の質問につきまして、各委員の質問時間は答弁時間を含めて20分以内とし、質問の回数は1部局の審査につきまして1回までとなっておりますので、通告に基づき時間内で行っていただきますようお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。 【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査 を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。 【菅谷警務部長】 おはようございます。

警察本部関係の議案についてご説明申し上げます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算 (第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明申し上げます。

警察本部所管の補正予算額は、歳出予算2億

8,567万5,000円の減となっております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。 職員給与費につきまして、既定予算の過不足 調整に要する経費3億3,337万3,000円の減。

次に、一般警察活動費につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止を図るためのオゾンガス除染装置、サーモグラフィカメラ導入経費3,407万8,000円の増。

また、災害復旧費につきまして、本年9月の 台風第9号、第10号により被災した警察施設の 復旧費1,362万円の増であります。

さらに、債務負担行為について説明いたしま す。

補正額は、運転免許関係講習等委託に係る令和3年度に要する債務負担4,912万1,000円の増であります。

次に、第156号議案「令和2年度長崎県一般会 計補正予算(第10号)」のうち関係部分につい てご説明いたします。

歳出予算7,376万9,000円の減となっております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、

これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。 よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ 可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を 行います。

議案を議題といたします。

まず、警務部長より総括説明を求めます。

【 菅谷警務部長】警察本部関係の議案について ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、計画案件1件、第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分であります。

この案件は、長崎県行政に係る基本的な計画 について議会の議決事件と定める条例第2条の 規定により、議会の議決を得ようとするもので あります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご 意見をいただきながら検討を進めてまいりまし た新たな総合計画について、名称を「長崎県総 合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・ 産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強 い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を 柱とする、令和3年度からの5カ年計画として策 定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち警察本部関係部分では、 基本戦略3-3「安全・安心で快適な地域を創る」 において「犯罪や交通事故のない安全・安心な まちづくりの推進」に関する施策を積極的に推 進し、県民の皆様と一体となって力強い長崎県 づくりを進めてまいりたいと考えております、

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

横長の総務委員会資料の警察本部の1ページ をお開きください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が 成立いたしました4件の合計107万8,684円を支 払うため、11月11日付で専決処分をさせていた だいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を抑止するため、毎月 全所属に対して、公用車による交通事故の発生 状況等について配信を行い、全職員に対する注 意喚起を図っているほか、各所属に指定した安 全運転指導員を中心として、運転能力の向上等 を目的とした運転訓練を実施するなど、全職員 が一丸となって事故防止対策に取り組んでおり ます。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償 事案を起こすことがないよう、指導を徹底して まいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り状況について、交通死亡事故抑止対策について、新たな長崎県行財政改革に関する計画素案の策定について、事務事業評価の実施についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載のとおりであります。

続いて、令和3年度の予算編成に向けて策定 いたしました「長崎県重点戦略(素案)」につ いてご説明いたします。

これは、来年度が初年度となる新しい長崎県総合計画に掲げる目標の実現に向けて、令和3年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。

このうち、警察本部における主要事業といた しましては、佐世保警察署庁舎整備、サイバー 犯罪対策、特殊詐欺の被害防止対策、交通死亡 事故抑止対策等を推進してまいります。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところでございます。

これらの事案につきましては、県議会のご意 見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさ らに検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、本年の非違事案の状況についてご説 明申し上げます。

非違事案につきまして、10月末までに3人に対する懲戒処分を行っており、また、それ以外に10人に対し訓戒、または注意を行っております。

訓戒、または注意は前年同期と同数でありますが、懲戒処分は前年同期と比べプラス2人と 増加しており、厳しい状況となっております。

県民の期待と信頼に応えるためには、警察職員それぞれが自らの行動を厳しく律することが重要であります。非違事案を防止するため、それぞれの事案の教訓をきちんと踏まえながら、職員に対する指導、教養を改めて強力に推進し、県民の皆様の信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年10月、佐世保警察署において、署 員が自ら命を絶つという事案が発生しておりま す。

県警察としては、本件を重く受け止め、その 背景等について綿密に調査を進めておりますが、 可能な限り早期に調査を終え、必要な措置を講ずるとともに、その状況を明らかにすることと しておりますので、なにとぞご理解を賜ります ようお願い申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第153号議案のうち関係部分は、原案のとお リ可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきもの と決定されました。

議案に対する審査が終わりましたので、まず、 陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、 ご覧願います。審査対象の陳情番号は87番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【前田委員】陳情書の中で、離島振興協議会会 長の野口市長から、自動車運転免許試験の受験 機会の回数増についてという項目が上がってお ります。

県の対応として、提出資料の中で一定説明がなされていますが、結論的には「増やすことは困難な状況であります」となっていますので、改めてこのことについて、文字で起こしていただいていますが、現況と、どうして増やすことが困難なのかについての説明を求めたいと思います。

【野口運転免許管理課長】お手元に配付されております陳情・要望事項対応要旨に記載されているとおりでございますが、現状で1月と2月は月に1回、出張試験を実施して、その中でも1回の出張試験で2回受験をすることができるというふうに改めまして出張試験を実施しているところでございます。

しかしながら、1月と3月におきましては、どうしても免許試験場における試験対応というところで体制的に困難でありますという内容となっております。

試験官につきましては厳格な資格が必要でございまして、この体制を維持していくのも困難な状況でございます。

3月は特に、高校を卒業する学生が自動車学校に入校いたしまして、卒業して3月にほとんどの方が受験をされるということで、運転免許試験場に多数の来場がございます。そういうところで、現状は体制が厳しいということでご理解をお願いいたします。

【前田委員】 答弁ありがとうございました。

私、今年は総務委員会に所属しているわけですけれども、この要望は多分、今年初めてということではないと思うんですが、従来もこのような答弁が繰り返されていると思うんですけれども。

そもそも、試験官の体制上というと試験官の

数が足りないと理解していいということであれば、今は何人体制でやっているんですか。

【野口運転免許管理課長】現在、技能試験の試験官は6名でございます。通常期と繁忙期がございまして、通常期はこの6名で十分足りていますけれども、繁忙期になりますとどうしても足りずに、他の係から応援をもらっているところでございます。

そういうところで、現状で試験係ということで技能試験を担当しているのは6名でございます。

【前田委員】 技能試験を担当しているのは6名 ということですが、私が確認したかったのは、 試験官となり得る方は。

繁忙期には他の係からも応援を求めているということなので、試験官となれる方は、警察の庁内を見たら、まだいらっしゃるということですよね、それぞれの部署の中にですよ。運転免許管理課の中にだけ集中しているわけではなくて、他の係の中でも本来の仕事ではないけど試験官として従事できる方がいらっしゃるのであれば、これは毎年要望が出ているんでしょうから、繁忙期の対応はもう少しできるんじゃないのかなと思っていますが。

これ、担当というよりも人事になるんですか ね。その辺の考え方は、担当部署以外ではどん な認識でおられるんですか。

【野口運転免許管理課長】先ほどのご質問の内容で、現在、運転免許管理課には13名の試験官がおります。実際、技能試験係として試験を通常やっている人間が6名ということでございます。

13名のうち6名が通常で、あと7名おりますので、繁忙期に離島に出張させて対応しておりますが、その時に足りない部分で、この7名を応援にやって対応させていただいている状況でご

ざいます。

【前田委員】 もうこれでとどめますけれども、 高等学校卒業予定者が就職する場合、やっぱり 運転免許は必ずというか、取っておかなきゃい けないということだと思うんです。

そういう意味において、毎年こうやって離島 振興協議会から要望が上がっているということ を踏まえて、今回はこのような対応で結構です けれども、もう一遍、警察内で他の部署とも協 議をしながら、できるだけ対応できるような形 で少し検討してほしいということを要望して質 問を終えます。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようです ので、陳情につきましては承っておくこととい たします。

次に、議案外の所管事項に関する質問を行い ます。

質問はありませんか。

【堤委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。 通告をしておりましたので、質問したいと思います。

まず、ストーカーや配偶者等暴力事案につい て。

ストーカーの方は、今年の1月から9月末までで前年同期と同数ということです。 D V の方は受理件数が307件で、前年よりも46件増加をしていると、そういう状況だということですけれども、これについてもう少し詳しく、被害者、加害者、年齢とか、それから関係性とか、そういったところをお聞きしたいと思います。

【宮崎人身安全対策課長】ストーカー・DV事案の受理状況につきましては、本年10月末現在で、ストーカー事案は201件、前年同期比で5件の増加、そしてDV事案につきましては332件

であり、前年同期比39件の増加となっております。

特にDV事案につきましては増加が見られるところです。直接的な原因として、夫婦の離婚に関するもめごと、子どものしつけなどに関するもめごと、異性関係に関するもめごと、飲酒上での相手の些細な言動を捉えたもめごとなどであります。

被害者の年齢別についてお答えしますと、大体20代の方、あるいは30代、ここが一番多く被害に遭われております。今年10月末に限って申しますと、20代が85名、30代が81名、40代が67名、あとは60代以上、50代、10代の順になっております。

【堤委員】 ストーカーも10月末現在では前年 よりも増えているということ。

DVの方で、今、いろんな理由と思われることを言われましたけれども、全国的に、新型コロナウイルスの関係で家にいる時間が長くなって、コロナの影響と思われるようなDVが増えているということですが、そういうところについてはいかがでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】先ほど、DV事案の 直接的な原因として幾つか挙げましたが、この 事案の受理件数の増加の要因につきましては、 新型コロナウイルス感染拡大の影響によるもの かどうか、示せないところがあります。

しかしながら、被害者本人からの届け出は前年同期比で48件の増加、親族からの届け出は前年同期比で6件増加しておりますので、DVを許さない社会意識や、被害者自身の相談意識の高まりも増加要因の一つではないかと考えております。

【 堤委員 】 受理件数というか届けが増えている ということは、やはりそういうことに対する意 識が高まっている。 そしてまた、夫婦間のトラブルで些細なことでも最近は通報することが増えているともお聞きしています。こういったことに対する社会全体の意識、これはDVなんだと。昔だったら、それこそ「夫婦喧嘩は犬も食わない」とか何かかんかありますけれども、そうではなくて、やはりこれは暴力なんだという意識が高くなっているということは喜ばしいことではないかと思います。

これからも、今また県外での感染が広がって きていますし、この年末、どういう状況になる のか、まだ予測がつかないところがありますか ら、しっかり対応をお願いしたいと思います。

DVは、配偶者とか夫婦であったり、あるいは元夫婦であったり、そういうことが多いかと思うんですけど、ストーカーの加害者というのはどういう立場の人なんでしょうか。交際相手以外もあるのではないかと思っているんですが、どうなんでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】ストーカーに限って お答えしますと、被害者と加害者の関係性につ きましては、元交際相手、元配偶者、知人・友 人、職場関係者、面識なし・行為者不詳という ような内容になっております。

【堤委員】 元交際相手とか、交際相手が多いのではないかと思うんですけれども、その辺の割合はわかりませんか。

【宮崎人身安全対策課長】 令和2年に限って申 しますと、10月末現在で、元交際相手などが82 件、元配偶者等が21件、知人・友人が33件、職 場関係者が32件、面識なし・行為者不詳が28件 となっております。

【堤委員】元交際相手が多いのは当然かと思いますけれども、知人・友人であったり職場の人であったりが合わせて65件ですか。この多さというのはちょっと本当に。

法律ができて規制がかかるようになって、だんだんに明らかになってきているわけですけど、被害者に対する相手の一方的な思い込みとか、自分に好意を寄せてもらえないことの仕返しみたいなところもあるのかなと思うんですが、この件数からいくと、重大な問題に発展するような、そういう可能性もあるかと思うんです。

こういった被害者に対して、警察としてどういうふうな援助をされているのか。あるいは、 民間の団体、相談機関などもありますが、そういうところにつなぐようになっているのか、お尋ねします。

【宮﨑人身安全対策課長】関係機関との連携という部分におきましては、まず、両者の隔離措置を行います。警察的にいいますと、加害者の事件化、検挙ですね。

そのほか被害者におきましては、一時避難措置としまして、公的負担によるホテルへの一時避難、シェルターへの通報、それから行政命令をかけるか、かけないかの意見の聴取、そういうところの関係をやっております。

【堤委員】実際、この数として上げられた中で 隔離とか、一時避難された方も実際に何人もい らっしゃるということでしょうか。

【宮﨑人身安全対策課長】 個別に、何人が避難 して、何人がシェルターに入ったという統計は とっておりません。

【堤委員】どういうふうな対応をするかというのは今、簡単にお話をしていただきましたけれども、ストーカー被害はこれからも増えていくことが考えられますので、本当に被害者が安心できるような対応をしっかりととっていただきたいと思っています。

あと2つ質問があるんですが、別件で。

交通事故の死者について増加ということです けれども、今現在の死者数はどういうことにな っていますでしょうか。

【松岡交通企画課長】 本年10月末における交通事故による死者数は32人となっております。 【堤委員】これは、前年同期と比べて増えているということですか。

【松岡交通企画課長】本年10月末現在における 増減につきましては5人増加ということです。

【 堤委員 】 交通事故は年々減ってきているかと 思うんですが、その中で死者が増えているのは 本当に問題だと思うんです。

高齢運転者の交通死亡事故率が高いということで、交通安全教育などを進めていらっしゃいますが、3年前の総務委員会の会議録を見ましたら、事故歴のある高齢者を抽出して安全教育指導をやっているとか、その次の年もやりますというような答弁があったんですけど、今はどういう状況なのか、お知らせいただきたいと思います。

【松岡交通企画課長】交通事故歴を有する高齢 者に対する訪問活動についてお答えいたします。

高齢運転者による重大な交通事故が現在も社会問題となっている中で、県警では、一定の交通事故歴を有する高齢運転者の方を対象として、警察官が自宅を訪問し、対象の高齢運転者が起こした交通事故に基づく安全運転指導や、運転免許の自主返納制度の紹介、返納者に対する支援に係る広報・啓発活動などを現在も実施しております。なお、本施策の効果につきましては、対象者を見直しながらやっていることから、中・長期的にその検証を行う必要があります。

しかしながら、現状では死亡事故はやや増加 傾向にございますが、高齢者の交通事故の発生 件数は減少傾向にありますので、一定の効果が ある対策ではないかとも考えております。

【堤委員】現在も事故歴のある高齢者に対する 交通安全教育を取り組んでいらっしゃるという ことで、今、免許返納というのも話題になって いますが、一方で全国的には高齢者が重大事故 を引き起こす事例もありますので、引き続き安 全教育をよろしくお願いしたいと思います。

もう1点。夜間の交番や駐在所の運用の体制 はどうなっているのかをお尋ねしたいと思いま す。

【杉本地域課長】 交番、駐在所の夜間の体制に ついてお答えいたします。

交番は、24時間、365日勤務の、3交替で運用されております。駐在所は、警察署で指定された勤務に応じて日勤や夜勤で運用されているところでございます。

【堤委員】 そうしますと、交番は24時間3交替で警察官がいらっしゃる、駐在所の方は日勤だったり夜警だったりということは、駐在所の方は不在の時もあるということですか。

【杉本地域課長】交番等を訪れた際に、警察官が不在の場合ということで回答をさせていただきます。

交番、駐在所で勤務する警察官は、110番等の事案の対応やパトロールなどのために一時的に交番等を不在にする場合があり、常時、交番等にいるわけではないということになります。

【 堤委員 】 不在の時に住民の方が、何か相談があったり、ちょっと緊急を要して駆け込んだりということもあるかと思うんですが、そういった時の対応はどうでしょうか。

【杉本地域課長】交番等に夜間に行って警察官が不在の場合、どのような対応をしているのかということについてお答えをいたします。

交番等を警察官が不在にする場合は本署に連絡をしまして、固定電話を直通のホットラインにするようにしております。

具体的に申し上げれば、交番等の施設内にあります固定電話の受話器を、ダイヤルをせずに

受話器を上げるだけで、本署に勤務する地域幹部等と直接通話が可能となる、我々は不在転送装置と呼んでおりますけれども、これを不在時の連絡手段として確保し、用件を本署の勤務員、地域幹部が確認をします。それによって、交番勤務員を戻すのか、あるいはパトカーを急派するのかを判断し無線指令を行っているところでございます。

また、不在転送装置の利用際しましては、机 の上に案内板を設けて、わかりやすく机の上に 置いて、その操作方法、使用方法も紹介をして おります。

今後も、夜間に交番等を訪れた住民に対して は、警察官が不在の場合でも迅速に対応するよ うに努めてまいります。

【堤委員】ありがとうございました。夜間不在の場合でも、電話をかけて、転送装置でその状況を伝えることができると、案内板を設置してあるので、住民の方が訪ねていっても対応がさっとできるということですね。わかりました。

夜間の状況はどうなのかと、私も認識不足でよくわからなかったんですけれども、これからも地域の皆さんの安心・安全のためにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【麻生委員】 おはようございます。何点かお尋ねしたいと思います。

先ほど、DVだとかストーカーについては堤 委員から質問があって、重なっておりましたので、1点だけ。

児童虐待関係については、児童相談所が所轄 していますけれども、地域の声は警察の方にも 上がってくると思います。特に児童虐待に対し て、今回コロナになって、一部ストーカーだと かDVについても増加しているということであ りますけれども、児童虐待に対して、連携体制だとか地域の見守り、そういったことについて、 どのような取組を県警本部としてはされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【田川少年課長】児童虐待の取扱いにつきましては、警察におきましても最重要視しているところでございまして、児童虐待の通報は、住民から、あるいは病院、幼稚園、学校から直接児童相談所になされることもありますし、警察の方になされることもございます。

この中で、警察への通報がなされる取扱いの中で、児童虐待の疑いのある事案を把握した場合につきましては、当然警察機関でありますので、事件化などの警察措置と並行しまして児童相談所に通告して、児童福祉法に基づく児童の保護、あるいは支援などに確実に結びつけるようにしております。

一方、逆に児童相談所が先に認知した児童虐待の中で、児童を一時保護したものなどについて、比較的危険性が高いものなどにつきましては、ガイドライン通報ということで児童相談所から警察に情報提供がなされます。そういった情報を受けて、事件化などの警察の措置をとって、お互いの連携を強めているところでございます。

今の話は児童相談所との関わりでありますが、 関係機関は多数ありまして、必要に応じて市や 町、学校などとも連携しながら、児童の安全確 保を最優先とした対応を図っているところでご ざいます。

最後にコロナの関係でございますが、児童虐待の統計につきましては平成11年からに取り始めており、年々増加傾向にありまして、今年も増加傾向にあります。これがコロナによる影響なのかどうかについて、今のところは判然としないような状況であります。しかしながら、

やはりコロナの状況において県民の皆様がストレスを抱えている状況にあるということは十分認識しておりますので、より一層注意をしながら取り組んでいるところでございます。

【麻生委員】今回、コロナという未曽有のパンデミックで、第3波が来て、今後まだまだ取り巻く環境は好転する兆しはないのではないかと。やっぱり形成期の問題を含めて先天的な要素があると思いますので、ぜひ連携をとってもらって、児童虐待に対して、本当に大事な命を守っていくんだという思いで連携をとっていただきたいと強く要望して、この点についてはお願いしたいと思います。

あと1点、警察官の人材獲得についてのお尋ねをしたいと思います。今、少子・高齢化ということで、優秀な人材を含めて。

昨年までは経済状況も好転しておりました。 現状として警察官の募集については競争率があ りますけれども、警察の中でも、先ほどありま した倫理観の問題とか、コンプライアンスも含 めて、しっかりとした人材を獲得するための展 開をどのような形で今後されようとしているの か、広報活動だとか地域活動についての観点か らお尋ねしたいと思います。

【山口警務課長】 警察官の人材確保のあり方、 広報等についてお尋ねでございますので、回答 させていただきます。

長崎県におきましては人口減少、これは地方 の多くが共通する課題であります。

それに加えまして、受験年齢層の県外への流出、そして県内への転入を差し引いた数値につきまして、これは平成30年度の数値でございますが、20歳から24歳までがマイナス2,537人、15歳から19歳までがマイナス2,271人ということで、こうした受験年齢層の流出人口の減少というのは長崎県に特有な現象だというふうに認

識して、人口減少と併せて問題意識をもって採 用募集活動に取り組んでいるところであります。

警察官の採用募集につきましては、2つの柱で取り組んでおります。1つは高校生、大学生等の受験対象者に対する受験勧奨活動、もう1つは、あらゆる機会と手段を活用した警察の魅力宣伝活動というものであります。

第1点目につきましては、わかりやすく言いますと、今年の採用試験を受験するような方たちに対する活動を積極的に行うと。

2点目につきましては、警察官を志す人の中には、例えば幼少期に交通安全の場で白バイとかパトカーに乗せてもらったと、そういう体験で警察に非常に印象をよくして警察官を志すというような方がおられまして、そういった視点からの取組であります。

そういうことで各警察署に今申しました2点を柱とした通達を発出いたしまして、各警察署で広報・啓発活動をするとか、あるいは警察署に訪ねてきてもらって鑑識活動を一緒にするとか、そういったことなどいろいろ工夫をいたしまして活動をしております。

また、警察署の道場等を活用いたしまして、 少年に対する柔道、剣道などの指導もしており ます。これにつきましては、少年の規範意識の 向上や地域住民との良好な関係の構築などに資 するものということで従来から行われてきたも のだと認識しております。

この活動につきましては、警察官の募集に、 子どもさんやご父兄の方々に理解を得て活かせ る場だというふうにも認識しておりますので、 その指導者等にも、柔道、剣道の指導の場を通 じて警察官の募集活動を意識した取組をしても らうというふうなことにも取り組んでおります。 【麻生委員】 今、人口減少で、どうやって人材 を継承していくのか。高校生、大学生というよ りは幼少から、警察に対する憧れだとか、そう いったものも構築していく必要があるというふ うに思っているのが1点。

あと1点は、優秀な人材といいますかね。今後、サイバーテロとか、外部との交渉もあるかもしれませんけれども、人格形成においては、 先ほど言われておりました柔道、剣道を通して地域活動を展開することが一番大事じゃないかなと私は思っているところです。一部、私自身も防犯少年剣道大会とか、地元で一緒に開催させていただいている中でですね。

警察官の方が、自ら道場を開いてしっかりと 指導されていると。それに対して憧れを持って、 警察に対する印象といいますか、思いが構成さ れていくこともあると思いますので、できたら そういったことについて警察もしっかりと、募 集の一環だということで、私自身としては、補 助だとか警察活動についての取組をもっと強化 すべきじゃないかなと思っているところであり ますが、それについての警察本部としてのお考 えがあるのか、ないのか。これは独自なので、 優遇措置はないんですよというのか。

そういったことを積極的にやる署員、警察官に対して何らかの特別な補助をやるとかということはないのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【山口警務課長】現在、県警におきまして柔道、 剣道を指導している者につきましては、数値的 に申しますと、現職警察官が指導しているもの が本年5月末現在で36団体、警察OBの方が指 導しているものが2団体ということで、合計で 38団体を把握しております。

そうしたものの中から、要件を定めまして、 そのうちの11の団体を指導している警察官に ついては、その方の指導時間帯を公務、勤務し ている勤務時間というふうに解釈をして、今年 度から優遇といいますか、処遇を改善したところであります。そのようなことで、我々としては、積極的に処遇の改善などを図って採用募集活動にもつなげていきたいというふうに考えております。

【麻生委員】実は、警察がしっかりすることによって治安の維持、イコール経済発展の状況になると私自身も思っているんですよ。安心して暮らせることが、多くの人たちが長崎に住んでもらって、なおかつ優秀な成績を上げる、そういう好循環をぜひ生んでいただきたい。

そのためにも、先ほど申し上げたような小さい少年、青少年の時代からきちっとした規律ができるような人材を育成してもらう。それは厳しい訓練があるかもしれませんけれども、柔道、剣道を中心に取組を進めていただきたいというのが思いであります。

そこの関係で一部お尋ねしたいのは、今、剣道、柔道が出てきましたけれども、機動隊を中心に、長崎県の特別部隊といいますか、おられますけれども、今後、これについての取組、今はBランクだという感じはしていますけれども、Cランクですかね、Bランクだと思いますけれども、そういう実態について、今後どのように力を入れて底上げしていくのか。

そして、そういう優秀な人材を取ることによって、また大きな波動効果が、この団体の皆さんにもあろうかと思いますので、今後の育成の状況について、もしわかればお尋ねしたいんです。(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり) 【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

【山口警務課長】ただいま、県警の柔道、剣道、

内部では特練員というふうに表現をしておりますけれども、その強化のあり方についてのご質問だと理解して回答をさせていただきます。

警察官の採用試験につきましては、一般の採用試験に加えまして、選択試験を行い、柔道、 剣道の一定の大会で成績を得た学生等を武道経験者ということで採用をしております。

例えば本年4月に採用した警察官103名おりますが、この中で柔道、剣道の有段者は26名、約25%になるんですけれども、その中にさらに柔道、剣道という枠で、毎年変化はありますけれども、大体3名とか、それぐらい前後を、柔道、剣道の全国大会等で成績が良かった方を採用するなどして要員を確保して強化を図っているという状況でございます。

【麻生委員】本題に戻して、とにかく地域活動について警察官の皆さんが頑張っていただいていることで、また次の警察官、優秀な人材を獲得できると思いますので、ぜひ地域に入っていただいて、しっかりと青少年の健全な指導を含めて取り組んでいただくことを強く要望して終わりたいと思います。

【山口(経)委員長】 換気のため、10分間ほど休憩いたします。11時10分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時 7分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】 1点だけ、ちょっとお尋ねをさせ ていただきます。

先ほどからも出ておりましたが、高齢運転者 の件でございます。この別添の資料におきまし ても、交通事故全体、また高齢者の交通事故に ついても減少傾向にあるということは認識して おりますし、評価をするところでございますが、 特に死者数が増加していると、この一つ。

それから、減少はしているけど、全体の母数が資料には出ておりません。近年、人口減少がもう何年も問題になっているわけで、自然減というのもございます。それから免許証の自主返納もずっと続いているかと思います。そこら辺を勘案する時に、本当にこのように大きく減少をしているんだと言えるのかどうかと感じるわけですが、まず、その点についてお知らせをいただければと思います。(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時 8分 休憩

午前11時 8分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

【吉村委員】後でちょっと調べておってくださ い、そこら辺を。

多分、自然減と免許証の返納で母数が大分小さくなっているんじゃないかというふうに感じるわけです。そういうところを含めると、この資料のように大きく減っているからいいと、効果が出ていると、出ているんでしょうけど、思うほど効果はないのかもしれんなとも思うわけです。

それで、令和2年度の事務事業評価を見ておりましたら、これは県警ではないんですが、県民生活部で高齢者の交通安全チャレンジ総合対策事業というのがございまして、長崎市で35人、佐世保市で15人の高齢運転者モニターを募集して調査をかけているわけです。これは県警ではないんです。

県警は、交通事故の分析結果に基づいて、いるんな対策をとるというふうに事業評価に載っているわけですが、県民生活部の交通地域安全

課との連携が必要になるんじゃなかろうかと思うんですが、その点について県警としてどのように捉えておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

【松岡交通企画課長】知事部局との連携につきましては、知事部局に県警から出向している警察官などとの意見交換をするとともに、各級幹部の方との意見交換を実施するほか、長崎県交通安全推進県民協議会が行う各季の交通安全運動の実施要網等を決定する各種会議にも参画しながら、効果的かつ効率的に安全教育等が推進できるように連携を推進しております。

【吉村委員】まあ、そういう連携をしてもらわ んばいかんという意味で言っとるんですが、そ れが当然効果があるんだろうと思います。

この事業評価の中にも、知事部局、関係機関・ 団体と連携して分析をしながら対応をしていく と書いてあるわけです。

ただ、長崎市35人、佐世保市15人と県民生活部では選んであるんですが、私は、この選び方がどうなんだろうと。都市部と田舎の方とか周辺部とか、そういうような基準をつくってモニターを募集してやるとかということをせんといかんのじゃなかろうかなと。交通状況が違いますから、ただ長崎市と佐世保市とではいかんと思うんですが。

そこら辺について県警として、今後連携していく中で、どのような方向性をもってこれをつなげていくと考えておられるか、お尋ねをいたします。

【 松岡交通企画課長 】 県の方でモニタリング事業を行っているのは承知しておりますし、その結果もいただいております。

しかしながら、現在35人、15人という人数の 選定については、今回、我々県警が入っており ませんでしたので、今後、県の知事部局が実施 する調査には、我々も突っ込んでいきまして、 そのようなモニター選定から効果の検証まで入 りたいと考えております。

なお、今回のモニターの実施結果につきましては、現在、担当する知事部局の方で検証と分析を行って、その結果が出るまではしばらくかかるとお聞きしておりますので、それが終わり次第、県警の講習等に活用できるようなDVD等を配布いただき活用していこうとも考えております。

【吉村委員】今、交通地域安全課の方で、この モニター結果について分析をされよるというこ とですが、分析というのは多分、この見直しの 方向に書いてあるんですが、急加速、急減速、 急ハンドルの運転行動、挙動情報というか、そ ういうところについて分析をされるんだろうと 思います。その時に、県民生活部局ではわから んところが出てくるだろうと思うので、分析に ついてもやはり県警も入って一緒にやられた方 がいいんじゃないかと思うわけです。

モニタリングの数値の結果だけが今、出ているんです。これが11月、12月、1月と3カ月間でモニター調査をされて、ブレーキ、停止、ハンドル、右左折、それからスムーズな進行、この5つを各20点の最大100点満点と書いてあるんですが、総合的に11月が41.5点、12月が40.5点、1月が38.9点、3か月平均で41.4点と、なかなか50点にいかない。これは結構厳しい数字じゃなかろうかなと私自身は考えるんです。

県警としては、交通事故を分析して、その結果に基づいてやると言いよるけど、その前段の部分で、こういうことがその原因にもなろうかと思うので、このモニタリング調査にある程度重きを置いて、今後、そういった意味で連携をしていっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

【松岡交通企画課長】知事部局との連携につきまして、今ご指摘のとおり、分析等につきましても我々も入っていこうと考えております。

しかし、今回のアンケートの分析につきましては委託業者がやっておりますので、それを待って、それから検討に入るかもしれませんが、今後は早目、早目に県の方と連携をとりながら実施するとともに、民間企業の方からも、このような分析の資料等もいただいております、協定を結んでですね。ちょっと時間はかかると思いますけれども、そういうのを総合的に判断しながら抑止対策を、関係機関・団体及び知事部局と連携しながら実施していこうと考えております。

【吉村委員】 最後にしますが、このモニタリン グ調査の中で、運転免許証を返納しなければな らなくなった時に一番困ることを問うてありま す。これの一番大きな数字を占めるのは買い物 と通院です。やっぱり高齢者にとって、交通不 便地区に住まわれる方々にとっては、買い物と 通院、この2つが大きな要素を占めるわけです。 だから、運転免許証を返納せんばいかんと思う とるけど、なかなかできないと、そこでぎりぎ りの運転をされているわけです。この方たちは 長距離を運転されるわけではないんですが、1 日平均1キロ、2キロ、3キロぐらいのところで 安全を確保せんばいかんという話になるわけで すから、事故が起こった後の分析というよりも、 起こる前に事故を起こさないようにするという 働きかけも大事じゃなかろうかと思いますので、 今も課長からありましたが、県民生活部との連 携をなお一層強めて、このモニタリング調査は 非常に効果があるんじゃないかと考えますので、 よろしくお願いをして質問を終わります。

【小林委員】 先ほど、ストーカーの問題については幾らか議論があったところでございますけ

れども、私の方からも重ねてお尋ねをしたいと 思います。

ストーカー規制法というのが、ご案内のとおりございまして、先月11月で法施行から20年を経過したということでございます。

この20年間にストーカー規制法は何回かに 分けて法改正が行われ、かなり厳罰化されたと いうようなことを含め、全国の警察関係では、 大変重要な問題としてストーカー対策に強化を されていると、こういうふうに承っているとこ ろでございます。

しかしながら、そういう状況ではあるけれど も、新聞報道等によりますと、全国的にストー カーの相談件数が昨年も2万件を超え、7年連続 して2万人を超えている。ストーカーについて は厳罰化とか法の徹底を求めている状況でもあ るし、県警の、あるいは警察本部の全国的な取 締まりが強化されているにも関わらず、なかな か減らないという現状であります。

先ほど、ご答弁がひょっとしたらあったかもしれませんが、重ねて私の方から、もし重複であればお許しをいただきたいと思いますけれども、長崎県においてストーカーの現状は一体どういうふうになっているのか、相談件数が、ここ2~3年ぐらいですね。去年が2019年、2018年、2017年、この3年間ぐらいの相談件数の経過と、これが事件になっている件数がどういう状態であるかということを、まずお尋ねをしたいと思います。

【宮﨑人身安全対策課長】まず、最初に受理件数についてお答えいたします。

平成29年が244件、平成30年が275件、令和元年が231件となっておりまして、本年につきましては10月末現在で201件、前年同期比5件の増加となっております。受理件数については、この3年間を見ますと、概ね250件前後で推移し

ております。高止まりの状態であると認識して おります。

続きまして、過去3年間におけるストーカー 事案の検挙数についてお答えいたします。ストーカー規制法違反での検挙が、平成29年が5件、 平成30年が10件、令和元年が11件となっており まして、本年は10月末現在で10件、前年同期比 1件の増加となっております。

また、ストーカー規制法違反以外の暴行、脅 迫などの刑法犯、あるいは銃刀法違反などの特 別法犯についての検挙は、平成29年が13件、平 成30年が31件、令和元年が22件となっており、 本年10月末現在では16件で、前年同期比4件の 減少となっているところです。

【小林委員】ありがとうございました。よく理解することができました。ただいまのご答弁では、やっぱり高止まりであると、対策を強化していただいているけれども、なかなか現状は高止まりで推移しているというご見解をいただいたのではないかと思います。

それで、この対策について我々は非常に関心が高いところでございますが、新聞報道によりますと、2016年ごろから加害者に対して、ストーカーの再犯のおそれがある、そういう可能性というか再犯を起こすのではなかろうかという人に対しては、医療機関に紹介をして受診を勧めているというような形の取組が実は経過としてあるわけでございます。

長崎県においては、高止まりの状況の中で、 再犯のおそれとか、またやりかねないというような加害者に対して、精神科の医師の、あるいはそういう関係の受診を行いながら、相手に対する執着心とか、あるいは支配力とか、そういうようなものをなからしめるための医療的な措置を行うと、こんなことで医療機関を紹介したことが過去にあったかどうか、その辺のことに ついてお尋ねをしたいと思います。

【宮﨑人身安全対策課長】ストーカー事案の加 害者の中には、警察に検挙されても、被害者へ の執着心、支配意識等からストーカー行為を繰 り返す者も少なくありません。

本県警察では、ストーカー加害者に精神科医、 臨床心理士の受診を働きかけ、受診させること によって、警察が、その診断結果に基づく助言 を得て加害者の対応を行うことができるように、 医療機関との連携を行っております。

この中で、本年中は医療機関への受診はありませんが、令和元年中は2名を3回受診させております。

【小林委員】ありがとうございます。そういう 受診対応についてもしっかり取り組んでいただ いていると、そんな内容が答弁から伝わってき たところでございます。

この受診について、もう少し質問したいと思いますが、あくまでも再犯の可能性とか、またはひょっとしたらストーカーを繰り返すのではなかろうかというおそれがある人に対して、医療機関と連携、提携して、精神科医的な受診を勧めると、こういうことになった時に、昨年はお二人の方にそういうような機会を与えていただいておりますが、これは率直に言って、あくまでも本人の同意が必要になるのか、強制的にできるのか、そこのところをですね。

受診を促したけれども断られたと、「俺は行かない」というような形で断られケースがあるのかどうか。

それから、医療ですから、病院に受診すれば、 そこにお金がかかると思います。いわゆる治療 費は、あくまでも自己負担になるのか、あるい は公的な支援があるのか、その辺も含めてお尋 ねをしたいと思います。

【宮﨑人身安全対策課長】 この件については、

強制的にはできません。あくまでも働きかけを して本人の同意のうえで受診させます。

それから費用の問題ですけれども、受診料については、基本的には加害者が自己負担となっておりますので、警察の方も随時働きかけを行っておりますが、そこの部分が壁になっておりまして、昨年のように2名、3回という低い数字になっているところであります。(「断られた件数がありますか」と呼ぶ者あり)

拒否された件数については統計をとっておりませんけれども、ほとんどが拒否されるというふうに認識しております。

【小林委員】ありがとうございます。そういう対策を講じていただいているということが、今の答弁から大変明らかになっております。しかしながら、やっぱり強制力はないと、あくまでも本人の判断に係る問題だと。

それからまた経費等々もかかると。本人が拒否すれば、これはもうそれ以上手を出せないということですね。だから、せっかくそうやって受診の態勢を、対策上必要と考えていただいたとしても、あくまでも本人の判断が優先すると、こういうようなことが明らかになってまいりました。

我々も、ちょっとこの答弁を聞かせていただいただけでも、本当にこれは大変な課題だと思っております。手の出せるところとなかなか手が出せないところの中において、再犯のおそれがあったとしても、やはりなかなか法治国家の中における一つの方向づけが難しいと、こういうことでございます。

いずれにしてもストーカーというのは、先ほども申し上げたように相手に対する支配力とか、執着心とか、その辺の精神的な思いが非常に大きく右、左を左右するという状況でございましょうから、ひとつこれからも、大変な取組でご

ざいますけれども、よろしくお願いをしたいと 思っております。

次に、違法薬物についてお尋ねをしたいと思います。

実は、大麻の事犯が長崎県内でかなり広がっていると、こんな見出しの新聞報道を見まして驚いているわけであります。私どもも、県内のことについては、いろんなことについて敏感にあるべき立場ではないかと思っておりますけれども、県内において、そういう大麻のたぐいの違法薬物が非常に充満している状況と聞いて、改めて驚くと同時に、一体どうなっているのかと非常に気にとめているところでございます。

まず、大麻等における長崎県の現状が一体どうなっているのかと、2~3年の間に検挙した者がどのくらい出ているのか。これが非常に相次いで検挙されているというようなことも聞き及んでいるわけでありますが、どれぐらい件数が増えているのか、ここについてもご答弁をお願いしたいと思います。

【池田組織犯罪対策課長】今年も含めまして過去3年間、平成30年からの統計でいいますと、平成30年中は薬物事犯全体で40人を検挙しておりますが、そのうち大麻事犯が20人、昨年令和元年は薬物事犯で47人を検挙しておりまして、そのうち23人が大麻ということです。今年に入りまして、令和2年11月末現在の時点で薬物事犯全体が47人で、そのうち28人が大麻事犯で検挙しているというふうな統計になっております。

【小林委員】 今のご答弁で、薬物における事案 の中で大麻がかなりの部分を占めてきているよ うな、そんなお答えではなかったかと思います。

大麻については、特に若い方々の検挙者が増加していると聞き及んでいるところでございますが、若い方々というのは年齢がどのくらいで、

全体の検挙者の中のどれぐらいを占めているのか、お尋ねをしたいと思います。

【池田組織犯罪対策課長】若い方々ということにつきましては、通常、警察庁や我々が若年層という形でお答えする時は、未成年者、10代とか、あとは20歳代を含めているところですけど、現在、一般的には30代も含めて若手というふうに言いますので、その時、その時で30歳代の方も含めて回答をしているというふうな状況にあります。

今年に入ってからの数値だけでお話ししますと、今年、大麻の検挙人員が28人と説明いたしましたけれども、このうち10代、未成年者が1人、20歳代が17人、30歳代が6人、40歳代が3人、50歳代がゼロで60歳代が1人というふうな年齢構成になっております。

【小林委員】 今のご答弁をいただいて、20歳 代が17人とダントツになっています。

この20歳代のなかには、率直に言って現役の 大学生というようなことも少し耳に入ってきて いるところでございますが、現役の大学生など が、この17名の中に何名ぐらい含まれているの か、ここがわかれば教えてもらいたいと思いま す。

【池田組織犯罪対策課長】 今の17人の中で、 現役の大学生は1人含まれております。

【小林委員】 17名の中に1人が現役の大学生だというご答弁でございますね。

違法薬物においては、例えば自分で栽培をするとか、所持をするとか、あるいは売る、密売をするとか。こういう件数の中において、栽培をするということが現実にあるのかどうか。こういうところから広がりを見せているのかどうか、その広がる背景というのはどういうふうに受け止めればいいんですか、お尋ねをします。

【池田組織犯罪対策課長】こうして大麻事犯が

増加しているところの背景には、大麻に対する 罪悪感の欠如であるとか、体に悪い影響はない んじゃないかというふうな誤った認識であると か、あるいはインターネットや友人、知人など を通じて比較的手軽に手に入れやすいというと ころが背景として考えられます。

また、委員おっしゃった栽培につきましても、 今年、28人中9人を栽培ということで検挙して おります。この栽培というものも通り一遍では なくて、外で栽培する場合もありますし、室内 で栽培する場合もあります。いろいろな態様が ありますので、大麻の栽培事犯というものも少 なからずあるというふうに認識しております。

【小林委員】 栽培という、ちょっとこれまで考えにくい案件もかなり拡がりを見ていると、こういうようなご指摘ではないかと思います。

新聞の報道を見ておりますと、乾燥大麻が7グラムで4万3,800円ぐらいだと、密売の金額で。それからまた別に2グラムで3万6,000円ぐらいということで、若い方にしては金額が高過ぎるような状態ではないかと。20歳代で仕事をしていてある程度の収入を得ている人は別としても、大学生等に広がってまいりますと、大麻を手に入れるためのお金の工面というところが、またさらに大きな問題に広がってくるんじゃないかと、そんなようなことも考えざるを得ないところであります。

そういうところから考えてみた時に、今、SNSを使いながら、何かわからないような隠語を使って売り買いを巧みにやっていると、こんなことも指摘をされております。現実にSNSを使って、非常に手に入りやすいような環境にあるのかどうか、その辺については何かご承知ですか。

【池田組織犯罪対策課長】 今、委員がおっしゃった SNS、こうしたものを利用して大麻、違

法薬物の取引が現実にあっているということは 承知しております。

【小林委員】もう時間でございますから最後に しますけれども、要するに、なんで若い方にこ ういう違法薬物が広がっていくのかと。端的に 言うと、ストレスがそれによって解消されると、 こういうような話が大体の皆さん方の共通した お話みたいな感じで受け止めておりますけれど も、これからの対策をどういうふうにやろうと されているのか。これまでも一生懸命にやって いただいて、このぐらいの数字で終わっている のかもしれませんが、今後、将来の成長する可 能性の高い若い方々が、こういう違法薬物に手 を出し、自らの人生を非常に醜いものにしてし まうようなことは、どんなことがあっても阻止 しなければならないと思いますが、これからの 取組については、どういうことに力点を置いて 対策を練っていただけるか、当局としてどうお 考えか、お尋ねをして終わりたいと思います。

【池田組織犯罪対策課長】我々警察としまして、 税関等の取締り機関との連携した検挙活動に併せまして、警察部内の他部門、あるいは県や学校、そうしたところの関係する機関や団体と連携しまして、薬物乱用防止に関する教育活動、そしてまたキャンペーン等を中心とした広報・啓発活動、こうしたものを粘り強く続けていきまして、社会全体から薬物事犯を根絶させるんだというふうな機運を醸成させようということで、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【北村副委員長】 よろしくお願いいたします。 サイバー犯罪対策について、何点かお伺いをさ せていただきます。

説明資料で、全国的にもサイバー犯罪が増加 傾向にあると、そして本県でも急増をしている というような記載がありまして、取締り状況の件数を見ますと、サイバー犯罪の検挙件数については平成30年9月末現在が74件、昨年の9月末が89件、そして本年9月末が34件と、ちょっとぐっと下がっています。検挙人員については、34人、24人、31人というようなことで推移している状況という数字が示されております。

まず、本県のサイバー犯罪の状況と、これに 対する検挙などをどう評価されているのか、ご 認識をお答えいただればと存じます。

【林田サイバー犯罪対策課長】サイバー犯罪の 検挙件数については、副委員長のご指摘のとお りでございますが、サイバー犯罪は非常に匿名 性が高くて、なかなか検挙に至らないという部 分がございます。

そこで、人材育成ですね。まだまだサイバー 犯罪に対処できる人材が、そろっていないとい う言い方がよろしいかどうかわかりませんが、 まだまだ勉強しなければ、この犯罪に対処して いけないというようなことで、組織を挙げて人 材育成に力を入れております。

あるいは、サイバー犯罪は匿名性が高いんですけれども、これに対して一番はこれを防ぐということでございまして、要は防止対策です。 基本的なセキュリティ対策をとっておれば、サイバー犯罪から免れるというか、サイバー犯罪に遭わないというところもございます。したがいまして、社会全体のセキュリティ意識の向上に努めてまいりたいと、このように総合的には考えております。

【北村副委員長】 わかりました。

急増する中で、検挙件数だけ見れば89件が34件ということで、60%検挙率が下がったという認識かと思いますが、それに対していろいろな対策をやっていくんだというようなお話だったろうと存じます。

そういった巧妙化、複雑化する中でさまざまな事業をやられているということで、高校生によるサイバーセキュリティボランティア事業というのをされていると、これは小・中学生を対象にしたことと存じますが、どういった内容なのか、そしてこれを今後どう進めていくのかということについてお尋ねをいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】まず、サイバーセキュリティボランティア活動につきましては、県内の高校、あるいは高等専門学校の中で、このボランティアの趣旨に賛同していただく学校を警察が委嘱しまして、そこでボランティアになる生徒さんたちに、相互協力協定を結んでいる全国でも有数のLAC(ラック)というIT企業の専門家が、まずはその生徒さんたちに正しいサイバーの知識といいますか、情報リテラシーを教育いたします。

その教育を受けた生徒さんたちが、今度は 小・中学生に対して、自分たちの考えも入れな がら、いかに小・中学生に理解してもらえるか というようなことを検討しながら、実際に小・ 中学生に対して授業を行います。そのような活 動がサイバーセキュリティボランティア活動と いうことになります。

今後の進め方でありますが、実際のところ今年はコロナの影響を受けまして、なかなか実施できないというところがございました。

ただ、大手IT企業から高校生らに対する教育については、既にオンラインで実施しております。東京と長崎とを結んでオンラインで実施しているんですけれども、今度は小・中学生となりますと、実は小・中学校の方にまだその設備が完全には整っていないということで、なかなかオンラインではできません。コロナの影響は今後も続くと思われますので、オンライン化に向けた取組を積極的に進めて、この活動が今

後も継続されるような仕組みを作っていきたい と考えております。

【北村副委員長】 わかりました。

高校生の数とか、小・中学生の受けた数とか、 学校の数とか、手元に数字があればお示しくだ さい。なければ後ほどで結構でございます。

オンライン化で進めていくというお話であり ました。それは若年層に向けてということで。

前回、企業向けに訪問してやっていますというようなお話だったろうと思います。県内に6万2,000を超える事業所がある中で訪問するというのは、なかなか非現実的であろうというところもありまして、オンライン化をというようなお話をさせていただいたと存じます。1回やったというようなお話で、事業所向けのオンライン化の啓発活動についてもご説明をいただればと存じます。

【林田サイバー犯罪対策課長】企業向けの啓発活動につきましては、今、大手企業を狙って、そのサプライチェーンである中小企業をターゲットとしたサイバー攻撃が顕在化しているということで、国を挙げて、中小企業対策は重要であると認識しております。

そこで、我々といたしましては、長崎県サイバーセキュリティ相互協力協定というのを結んでいるんですが、この締結機関であります長崎県情報産業協会が経済産業省が推進する中小企業サイバーセキュリティ支援促進事業に力を入れておりますので、こちらと提携して、より多くの中小企業の皆さんに対して、サイバーセキュリティに関する講話等を実施していきたいと考えておりまして、早速、来年1月には、これも協定機関でありますトレンドマイクロと長崎県情報産業協会と提携しまして、中小企業向けのオンラインでの講話を実施したいと考えて、今、計画中でございます。

【北村副委員長】 子どもたちの数については、 今はないということですね。(発言する者あり) ありますか。お願いします。

【林田サイバー犯罪対策課長】ボランティアの 高校が現在9校参加していまして、86名のボラ ンティアの方がいらっしゃいます。

それと昨年、令和元年の実施状況については、ボランティアの方々が40回の講話を行いまして、合計4,637人の小・中学生に対して授業を行ったという状況でございます。

【北村副委員長】成果としてはいい数字かなと 感じましたが、これもオンライン化することに よって、さらに広く進めていただければと思い ます。

あと1点ですが、先ほどのお話の中にもありましたとおり、サイバー犯罪というのは、県境とかもまたいで国全体でやらなきゃいけないんだろうと存じます。非常に日進月歩でございまして、なかなか県警のみで対応というのは難しいんだろうなというような感想をもっておりまして、国との連携をしっかり進めていくことと、大学とも人材交流を進めていくというようなお話だったと存じます。県警のみならず他と連携をして進めていくことと、ぜひ国としっかりと連携をしながらやっていただきたいと存じますので、そういったところについてお考えがあれば、ご答弁をお願いします。

【林田サイバー犯罪対策課長】今、副委員長がおっしゃったとおりでございまして、サイバー犯罪には国境がございませんので、当然国の方とも、あるいは県警でいえば警察庁となるんですけれども、こちらと捜査については連携をしてずっとやっておりますし、あとは地域社会のサイバー犯罪に対する意識向上については、先ほども申しました相互協力協定機関等を通じて、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上に

努めてまいりたいと思います。

【山口(経)委員長】 それでは、通告による質問が終わりましたので、県警本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終 了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

しばらく休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係 の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明を求めます。 【吉野会計管理者】出納局関係の議案について ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 及び同資料の追加1と記載されているものであ りますが、どちらの資料も1ページをご覧くだ さい。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案 「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10 号)」のうち関係部分であります。 まず、議案説明資料をご覧ください。

第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第9号)」のうち関係部分についてご説 明いたします。

歳出予算で一般管理費1,095万3,000円の減を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、議案説明資料追加1をご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明いたします。

歳出予算で、(目)一般管理費76万7,000円 の減を計上いたしておりますが、これは職員の 給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 次に、監査事務局長より 予算議案の説明を求めます。

【下田監査事務局長】監査事務局関係の議案に ついてご説明いたします。

説明資料の当初版、追加1、いずれも2ページ をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

初めに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、(目)事務局費375万8,000円の 増などを計上いたしておりますが、これは、給 与費について、既定予算の過不足の調整に要す る経費であります。

次に、説明資料追加1をご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明いたします。

歳出予算で、(目)事務局費39万8,000円の 減などを計上いたしておりますが、これは給与 改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 次に、人事委員会事務局 長より予算議案の説明を求めます。

【大﨑人事委員会事務局長】人事委員会事務局 関係の議案についてご説明をいたします。

議案説明資料及び議案説明資料の追加1と記載されている資料でございます。どちらも3ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分でございます。

まず、議案説明資料をご覧ください。

第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第9号)」のうち関係部分についてご説 明をいたします。

歳出予算で、(目)事務局費532万3,000円の増を計上いたしておりますが、このうち403万7,000円は、職員給与費について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。128万6,000円は、令和3年度実施の県職員採用試験(大卒程度)の試験職種「行政(特別枠)」について、民間企業志望者からの受験申込を促進し、多様な人材を確保するため、試験実施時期の6月か

ら4月への前倒しとSPI試験、これは民間企業でよく活用されている試験でございますが、 SPI試験の導入について周知するための経費であります。

次に、議案説明資料追加1をご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明をいたします。

歳出予算で、(目)事務局費29万8,000円の 減を計上いたしておりますが、これは職員の給 与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の 説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 次に、労働委員会事務局 長より予算議案の説明を求めます。

【大﨑労働委員会事務局長】労働委員会事務局 関係の議案についてご説明をいたします。

議案説明資料及び議案説明資料の追加1と記載されている資料でございます。どちらも4ページであります。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

まず、議案説明資料をご覧ください。

第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第9号)」のうち関係部分についてご説 明をいたします。

歳出予算で、(目)事務局費301万3,000円の 増を計上いたしておりますが、これは、職員給 与費について、既定予算の過不足の調整に要す る経費であります。

次に、議案説明資料追加1をご覧ください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明をいたします。

歳出予算で、(目)事務局費13万6,000円の 減を計上いたしておりますが、これは職員の給 与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の 説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 次に、議会事務局長より 予算議案の説明を求めます。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の議案に ついてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 及び同資料追加1のいずれも5ページをお開き ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

まず、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、(目)議会費1,055万4,000円の減、(目)事務局費1,849万3,000円の増を計上いたしておりますが、これは議員報酬及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、議案説明資料追加1をご覧ください。 第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明いたします。

歳出予算で、(目)議会費262万9,000円の減、 (目)事務局費67万8,000円の減を計上いたし ておりますが、これは議員の期末手当改定及び 職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 人事委員会の128万6,000円についての質問をいたしたいと思います。県職員の採用に関して、試験内容を変えるとか、あるいは実施時期を変更するとか、こういうちょっとびっくりするような内容になっているわけです。要するに人事委員会としても、優秀な人材を確保するために、それなりに応募をしていただかなければいかんわけだよ。ところが、最近の応募の状況等を見て、横ばいか相当減少しているというようなこともあったりして、試験内容を変えて、しかも時期まで変更すると。

こういうことに至った背景は、一体どういう ふうになっているのか、まずその辺の説明をい ただきたいと思います。

【田中職員課長】多様な県民ニーズに応え、さらに先進的な施策も実施していくためには、多様な人材を確保する必要があると考えております。

その方策の一つとして、大学卒業程度の一般 事務職に当たります行政職については、通常枠 だけでなく特別枠を設け、法学部や経済学部な どの学生だけでなく、さまざまな学部の学生が 受験しやすい試験内容とすることで多様な人材 の確保を図ってきたところです。

しかしながら、委員ご指摘がありましたとお り応募者数が伸び悩んでいるということもあり、 試験内容の一部と試験の実施時期を変更することにより、民間企業を志望する学生にも、より 一層受験しやすい試験とすることで、これまで 以上に多様で優秀な人材を確保していきたいと 考えております。

【小林委員】率直に言って、一番優秀な人材が 県庁に集まってきていると、そういう厳しい試 験、難関をくぐり抜けて皆さん方もそこに座っ ていてくださるんじゃないかという認識があり ました。

しかしながら、今の説明を受けますと、応募する人が、大卒の行政職というんですか、それに当たる人がずっと少なくなってきていると。こういう事態は我々としても、失礼だけれども、あまり日頃から勉強不足で、観念として、一番優秀な人が県庁に集まってきていると、こういうふうな認識でおりましたので、相当な厳しい難関を越えて県庁に奉職されているんじゃないかと、こう思っておったわけです。

コロナ禍は別だけれども、今まで景気が非常によかったと思います。それで民間で、新しい時代の移り変わりの中において、デジタルとか国際化とか、働く展望というか、そういうものを希望に入れ込んで、自分の人生を、かなり広く活躍の場を求めると、そんなようなことの中で民間に志望される方が結構多かったのではなかろうかというような感じがいたしまして、ちょっと意識、認識を我々も変えなければならないと思っております。

それで今回、応募の数が少ないと、多様な人材を発掘するのがあなた方の役割でもあると、そして県庁を県民の期待に応えるような体制にもっていかなければいけないと、こういう展望の中で予算を立てながらやっていただいている。そして試験日も、あるいは試験内容まで検討して変更すると、こういうような取組は、もう本

当に何度も言うように意外や意外と、こういう 感じがいたしておりまして、そういう勇断とい うか、そういう判断をされる人事委員会の対応 を、私は非常に評価をしたいと思っているわけ であります。

それで、こういう状態を、予算まで組んで変更することによって、どういう効果というか、どういういい方向に見込まれていくのか、その辺のことについてお尋ねをしたいと思います。 【田中職員課長】今回の変更では、まず試験内容について、一次試験の筆記試験として実施しております能力試験について、多くの民間企業の採用試験で用いられておりますSPI3という試験方式に変更いたします。

これにより民間企業との併願がしやすくなる ことから、もともと民間企業の志望だった学生 の受験も促すことで、応募者の増加が見込める ものと考えております。

さらに、これまで6月に実施していた一次試験を4月に、また、8月に実施していた合格者の決定を6月に、それぞれ前倒しして実施することとしております。民間企業を志望する学生のうち約75%が、6月には内々定を得ているという調査もあることから、民間に近いスケジュールで最終合格者を決定したいと考えております。

既に同様の変更をした他県の例からすると、 今年度59名であった応募者が、来年度は約400 名程度まで増加するのではないかと見込んでお ります。応募者が増加することにより、多様で 優秀な人材の確保につながるものと考えており ます。

【小林委員】全くおっしゃるとおりで、私もそう思いますよ。やはり多様な人材確保がとても望まれる。そのためには、県庁を第一志望にしていただけるような取組が必要だと思います。

だから、6月の一次試験を4月にするとか、あ

るいは8月の合格者の決定を6月にするとか、そういう開かれた県庁というか、限りなく民間と競争するような姿勢の中で、民間に流れていかんとする優秀な人材を県庁に引っ張ると、そういう取組は、本当はもっと早くしていただかなければいかんじゃなかったかなと、こんな感じがするわけです。

今のご説明の中で、59名しか応募者がいらっしゃらないと、こういう変更をすることによって来年度は400名ぐらいが見込まれるというようなことで、こんなに大きな差が出るものかと思って、これまたあまり日頃関心がないものだから、びっくりしているわけです。そういうことですから、今回のわずか128万6,000円の予算の中でいろいろと変更をなされて、本当に優秀な人材を、多様性のある人材を求めてやっていくということは非常に結構だと思います。

あとは、これをアピールしてもらわんといかん、PRを。こういうふうに県庁もやり方を変えましたよということを、多くの学生をはじめ民間の皆さん方にもっともっとアピールをしてもらって、PRしていって、県庁を受験してもらう方向に持っていかなければいかんと思いますが、その対策というか取組というか、それについてはどうですか。

【田中職員課長】職員募集の取組としましては、ポスター、チラシ、新聞広告などによる広報のほか、ツイッターやフェイスブック、就職情報サイトへの情報の掲載などを行ってきたところですが、今年度は新たな取組として、テレビ会議システムを利用したオンラインの業務説明会を開催したほか、職員募集専用のホームページを開設して、採用試験の情報だけでなく、若手職員の活躍の状況などについても積極的に発信をしているところです。

また、各大学が行う就職説明会などにも積極

的に参加をしているほか、実際に県庁内の職場 や技術職の現場などを見てもらう職場見学会や インターンシップなどを実施して、県職員の仕 事の魅力の発信や、実際に仕事に触れてもらう 就業体験の提供などに特に力を入れているとこ ろでございます。

【小林委員】 頑張ってください。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑がないようで すので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。 よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ 可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を 行います。

出納局及び各種委員会事務局は、委員会付託 議案及び陳情書の送付がないことから、所管事 項についての説明を受けた後、議案外の審査を 行うことといたします。

まず、会計管理者より所管事項の説明を求め ます。

【吉野会計管理者】出納局関係の所管事項につ いてご説明いたします。 総務委員会関係議案説明資料の出納局、各種 委員会事務局の1ページをお開きください。

新たな行財政改革に関する計画素案の策定についてご説明いたします。

令和3年度から新たに取り組む行財政改革に 関する計画につきましては、これまでの県議会 や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏 まえて、この度計画素案として取り纏めました。

出納局においては、主に全庁的に共通する財務会計事務の標準化・システム化や財務会計システムの操作方法のさらなる改善などに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】 次に、監査事務局長より所 管事項の説明を求めます。

【下田監査事務局長】 同じく説明資料の2ページをご覧ください。

新たな行財政改革に関する計画素案の策定に ついて。

令和3年度から新たに取り組む行財政改革に関する計画につきましては、これまでの県議会や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏まえて、このたび計画素案として取りまとめました。

監査事務局においては、全庁的な取組である 内部管理経費の縮減に取り組むとともに、環境 変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づ くりに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を

終わります。

【山口(経)委員長】 次に、人事委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局 関係の所管事項について、ご説明、ご報告をい たします。

議案説明資料の3ページでございます。

まず、令和2年度県職員採用試験についてで ありますが、短大卒業程度、高校卒業程度及び 就職氷河期世代を対象とした選考試験の各試験 を実施し、最終合格者を発表いたしました。

なお、障害者を対象とした選考試験につきましては、お手元の資料では12月上旬に最終合格者を発表する予定といたしておりますが、昨日、12月7日に発表をさせていただいたところでございます。48名が受験し、5名が合格、競争倍率は9.6倍となっております。

また、警察官 類(男性・女性)、第2回及び警察官 類(男性・女性)の各試験の実施状況及び合格者発表予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、新たな長崎県行財政改革に関する計画 素案の策定についてでありますが、令和3年度 から新たに取り組む行財政改革に関する計画に つきましては、これまでの県議会や長崎県行財 政改革懇話会におけるご意見も踏まえて、この たび計画素案として取りまとめました。

人事委員会事務局においては、全庁的な取組 である内部管理経費の縮減等に取り組むととも に、多様な人材の確保や環境変化に対応した働 き方の推進、活力ある職場づくりなどに取り組 んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の

報告を終わります。

【山口(経)委員長】 次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大﨑労働委員会事務局長】労働委員会事務局 関係の所管事項についてご説明をいたします。

同じ資料の5ページでございます。

調整事件について。

これは労働組合と使用者の間で生じた紛争に 関する事件でありますが、前回説明以降、新た な申請はなく、この間取り扱いました調整事件 1件は打切りにより終結し、現在調整中の事件 はありません。

審査事件について。

これは不当労働行為に係る事件でありますが、 前回説明以降、新たに申し立てられた事件はな く、現在審査中の事件は3件であります。

個別的労使紛争について。

これは労働者個人と使用者の間で生じた紛争 でありますが、前回説明以降、新たに申し出が あった事件は1件であり、現在調整中でありま す。

次に、新たな行財政改革に関する計画素案の 策定についてでありますが、令和3年度から新 たに取り組む行財政改革に関する計画につきま しては、これまでの県議会や長崎県行財政改革 懇話会におけるご意見も踏まえて、このたび計 画素案として取りまとめました。

労働委員会事務局においては、全庁的な取組 である内部管理経費の縮減等に取り組むととも に、環境変化に対応した働き方の推進や活力あ る職場づくりなどに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分お伺いするとと もに、県民の皆様のご意見もいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の 説明を終わります。 【山口(経)委員長】 次に、議会事務局長より所 管事項の説明を求めます。

【松尾議会事務局長】 同じく6ページをお開き ください。

議会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

新たな行財政改革に関する計画素案の策定に ついて。

令和3年度から新たに取り組む行財政改革に 関する計画につきましては、これまでの県議会 や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏 まえて、このたび計画素案として取りまとめま した。

議会事務局においては、全庁的な取組である内部管理経費の縮減等に取り組むとともに、庁内業務におけるデジタル化の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活力ある職場づくりなどに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見もいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいります。

以上をもちまして、議会事務局関係の報告を 終わります。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、議案外の所管事項に関して、質問通告に基づき質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

【麻生委員】議会事務局を含めて、大変お世話 になっております。

今回の所管事項関係について、各課の「活力 ある職場づくりを進めます」という形で記載さ れているんですけど、具体的に各課の取組が、 どのような観点から活力ある職場をつくってい くのか。その点について、それぞれ担当する部 署は違うと思いますので、できれば端的に、こ ういう部署において活力ある取組をしているん だと、そして方向性としてはこういうものを目指していくということで取組がなされていると思いますので、それについてのお尋ねをしたいと思います。

【福田監査課長】 監査事務局におきましては、毎朝ミーティングなどを行い、各職員がその日に予定している業務内容や、ほかの職員への依頼事項などについて打ち合わせを行い、スムーズに業務に取り組むことができるよう職場環境の活性化を図っております。

また、会議を行う際には、協議資料を事前に配付することで会議の所要時間の短縮化を図るとともに、あらかじめ会議終了時間を設定することで会議時間が無用に長くならないようにし、職員が議論に集中できるような環境づくりに努めております。

このような取組により職場内のコミュニケーションの活性化を図り、職員の健康にも留意しながらワーク・ライフ・バランスを保持し、働きやすく活力ある職場づくりを目指してまいります。

【田中職員課長】人事委員会事務局におきましては、毎朝、各班ごとに朝礼を実施して、スケジュールの調整や班内で共有すべき情報や課題などについて確認を行っております。

また、月曜日には局全体の朝礼も実施しているところです。

さらに、毎週木曜日には班長会議を実施して、 課全体で共有しておくべき情報を確認するほか、 さまざまな課題について、ざっくばらんな話し 合いをする場としております。

朝礼や班長会議を活用することで、職員のコミュニケーションを深め、職場の風通しをよくすることで活性化を図っているところでございます。

【宮本調整審査課長】労働委員会事務局におき

ましては、毎朝のミーティングにおいて、スケジュールや事業の進捗の確認、各種伝達などを行っております。

その後、懸案がある場合には対策を検討する 場を設けておりまして、全ての職員が活発に発 言し、意見交換を行っている状況です。

また、個別面談により健康面や家庭環境の把握を行いますとともに、職場への要望も随時確認しております。子育て中とか介護中とか、労働委員会の特殊性もございまして、事件の申請が前もってわからないということがありますので、申請があったら直ちに対応する必要があることから、柔軟に業務を振り分けることによって職員の負担の軽減を図っております。

さらに、時間外の事前命令の徹底や職務目標の明確化、各種の休暇が取得しやすい雰囲気づくりを進めております。引き続き、職員一人ひとりの事情を考慮し、働きやすい活力のある職場づくりを進めてまいります。

【柴田次長兼総務課長】議会事務局におきましては、議員の皆様の活動をサポートし、多様な県民の声を政策として実現していく場であります議会を円滑に運営するため、職員一人ひとりが、それぞれの持ち場でやりがいと誇りをもって仕事を行うことが円滑な議事運営につながっていくものというふうに考えております。

今年度におきましては、新型コロナウイルス 感染拡大によります新しい生活様式を踏まえま して、時差出勤、執務室の分散化などを実践し ていく一方で、各課・室長には、新たな働き方 に伴った仕事の進め方や、体調変化を把握する ための円滑なコミュニケーションなど、職員へ の目配りを欠かさないよう配慮を求めておりま す。

また、毎週、毎日の職場内ミーティングにおきまして、上司と部下、先輩と後輩のコミュニ

ケーションの活性化を図り、気軽に相談や情報 交換ができるような風通しのよい職場づくりに 努めております。

そのほかにも、年度初めには局長と各職員によるランチミーティングを行ったり、職員間の 挨拶の励行を呼びかけるなど快適な職場環境の 整備を図っております。

今後とも、職員が働きやすい活力ある職場づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【櫻井会計課長】活力ある職場づくりにおきましては、全庁的な取組として、所属内での定期的なミーティングの実施や職員個人のキャリア目標の設定、労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施、スポーツ・レクリェーションによるコミュニケーションの活性化などを実施しておりますけれども、そのほか特に私が気がけておりますのは、職員のメンタル的な部分で問題が生じていないかという部分に注意をしております。そういう職員がいる場合には、個別の面談を行いアドバイスを行うとともに、その後も定期的に指導や助言を行っているところでございます。

また、出納局では毎年、年度末や年度初めには長時間にわたる時間外勤務が発生しておりまして、時間外勤務を縮減し、一人ひとりの職員の負担を軽減する方策を具体的に立てて実行に移すことで、職員の健康管理に努め、職員の持つ能力が最大限引き出されるよう留意しているところでございます。

【麻生委員】なかなか私たちには見えない分野で、職員の皆さんが奮闘されているということが改めてわかりました。

ただ、今、デジタル化と言われていまして、 一方ではコミュニケーションが大事で、職場の 中で若い人、経験がある人が連携しながら能力 を上げていく、効率を上げていくと、そういったことが大事だと思っておりますので、それぞれ課題は違うかもしれませんけれども、県民に対して、いかにしたら見えるか、また併せて県民の奉仕者として取組ができるかどうか、しっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

今、コミュニケーションの関係で、オフサイトミーティングという手法があると聞いておりまして。それぞれの職場の枠を外しながら、肩書を外しながら、お互いがしっかりと問題点、課題を共有しながら、それに対してどう取り組んでいくかと、そういう手法があるということで、長崎市の関係でも職員の中で何年か前から実施をされているということでございました。

そういうことで、それぞれキャリアアップを 目指して専門的な知識も含めながら取り組まれ ていることもあると思いますけれども、職場内 でオフサイトミーティングの関係があるのか、 ないのか。

そして、モチベーションをアップするためのいろいろな制度とか、それぞれ目標を掲げてキャリアアップのために取り組まれている、また推奨しながら、それぞれが啓発されているような状況があるのかどうか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

【福田監査課長】庁外に場所を移して、日常の 喧騒から離れた環境で集中的にミーティングを 実施するオフサイトミーティングは実施してお りませんが、その一方で、オフサイトミーティ ングのメリットでございます、職場での立場、 肩書を外して実直に意見を交わすミーティング につきましては、監査事務局の協議におきまし ては、職員が委縮しないよう、役職や経験年数 にはこだわらず、自由闊達な意見が出せるよう な雰囲気づくりに努めております。 こういうミーティングを通して、50歳未満の 職員につきましてはキャリアアップのためのキャリア目標を設定していただいて、人材育成に 努めているところでございます。

【田中職員課長】オフサイトミーティングという言葉を、正直なところ私は、今回質問通告で初めて知ったところです。早速、インターネットなどで調べてみましたが、気楽にまじめな話をするというコンセプトは大変おもしろいと感じました。

また、オフサイトミーティングの考え方として、参加者の一人ひとりが思っていることを素直に話し、コミュニケーションを深めることで協力的に問題を解決していくというようなことも書いてありまして、こういう考え方は、普段の業務においても大切なことだと思ったところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現時点でオフサイトミーティングを実施することは少し難しいかもしれませんが、オフサイトミーティングの考え方については、ぜひ普段の業務にも取り入れていきたいと考えております。

また、人材の育成についてですが、人事委員会事務局におきましては、平成28年に作成した人事委員会事務局人材育成プログラムに基づいて人材の育成を行っているところです。

特に、配属1年目の職員を中心に外部の研修会にも参加しているほか、課内で勉強会を開催するなどして、給与や勤務条件などに関する専門的な知識を深めているところでございます。

【宮本調整審査課長】労働委員会事務局の業務 におきましては、労働法や手続に関する高い専門的な知識が必要であることから、毎年たくさんの研修や事例研究、セミナーのようなものが 開催されております。

今年度は、コロナ禍によりましてそれが中止

になりましたり、Web開催が多かったですけれども、職員は、勤務年数やレベルに応じて積極的に、特にWebで受講をしている状況でございます。働き方改革の推進に伴う法律の改正や、判例も徐々に示されてきておりますので、常に情報収集を行いながら紛争解決に当たっているところでございます。

また、委員ご指摘のオフサイトミーティングというものにつきまして、私も職員課長同様にあまり認識はなかったんですけれども、そういう職場を離れてのものではありませんけれども、所属内での議題の検討や打ち合わせというものは、職員個人の意見や考え方を発信するものでありまして、実質としてオフサイトミーティングにすごく近い部分があると考えております。

異なる主張を持つ労働者と使用者との間の良好な関係づくりを目的とする本委員会の業務におきましては、日頃から多様な意見を共有する姿勢というものが職員のスキル向上につながるものと考えております。

加えて人材育成の観点からは、業務以外に人権やメンタルヘルスケア、組織マネージメント等の研修にも、さまざまな機会を通して職員に参加を促している状況です。今後も継続して、さまざまな研修を通じて職員の資質向上に努めてまいります。

【柴田次長兼総務課長】議会事務局におきましては、業務外でのミーティングの実施までには至っておりませんけれども、毎日のミーティングや挨拶の励行を行う中でコミュニケーションの活性化が一定図られているものというふうに考えております。

職員の能力向上につきましては、職員に応じた研修参加への呼びかけはもとより、現在、県議会においてICT化やペーパーレス化などについて各課横断的な検討チームを構成いたしま

して、事務的にも検討を進めているところでご ざいます。

こうした新たな議会の運営の試みに当たり、 横断的な検討チームに参加をしていくことは、 柔軟な視点で時代に合った制度につくり替えて いくということに関わることになろうかと思い ます。これも、前向きに仕事に向き合う一つの きっかけになるものと考えております。

職員の育成については、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【櫻井会計課長】出納局におきましても、庁外でのオフサイトミーティングは実施しておりません。 どうしても一定の人数が集まるミーティングになりますと、庁内の会議室でやることが多うございます。

また、キャリアアップに向けての出納局が行っている研修としましては、全庁職員向けに財務会計事務や物品管理事務に関する研修会を実施したり、外部の講師を招いて金融に関する研修会を実施しておりますほか、民間機関が主催する研修会に参加させたり、自治大学校の研修にも参加させるなど、業務に活かしてもらっているところでございます。

【麻生委員】それぞれの取組、ありがとうございました。職場によって環境は違うので、一概にオフサイトミーティングがいいですよという話ではないと思いますけど、ただ、風通しの良い職場、また、いろいろな形で内容を共有しながら、この目的を完遂するといいますかね。

今、令和3年度を含めた新しい総合計画が出ました。それについてどういう形で取り組んでいくのかというのは大事だと思いますので、風通しのよい職場環境と、みんなが同じ目的をしっかりと達成できるようお願いしたいと。

一人ひとりのキャリアを上げていただいて。 皆さん大体3年ぐらいでローテーションで回る わけですから、本当に事務局の方は大変だと思いますけれども、スペシャリストを育成しながら、この分野については私が一番知っているんだというような人材づくりをしながら、しっかりと取り組むことが大事じゃないかなと。

オールマイティがいいんでしょうけれども、 ある意味では、オールマイティイコール、何で も通用するけど、何でもは知らないというよう な状況にもつながっていきますので、この分野 については私がトップ、スペシャリストだとい うくらいの人をぜひ育成していただき、そして 今後の県庁の活性化に取り組んでいただきたい と強く要望します。

各課の取組について、大変時間をかけていた だきまして、ありがとうございました。以上で 終わります。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、通告による質問が終了しましたので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。 しばらく休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時14分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、出納局及び各種事務局関 係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前 10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を 行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 2時15分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月 9日

自 午前10時 0分 至 午後 3時48分 於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君 副委員長(副会長) 貴寿 君 北村 委 員 小林 克敏 君 11 山口 初實 君 前田 哲也 君 11 中島 浩介 君 " 山本 啓介 君 " 君 大久保潔重 " 君 " 吉村 洋 麻生 降 君 " 堤 典子 君 " 基継 浦川 君 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

部 企 画 長 柿本 敏晶 君 企画部政策監 吉田 慎一 君 (IR推進担当) 企画部政策監 三上 建治 君 (次世代情報化推進担当) 政策調整課長 小林 純 君 和弘 君 政策企画課長 陣野 政策企画課企画監 君 福田 義道 (次期総合計画担当)

 I R 推 進 課 長
 小宮 健志 君

 次世代情報化推進室長
 小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査 を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より予算議案の説明を求めます。

【柿本企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 及び予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料(追加1)をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

まず、予算決算委員会総務分科会関係議案説明追加1、1ページの9行目からと、予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料1ページの7行目からを併せてご覧願います。

初めに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算で4億9,938万3,000円の増、歳出予 算で4,224万3,000円の増を計上いたしており ます。

この歳入予算の内容は、他部局で歳出予算を

計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するのものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

また、歳出予算の内容は、職員給与費について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続いて、予算決算委員会総務分科会関係議案 説明資料(追加1)、1ページ16行目からをご覧 願います。

次に、第156号議案「令和2年度長崎県一般会 計補正予算(第10号)」のうち関係部分につい てご説明いたします。

歳出予算で133万円の減を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 質疑がないようですので、 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議 案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可 決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。 よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ 可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、企画部長より総括説明を求めます。

【柿本企画部長】企画部関係の議案についてご 説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開 き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャ レンジ2025について」のうち、関係部分であり ます。

第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民に皆様からご 意見をいただきながら検討を進めてまいりまし た新たな総合計画について、名称を「長崎県総 合計画チェンジ&チャレンジ2025」とし、「人・ 産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強 い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を 柱とする、令和3年度からの5か年計画として策 定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち企画部関係部分では、 基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能 な地域を創る」において、関係団体等と連携し て県民及び県内企業への普及、啓発などを行う SDGsの推進、産学金官が連携した「ながさ きSociety5.0推進プラットフォーム」によるI CT利活用の推進、第5世代移動通信システム (5G)の基地局設置など地域を支える情報通信基盤の整備促進等に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、新型コロナウイルス感染症収束後の観光活性化にも大きな役割を果たし、交流人口の拡大や良質な雇用の創出が期待される特定複合観光施設(IR)区域の整備や、本県を訪れた方や県民にとって利便性が高くストレスのない移動の実現を目指した、MaaSをはじめとする新たなモビリティサービス導入の推進等に取り組むこととしております。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様 と一体となって力強い長崎県づくりを進めてま いりたいと考えております。

次に、議案以外の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料(追加1)の1ページをご覧願います。

令和3年度の重点施策について。

令和3年度の予算編成に向けて、長崎県重点 戦略(素案)を策定いたしました。これは、来 年度が初年度となる新しい長崎県総合計画に掲 げる目標の実現に向けて、令和3年度に重点的 に取り組もうとする施策について、新規事業を 中心にお示ししたものであります。このうち、 企画部の予算編成における基本方針及び主要事 業についてご説明いたします。

令和3年度は、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に10の基本戦略を柱とする新たな総合計画がスタートすることから、各部局と連携して計画に沿った施策を推進し、新たな時代を生き抜いていく、力強い長崎県づくりに取り組んでまいります。

また、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、各部局と連携して対策の深化・高度化を図るとともに、県と市町が一体となって、地域の実情に応じた取組をより一層強化することで人口減少の抑制につなげてまいります。

さらに、特定複合観光施設(IR)区域の整備に向けて重要な年となることに加え、Society5.0の実現、SDGsの推進といった新たな課題にも対応する必要があることから、企画部がリーダーシップを発揮して部局横断的な取組を進めるとともに、大きく変わりつつある本県の近未来像や新たなまちの魅力を積極的に発信してまいります。

次に、令和3年度に取り組む主な施策等をご 説明いたします。

まず、特定複合観光施設(IR)区域の整備に向け、民間事業者の選定及び区域整備計画の作成など、区域認定申請に向けた諸準備を着実に実施するとともに、IRの実現に必要な総合的な交通インフラの整備に向けた取組を進めます。

Society5.0の実現に向けては、ICTの利活用による地域課題の解決や、新産業・新サービスの創出、県民の豊かで質の高い生活の確保、行政のデジタル化について、産学金官連携により推進するとともに、ビッグデータ等の活用による施策の深化も図ります。

このほか、SDGsの普及推進や、県政150 周年記念事業等についても取り組んでまいります。

なお、令和3年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からの ご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の 中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の2ページにお 戻り願います。

特定複合観光施設(IR)区域整備の推進について。

IR区域の整備については、去る10月9日、 国の基本方針の修正案等が公表され、これまで 令和3年1月4日から7月30日までとされていた 区域整備計画の認定申請期間を9か月延期し、 令和3年10月1日から令和4年4月28日までに変 更するとともに、IR区域及びIR施設におけ る感染症対策をはじめとした安全・健康・衛生 の確保、さらには、国や都道府県等職員とIR 事業者との接触ルール、都道府県等によるギャ ンブル等依存症対策の充実などが追加されまし た。

本県においても、こうした国の動き等を踏まえ、IR事業者の公募・選定に係る実施方針(案)の修正を行ったうえで、11月25日から12月20日までの間、パブリックコメントを実施し、IR事業者の公募に向け手続を開始いたしました。

また、去る11月11日には、ギャンブル依存症対策や治安対策、青少年の健全育成等にかかる幅広い主体の参画のもと、IR周辺地域における安全・安心の確保並びに快適な生活環境の整備に向けた検討などを行う「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」を設置したところであります。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

Society5.0の推進について。

県におきましては、人口減少の進行などの課 題を解決していくためには、ビッグデータの活 用などにより、その傾向を分析・把握し、施策の深化を図るとともに、様々な産業分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の促進及び積極的なICTの利活用による課題解決、新産業・新サービスの創出を図ることが必要であると考えております。

そのため、本年9月、県内のIT企業、大学、金融機関、有識者、関係団体、市町の皆様にご賛同いただき立ち上げました「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」の「基盤整備・課題解決部会」において、テーマ別のワーキングチームを開催し、課題の共通認識やその解決に向けた取組の方向性などについて、議論を進めているところであります。

さらに、県内事業者の方々や県民の皆様にI CT利活用にかかる意識をお持ちいただくため、 去る11月17日には、佐世保市と共催にて、土木 分野におけるICT利活用をテーマとしたセミ ナーを開催し、今年度中に、医療、福祉などを テーマとした同様のセミナーも開催することと しております。

今後とも、本県におけるSociety5.0の実現に向け、関係施策を積極的に展開してまいります。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について。

平成27年度から令和元年度までの地方創生に向けた具体的取組などを示す第1期の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、全体の評価・検証を行いました。

KPIの達成状況といたしましては、全94項目のKPIのうち、実績把握が可能な89項目で見ると、約58%となる52項目が最終目標を達成しましたが、約27%の24項目が概ね達成、約15%の13項目が未達成にとどまっております。第1期総合戦略では、人口減少の抑制に向け、社会減、自然減両面から対策を実施し、企業誘

致や地場産業への支援による新規雇用創出、目標を上回る移住者数の増加、高校生の県内就職率の改善など、一定の成果に結びついたものの、本県における5年間の人口の推移を見ると、社会増減については毎年約6,000人が減少、自然増減についても令和元年度に約8,000人の減少となるなど、人口減少の抑制には至っておりません。

しかし一方で、離島地域において有人国境離島法を活用した取組の成果により社会減が縮小傾向にあるほか、本土地区においても、企業誘致や地場企業の規模拡大、保険・金融業等における本社機能の一部誘致、さらには新幹線開業やIR誘致の推進など、良質な雇用の場の創出やまちづくりの進展等に結びついております。

今後はこうした産業やまちが大きく変化する チャンスや、新型コロナウイルスの影響による 働き方の変化や地方回帰の動きを捉え、若者の 県内就職やUIターンの促進、移住対策や関係 人口の創出に市町や県内企業、大学等と連携し て取り組み、人口減少の抑制につなげてまいり ます。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし ます。

【山口(経)委員長】 次に、政策企画課企画監より、補足説明を求めます。

【福田政策企画課企画監】 それでは、第153号 議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」につきまして、補足してご説明させてい ただきます。

はじめに、策定の経過についてでございますが、本計画案の策定に当たりましては、現計画の数値目標の達成状況を検証するとともに、県内外の有識者で構成する次期総合計画懇話会や

県内8地域で開催した地域別意見交換会、市町との意見交換のほか、高校生や大学生との意見交換、また、県民アンケートなどを実施し幅広くご意見を伺ってきたところでございます。

このような過程を経て、計画の大枠を示しま した素案骨子を6月定例県議会に提出し、ご意 見をいただきました。

その後、さらに次期総合計画懇話会や市町の ご意見を伺って計画素案を作成し、9月定例会 に提出をいたしました。

今回お示しした計画議案につきましても、9 月定例会でいただいたご意見のほか、パブリックコメントや市町及び関係団体への意見照会、 次期総合計画懇話会などからいただいた多くの ご意見を踏まえ策定したものでございます。

それでは、素案から変更した主な事項につい て、ご説明させていただきます。

まず、計画の名称についてでございます。

今後、本県では、各種プロジェクトやまちづくりの進展に加え、産業構造も変革の時期を迎えておりまして、このような大きな変化をチャンスと捉え、新たな取組にチャレンジしていくという基本計画の考え方をあらわし、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」としてご提案させていただいております。

次に、キャッチフレーズについてでございます。議案書の各ページの隅の方にございますページ番号で7ページをご覧願います。

総合計画の推進に当たり、県民の皆様に一緒に長崎の未来をつくっていこうという思いを持っていただくため、新たにキャッチフレーズを盛り込むこととしておりました。これまで、高校生や大学生のアイデアや次期総合計画懇話会のご意見を伺ってまいりましたが、それを踏まえ、「つながり、ささえ、つくろう長崎」としてご提案するものでございます。

続きまして、議案書39ページをご覧願います。 指標設定の考え方についてでございます。

9月定例会の本委員会におきまして、コロナの影響を踏まえて、目標設定の考え方を計画の中に盛り込んでおくべきではないかとのご指摘をいただいておりましたが、県としての考え方を盛り込んだところでございます。

内容としましては、指標設定の基本的な考え 方に加えまして、まち・ひと・しごと創生総合 戦略と共通する指標については、原則として同 じ数値目標を設定すること、その上で可能な限 り5年後には、コロナの影響を乗り越えて掲げ た目標の達成を目指すという考えを基本とする こと。

また、計画期間中にコロナの影響等により達成が困難だと判断される場合は、目標の見直しの検討など柔軟な対応を行うことを記載しております。

次に、指標に関連いたしまして、素案から変更があった数値目標についてご説明申し上げます。

議案の関係資料として、数値目標の新旧対照表をお配りしております。素案の段階で、アンケート調査や統計調査などの結果が判明していなかったため、数値目標を「調整中」としていたものについて新たに目標値を設定したほか、国の動きなどを踏まえ基準値または目標値を変更したもの、また、県議会や関係団体からのご意見を踏まえ指標の名称を変更したものなどについて、変更を行っております。

なお、変更があった数値目標につきましては、 数値目標の設定根拠をそれぞれ所管の委員会に 配付させていただいております。

続きまして、議案書の164ページ、165ページ をお開き願います。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた主な施

策についてでございます。

素案の段階では、関係資料としてお配りして おります概要版にのみ関連する施策を記載して おりましたが、パブリックコメントにおきまし ても、コロナに対応する施策が見えにくいとい う趣旨のご意見もあり、県民の皆様にわかりや すくお示しするため、計画本体にも盛り込むこ ととしたものでございます。

次に、171ページをご覧願います。

政策横断プロジェクトについてでございます。 9月定例会でお示しした素案につきまして、 本委員会で、政策横断プロジェクトであるとい う表示がないというご指摘を受けておりました が、今回、プロジェクトを一覧にした表紙と、 それぞれのプロジェクトにも見出しを表示する ように改めております。

次に、185ページをお願いいたします。

政策横断プロジェクトのうち、災害から命を守るプロジェクトに関しまして、主な取組の2つ目の枠囲みには、地域・県民の防災力に関する取組の記載がございます。このうち、上から4つ目の「集落・地域コミュニティにおける防災意識向上への取組促進」につきまして、本委員会でのご意見を踏まえ追加記載をしたものでございます。

以上が、主な記載内容の追加、変更でございますが、これ以外にも、自然災害時の避難所不足を受けて民間施設活用の視点を追加記載したほか、産業分野では、地元銀行の合併を契機とした県内企業への支援体制の強化に関する記載を追加しております。

また、環境の分野では、国の方針を踏まえまして、素案で記載をしていました「低炭素」という表現を「脱炭素」に変更をしております。

このほか、パブリックコメントなどを踏まえまして、計画全般にわたって文言の追加や修正

がございますが、施策や取組の方向性に影響を与えるような修正ではないと思われますので、 個別の説明については省かせていただきたいと 思います。

なお、各ページの欄外、下の方には、県民の 皆様にわかりにくいと思われる用語について解 説を加えております。

また、関係資料としまして、各常任委員会に 部局別政策一覧を配付し、関係部分の審議をお 願いしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜 りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました ので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 今現在の総合計画、チャレンジ2020を、チェンジ&チャレンジ2025という非常に元気が出るようなスローガンを掲げて前進をしていただくということについては、非常に結構なことだと思っております。その勢いは、必ず結果として出していただかなければいけないと、こういうように要望を強めておきたいと思います。

それで、まず、長崎県総合計画チャレンジ 2020、現総合計画の実績でありますけれども、今年度はまだあと3か月近くあるわけであります。だから、3か月ぐらいの状況で大幅に数値目標が変わってくるようなこととか、あるいは、現時点において達成できていないところがこの3か月によって達成できるかもしれないとか、そんなところも幾らか数字が変わってくることも考えられないわけではないが、現時点において我々のもとに資料を提供していただいている、そこから若干判断をしていきたいと思っております。

まず、チャレンジ2020の現総合計画、これが

全体が250項目あると。この250項目の中で、重複分の63項目を省いて全体的に187項目と。187項目の中で、数値目標を達成できたと、順調というところが100項目、その率は53%と。それから「やや遅れ」が大体27%、「遅れ」が37項目で率が20%と、こういうような現時点における成果が明らかになっているところでございます。

この数字を我々がどう分析するかという時に、特に「遅れ」の20%もいかがなものかと思うし、また、53%でよくやったと言えるのかどうかと、こうなるわけですけれども。

例えば前回の総合計画の実績は、相対的に目標がどのくらいいったと、あるいは「やや遅れ」とか「遅れ」とか、この辺の比較をしてみたいと思いますので、そこの数字を教えてください。 【陣野政策企画課長】 チャレンジ2020の前の計画、平成23年度から平成27年度までの総合計画におけます施策の目標の達成の割合でございますが、達成が65%、概ね達成が14.4%、未達成が20.6%という状況になっております。

【小林委員】今答弁があったように、大体達成、順調が65%、やや遅れが14.4%、それから遅れが約20%ということでございます。そこから判断をした時に、2020の53%と平成23年から平成27年の前計画の65%、かなり開きがあるような感じがするわけだけれども、ここのところの評価をどういうふうにすればいいのかと。

65%と53%では、12%も差があるわけです。ここのところをあなた方はどういうように見ておられるのか、その点についてはどうですか。 【陣野政策企画課長】今、小林委員からお話がありましたように、前計画の目標の最終の達成が65%で、令和元年までの実績で53%ということで、前計画並みの達成までにはかなりの努力が必要であろうと思っています。 令和元年度の実績につきましては、さきの9 月定例会でも本委員会にご説明させていただきましたが、一部新型コロナウイルスの影響を受けて、長崎空港の利用者数は、そういった事業ができないということで少し遅れに回ったものがございます。ただ、やはり53%という実績については、まだまだ達成状況が芳しくないと考えております。

一方で、やや遅れの50項目のうちの36項目が、目標の達成率が90%以上でございますので、そうしたところをしっかり庁内でも危機意識を共有しながら、できるだけ65%に近づけるような形で取り組んでいる状況でございます。

【小林委員】今のような形で、「やや遅れ」のところで90%を超えるような状況も出ていて、あと3か月ぐらいの中で伸びてくる可能性が十分あると、期待を持たせていただくような内容ではないかと思っております。そこを非常に期待をしたいと思っております。

それで、「やや遅れ」まではいいとして、問題は「遅れ」だと思います。この「遅れ」の内容が、基準値を実績値が下回っていると、この辺が大体どういう状況かと。例えば、「遅れ」という状況が内容的にどういうものがあるのかと。ここのところについて、大体2割ぐらいということですから。挙げればいっぱい、きりがないぐらいあるかもしれんが、この「遅れ」というのは代表的なものがどれぐらいあるのかについてお答えをいただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】平成元年度の実績で遅れにつきましては、例えば県内大学の県内就職率につきましては、基準年が44.9%で、令和元年は55%の県内就職率の達成を目指しておりましたが、ここ数年むしろ減少しているということで、令和元年の実績は37.8%で遅れということでございます。

また、待機児童の解消という形を掲げておりまして、保育所の待機児童数につきましてゼロ人という目標を掲げておりますが、基準年は95人で令和元年の実績は70人ということで、一定少し改善はしているんですけど、目標のゼロには到達していないという形でございます。こういった形が主な事例と考えております。

【小林委員】確かに、こうやって2020の進捗 状況を全体版として見てみると、今ご指摘にあった県内大学生の県内就職率が55%に対して 37.8%という状況とか、あるいは、県内大学の 中でも特に県立大学の県内就職率がもっとよく ないわけです。県立大学の県内就職率は、もっ と高められるのではなかろうかと、そういうよ うな考え方もね。一般的な県内大学というより は、県立の大学についてはまだ身近に感じます ので、その辺の数字はもっと上がってもいいの ではないかと考えるけれども、かなり目標を下 回っていると、65%ぐらいではないかと思う。

こういう「遅れ」というところについて、今回の新たな総合計画、来年度から始まるところにおいてはどういう位置づけになっているのか。その数値目標等々は全く変わらないのかどうなのか、その辺についてはいかがですか。

【陣野政策企画課長】 先ほど申し上げました、 県内大学の県内就職率。

実は高校のところは非常に体制も充実して、 教育機関、関係者の連携もございまして、令和 元年のところで目標はクリア、達成した状況で ございますが、大学はむしろ減少傾向にあると。 県外の大手企業の採用圧力の向上もありますが、 そうした中でもやはり目標を掲げて、どう対策 をしていくのかという形で部局ともよく調整し ながらですね。

今、委員からお話がありますように、やはり 大学のそれぞれの特性をしっかり踏まえまして、 大学や学部の特性と学生の意向に応じたきめ細かなマッチングをさらに図っていくとか、また、 それぞれ県内の大学と、若者定着に向けた連携協定を締結することにより連携を強化していく 取組。

さらには、新型コロナウイルスの影響もございまして今年度から既に取りかかっておりますが、オンラインによる就職採用活動の展開という形で、次の総合計画の中では、そうした新たな視点を入れながら目標の達成に向けて取り組んでいこうとしております。

また、保育所の待機児童数の解消につきましても、保育所の整備等につきましては市町に働きかけを行いつつ、県では保育士のマッチングという形で保育士の確保を図り、また保育士以外の補助する方を活用して人的な確保に努め、市町と連携しながら取り組む方向性を新たな総合計画の中では記載しております。

【小林委員】まず、高校生の県内就職は、これも一つの大きな課題でありましたけれども、今回は数値目標を十分達成できていると、これは大きな進歩だと思っています。これは関係者の努力は評価をしたいと思います。

しかし、大学の関係についてはなかなか改善されないと。これが今回どれぐらいの数値目標になってきているか調べてはいないんだけれども、ここのところが非常に関心があるわけだけれども、これはわかりますか。来年度から始まるチェンジ&チャレンジでどういうようなパーセンテージになっているか。

【陣野政策企画課長】次期総合計画におきましては、平成30年度の大学の県内就職率は41%でございまして、ここを基準といたしまして、令和7年に50%を達成するという目標を掲げております。

それで、ここは前田委員からもお叱りを受け

ましたよね、これは下がっているじゃないかと。 確かに下がっていますよ。

あなた方は計画を立てるところの仕事をやっているんだけれども、現実に遅れという中において、我々の長崎県として、目標を立てているところを若者の定着を一番基本としているわけですよ。いかにして人口減少対策を行うかという中で、特に若者の対策、社会減をいかにして少なくするかというところを取り組む中において、大学の県内就職の状況が非常に著しく悪いわけです。悪いところについて、対策は現場でやるわけだろう。目標達成の進捗とか検証というようなことを皆さん方でやっていただいていると思う。そういう数値目標が下がっている。基準値を41%にし、達成を50%というような形で相当にトーンダウンしているわけだ。

こういうところの対策は、結局、現場の問題であって、総合的な評価の中であなた方の役割はどうなっているのか、その辺はどうですか。 【陣野政策企画課長】委員お話がございましたように、私どもは、人口減少にいかに歯止めをかけるかという形で、若者の県内定着をいかに進めるかという視点で取り組んでいるところでございます。

前回、55%と目標設定させていただいておりますけれども、現実41%、直近で37.8%という形で、かなり低い状況でございます。

そうした状況も踏まえつつ、県で取り組む施 策、大学ともどういった連携をするのかという 話をよく協議した上で目標を設定させていただ いております。

また、新たな視点として、多くの若者が高校卒業時に大学進学で県外に出ているということもございますので、そうした県外に出られた方を呼び戻すUターン就職を進めるという目標も新たに掲げておりますので、そうしたところを

総合的に展開しながら若者の県内定着を進めていきたいと考えております。

【小林委員】だから、現場の皆さん方で数値目標を達成できるように頑張っていただかなければいけないけれども、あなた方の役割は一体何なのかと、こう言っているわけです。あなた方は、チェンジ&チャレンジみたいな勇ましい名前のもとで、スローガンのもとで現実に数値目標を達成していただくこと、それが目標でやっているわけだけれども、しかし、現実に取組は現場がやっているわけだよ。

そういうことで、この「遅れ」と、著しく全体の総合計画を低下せしめている内容について、あなた方自体は、例えば現場に対して何か取組についての意見を言うたり、あるいは改善を求めることについて権限をもって言えるのかどうか。

企画部長、あなたたちはこれをつくるだけが 目的なのか。現場と意見交換をしながら、この 数値目標とほど遠い状況をどういうふうに指導 監督ができるのか。そこのところについては、 どういう組織体制、あるいは権限体制になって いますか。

【柿本企画部長】人口減少対策は県政にとって も非常に重要な課題でありますし、総合計画の 中でも最も重点的に取り組むべき課題と考えて おります。

人口減少対策につきましては、政策企画課、 企画部におきまして毎年毎年の実績を整理いた しまして、それをもとに、それぞれ各部局で取 り組んでおります高校生の県内就職対策とか大 学生の県内就職対策、それから移住、そういっ たものを総合的に見ながら、それぞれの取組が 全体的に人口減少の抑制にどう結びついている のか、もしくはどういった課題があるのか、そ ういったことを統計的な数字を基に企画部の方 で整理をして、それを各部局に投げかけながら、 足らざる取組は何なのかを議論する場を設けて、 三役を含めて、それをどう今後取り組んでいく のかといった体制で取組を進めているところで ございます。

私ども企画部としても、そういった指摘とか、 それに対しての提案も行っておりますし、また 統轄監も、部局横断的な取組ということで、全 体を見た中で、それぞれの取組をどうつなげて 効果を出していくべきかといったことを議論し ながら取組を進めているところでございます。

今回も、雇用創出とか移住といった効果が出ている部分もある中で、それを最終的に人口減少の抑制にどう結びつけるかというところをしっかりと達成できるように、次期計画の中では取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【小林委員】人口減少の問題については、もう言わずもがな、全庁横断的に取り組んでいると、ここは当然そうしなければならない。今の厳しい環境の中で、当然我々議会も含めて、人口減少対策についてはもうとにかく最大の関心を払わなければならんという状況で、今までずっとやってきているわけよ。ずっとやってきて、高校生については今回クリアができたと。これがずっと今後とも続けば、これは非常にすばらしいということになるけれども、たまたま今回だけクリアできたなんていうことでは困るわけだから、これは継続していただかなければいけないと思っています。

それと、先ほども言っているように若者定着とか、いかに社会減の対策を講じなければならないかと相当な経費と予算をかけて皆さん方に取り組んでいただいているけれども、やっぱりこういう状況なんです。

そういうところについて、あなた方はどうい

う役割を果たしているかということについては、 部長から明解な話がいただけましてよくわかり ました。

わかった上で、ちょっとここは聞いておきたい。今まで55%をずっと数値目標としてやってきたものを、現状が厳しい中で50%と5ポイント下げてしまっている。ここのところについては、人口減少対策の一番の担当責任者として、企画部長として、この辺のところはどういうふうに考えていますか。

【柿本企画部長】ご指摘のとおり、大学生の県内定着、就職率については、非常に厳しい状況に置かれているわけでございます。

第1期の総合戦略でも目標に掲げて取り組んできたわけですけれども、そこが基準値よりもむしろ下回っているという状況であります。

そういった中で、もちろん県内の大学生の県 内就職率を上げていくことも、現実を見ながら やれることをしっかり積み上げて目標を設定し 取り組んでいくということであります。

併せまして、県外の大学に進学した大学生をいかに呼び戻すか。併せて若い世代で県外に転出して離職などをしている、第2新卒と言われるような世代もいらっしゃいますので、そういったところを含めて県外からのUターン、呼び戻しを併せて強化をすると。

今回、移住対策で3,200人という非常に高い目標を掲げておりますが、そういったところを含めて全体で人口減少の抑制につなげていくと、そういう全体の調整といいますか、関係性の中で私どもは、しっかり具体的な成果に結びついていくかということを考えながら、それぞれの目標の設定を見て判断をしてきたということで、今掲げておりますそれぞれの目標を達成することで、全体的に人口減少の抑制につなげていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】考え方としては、全体的で移住が 非常にうまくいっている、高校の卒業生も県内 就職が目標を達成したと、特に移住は実績が上 がっていると。だから、全体的に見ればちゃん とした対策が前進しているじゃないかと、こう いうことだけれども、大学生が県内に就職する という形を55%から50%に下げてしまったこ とについては、私はちょっと問題と思うよ。

結局、一生懸命に努力しても、これはもう55%にはならないんだと、もう50%であきらめざるを得ないと目標をかなり落とした。この5%が学生の何百人なのか、どのくらいの数字になるかわからんけれども、こういうような目標をトーンダウンしてしまった。こういうようなことで果たしていいのかと。

目標は、やっぱり県内の大学生は県内に就職してもらうと、こういう取組をなお一層やらなければならない時に、5%も下げてしまって数字合わせみたいな形の中でいいのかと、こういうようなことをどうしても感じるわけだ。一体、今までやってきたことは何なのかと、今まで予算を使ってやってきたことは一体何なのかと、こういうようなことにもなるわけだよ。

この5%を下げたことに対しては、もうこれ以上の努力はできない、これ以上頑張っても55%をクリアすることはできないという、そういう政策判断の中で決定したのかどうか、これはどうですか。

【柿本企画部長】高校生とか大学生の県内就職率、こういった目標を掲げていくに当たりましては、それぞれ高校とか大学とか教育機関の現場ともやり取りをし、そしてお互いが目標を共有しながら、その目標を目指して取り組んでいくということが一番大事になってまいりますので、そういった議論を重ねながら目標を設定してきたところでございます。

ご指摘のとおり、これまでの目標よりも下が ることについては、我々としても非常に重い問 題だというふうに受け止めておりますが、やは りその目標を関係者がしっかり共有して、それ を本当に達成していくことを目指すという意味 で、そういった議論の中で積み上げてきた目標 ということで考えておりますので、そこをしっ かりクリアして、そしてさらにより高みを目指 していくと、そういう考え方をしっかり持って、 目標を達成して、そしてさらに就職率の上昇と いうことを目指していきたいと考えております。 【小林委員】 部長、今みたいな答弁では、笑う 人もおるぞ。自分で後で議事録をよく読んだが いい。長崎県の企画部長が、この程度の問題に ついてしっかりとした認識を持っていないとか、 自分の意見を持っていないとか、どういう政策 的な判断の中でこうやっているのかと、こうい うようなところがあまり見えてこない、残念な がら。

頭がいいわけだから、今まで長い間やっているわけだから、もうちょっと論理的な話をせんと、ここのところは皆さん方の共感を生まないぞ。一体、今まで何のためにやってきたのかと、今までは何だったのかと、こう言われても仕方がないぞ。

私は、5%下げたということは、もうどんなことがあっても今回はこれをクリアしなければならないと思いますよ。これまでの55%を50%に下げて、しかも到達できなかったら、次は50から45にするのか。45から今度は40にするのか。こんな受け止め方をされるようなやり方ではだめだと、こう言っているわけだよ。なんで達成できないのかというところについて、全庁的にもっともっと議論をし、方向性を導き出して、そしてまた頑張るということが、まさにこのチェンジとチャレンジだろう。私は、この55%を

50%に下げたことについては、なかなか納得できないということを明らかにしておきたいと思います。

最後に、この総合計画を実現するため、特に 人口減少対策は、市町をしっかり巻き込んでや らなければならないと。市町に対する対応は、 今のままでよかったのか、もう少し市町に、そ の危機意識とか、もっと認識を高めていただく ため、そういう取組の中において、もう少し角 度を変えて市町との対応をやっていただかなけ ればならんと思います。今までのやり方とこれ からのやり方において違うところ、また考えを しっかり持ってもらって、県の立場から市町に きちんと指示を、お願いをするとか、こんなよ うなことについての考え方はありますか、課長。 【陣野政策企画課長】人口減少対策につきまし ては、当然県もそうですが、市町とより連携を しながら効果を出していくことが何よりも重要 と考えております。これまでは、私ども政策企 画課を中心といたしまして、市町の企画担当課 と協議しながら、地方創生交付金の活用など図 ってきたところでございます。

これまでの取組で活用は図られましたけど、より具体的な成果につなげていくためには、私ども事務方、担当課長、担当職員の協議もさることながら、市町の上の方に対して、私どもの上の方からも意思共有を図るという形を考えておりますし、市町に対して、こういった対策を打ってはどうかと具体的な提示をしながら、そういった新しい方向性をもって市町と連携を図っていきたいと考えております。

【小林委員】 そうするとね、部長、3月で終わらんとするところの現計画は、大体53%、100項目は達成ができましたというような形で、前回は65%になっていると。あと3か月で若干上がるかもしれませんけれども、65と53を比較対

照した時に、あなた方はどういうような評価を しているのかと。

確かにコロナで幾らかトーンダウンしたことはわからないわけではないけれども、コロナが現実に明らかになったのは今年度の3月、4月ぐらいからだから、まだ1年もたっていないわけだよ。そういう形でコロナによってできなかったものも幾らかあることは十分承知をした上において、53%と前回の65%をどういうふうに評価をしているのかと、ここのところについては、やっぱり部長から明解にご答弁をいただき終わりたいと思います。

【柿本企画部長】 現在のチャレンジ2020の進 捗状況につきましては、コロナ関係の影響があ ることは事実でございます。一方で、様々な議 論がありました人口減少対策とか、そういった 取組の達成度合、そういったものも影響してい ると考えておりますので、改めて、もう残り期 間は少なくはなっておりますけれども、一つひ とつの項目の目標について、実績を基に、今後 3か月余りでできることをしっかりと洗い出し ながら、各部局の取組を促して、これを60%台、 65%を目指せるように取り組んでいきたいと 考えております。

【山口(経)委員長】 換気のため、しばらく休憩します。

11時5分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時 6分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。議案についてで すけど、何かないですか。暫時休憩します。

午前11時 7分 休憩

午前11時 7分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

質疑がないようですので、これをもって質疑 を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第153号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり可決すべきもの と決定されました。

議案に関する審査が終わりましたので、まず、 陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は87、89、97であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。 【前田委員】 陳情番号89番について、質疑を させていただきたいと思います。

提出資料の8ページ、9ページに、県の対応ということで記載されておりますが、まず、数字の見方についての確認ですけど、9ページにある本県における市町の充当状況、また、参考として本県における充当状況、これは県でしょうけれども、この見方は、21市町並びに「うち離島」とあって、不足額というのは、申請予定額に対して交付限度額をこれだけ不足したという額なのか。

それとも、この不足額は、事業として実施されたかどうかというところまで確認されている

んですか。

【陣野政策企画課長】こちらの表の見方ということでございます。交付限度額は、21市町並びに県のところも、国から臨時交付金で1次、2次、合計で示されたものでございます。

申請予定額は、国の交付限度額に対して、9 月末時点でどのぐらい使うのかと照会がかかっ て、計画を出すところの申請予定額でございま すので、現在実施しているもの以外の、9月末 時点で今年度中に実施する事業の予定額という ことでございます。9月末時点の数字でござい ますので、ここはまだ動いていると思っており ます。

【前田委員】ということは、申請予定額という 形になっていますが、9月末時点で不足がこれ だけ生じていて、交付金という形で1次、2次 と出されてきましたけれども、市町においても 県においても、これだけの不足額分を、例えば 市町の単独の財源、もしくは県単独の財源でカ バーして実施してきたという理解をしていいん ですか。

【陣野政策企画課長】申請予定額は、あくまで も今後の予定も含めて今年度中にどのくらい予 定をするかというところでございますので、実 際に市町とか県が予算措置しているものもござ いますが、予算措置していない今後の計上予定 も含めての数字で、あくまでも9月末時点の予 定額ということでお示ししております。

【前田委員】結局、これは予定額だから、実際 にこれだけ不足したということではないという 理解を今、しました。

その上で、県も市町も、実際に行ったもので、 それぞれの単独財源を使って充当されているも のは今、幾らぐらいあるんですか。

【陣野政策企画課長】申し訳ございません。具体的に数字の集計等をまだ承知しておりません

ので、現在、手持ちの資料はございません。

【前田委員】要望の内容は、必要な事業を実施するに当たって交付金だけでは足らないということ、そしてそれに対して支援の強化を講じてくれということを要望しているわけですよね。 それに対して県の対応としては、さらなる増額を政府に政策要望していきますと、回答というか考え方を述べられていると思うんです。

ここ数日の報道でもあるとおり、第3次という形で国が1兆5,000億円予算措置するだろうと。ただ、1兆5,000億円の内訳というか、県に幾らくるのか、それぞれの市町に幾らくるかというのはこれからのことだと思うんですが、予想するに、第3波が来る中で本県の場合は低調なところで動いているけれども、本当に医療危機、医療崩壊を迎えそうな県もある中で、今まで以上に傾斜的な配分というか、基礎を持った上でいろんな数字を見て出してくるんでしょうけれども、県が望むほど、各市町が望むほど、本県に対して交付金がくるのかなと考えた時に、少しそこは心配な点があります。

そういうことを考えた時に、県の対応として、 国に要望することもさることながら、今後、打 たなきゃいけない必要な事業に対して、もっと 市町との連携を強化して、市町、特に離島部分 がこれだけ足りないと言ってくるのであれば、 コロナ対策について市町がこれまでやってきた こと、これから何をやらなきゃいけないかとい うこと、そして県も同様にやってきたこととこ れから必要と思われることをきちんと整理して、 事業をばらばらにやるのではなくて、一つの事 業に対して県が2分の1出すから、市町が2分の1 出して展開していきましょう、みたいな連携が さらに必要だと思うんです。

そういったものを企画部が担っていくのか、 もしくは総務部の中に新設された室が担ってい くのかわかりませんけれども、いずれにしても、 1次、2次で出てきたような今々のことに対する 対策、これからのことを考えた時に、もっと市 町と連携する仕組みをつくっていかないと幾ら あっても足りないと思う。

現状、まだ数字は把握されていないということだけれども、県も単独の財源をもうかなり充てていますよね。そういうことを考えた時に、次の3次に向けて、やはり臨み方をきちんと市町と共通認識を持つべきだし、私が言ったような具体例を含めて展開をすべきだと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

【陣野政策企画課長】 これまでも1次配分、2次配分と臨時交付金の配分があった際には、県の方でも、こういったところに重点的な施策を打ってはどうかという形を庁内で企画部の方から示しておりますし、市町にも機会を通じて、こういうコロナの状況でオンライン会議になりますけれども、県の考え方をお示しするとともに市町のそれぞれの補正の状況も把握し、それを各市町にも共有しますし、庁内でも共有しながらということを取り組んできております。

今後、3次補正がどういった配分になるのかというところはありますが、これまでの1次配分、2次配分では、高齢者の人口割合とか、市町分については条件不利地域への配慮もされていますので、一定本県にも配慮があっていると思いますが、今現在、3次配分がどうなるかは見えておりません。一部には、営業の自粛をするところへの協力推進枠を設けられるという報道もあっておりますが、まだ情報は入ってきておりません。

いずれにいたしましても、これまでも市町と 連携をするよう庁内各部局には話をしてまいり ましたけど、企画部の方からも再度、そういっ た考え方を示しながら取り組んでまいりたいと 考えております。

【前田委員】最後に要望としておきますけれども、第3波が起こっている県があることを含めて、私たちも各種団体から一旦要望を聞いて、そこを県の対応を介して、今現在、これからどうですかという話をした時に、やはり年を越して大変厳しいという状況で、さらなる支援を各種団体は求めてきています。

そういうことを考えた時に、限られた財源の中で、なおかつ一旦は出したことでも交付金に振替えがきかないような単独の財源も使ってやっていることを含めた時に、もっともっと目に見えた形で、誰もが「そうだよな」と言うことも含めて、優先順位をもっとはっきりさせて施策を打っていくべきだと思いますので、これから第3次に向けた内容の検討に入っていくと思うんですが、市町との連携、以前から言っているように手上げ方式で積極的にやっているところにインセンティブをつけるとか、さっき言った、県が2分の1出すから市町も2分の1というようなやり方も含めて、ぜひ積極的な展開を要望しておきたいと思います。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【山本(啓)委員】 陳情番号87番の中で高度情報 化施策の推進についてという要望が上がってお ります。内容は、総じて財政支援措置、そうい ったものを国にもしっかり働きかけてほしいと いった趣旨であるんです。

多くの離島や半島を有する本県においては、 情報通信整備は様々な部分、具体的にいえば産 業や観光や、様々な部分で非常に有効的に、や っと歯車がうまくがちっとはまって回り始めた というような感じも受けますし、さらには、そ れぞれの行政や地域の市民、県民サービスに対 してもですね。あらゆるものが、県民側にも、 携帯電話やパソコンなどの端末を所有する方が 増えたことによって、非常に行政サービスの簡略化やサービス向上を生んでいるという状況は 理解しているんです。

ただ、それよりも少し前の段階で、既にケーブルテレビや、行政サービスにそういった通信網を整備した市町があります。こういったところがいよいよ機材を更新する時期にあって、なかなかこれが更新の費用が大きいもので、民間に委託した指定管理などでやっているところはなかなか、技術の継承というか、随契でやればいいんでしょうけれども、なかなかそういうわけにいかないものですから、そういったこまごましたところに、ひょっとすると、それぞれ共通の問題、課題を抱えている自治体が多いと思うんです。

この陳情に内容からすれば、そういった事柄をテーブルの上に全部出して、本県の21市町で取り組んでいるところを全て聞けば、大体同じような課題を抱えているんじゃないかと。この陳情はあくまでも離島振興協議会ですから、本県全体からこういった課題を共有する場を設けて、この要望に対して対応しているのかどうか、ちょっとそこの入り口を教えていただけますか。【小川次世代情報化推進室長】今、委員からご指摘ありました、社会のデジタル化に向けての光ファイバーの整備等々ということは非常に重要な基盤であると考えております。

特に離島を中心ですが、ご指摘にありましたとおり約10年ちょっと前に公設で光ファイバーを整備されている状況でございます。ただ、10年前と今を比べてみますと、情報の高度化とか、容量等々も非常に大きくなってきておりますので、その設備が対応できなくなってきている状況もあります。

そこにつきまして、県としましては、維持管 理も含めてですけれども、国に対しまして政府 施策要望の中で、その維持管理とか更新に対する新たな制度の創設等々についても働きかけを行っております。また、各担当レベルでも、総 務省の担当と意見交換を上京した際には行っている状況がございます。

もう一つご指摘いただきました、21市町全て同じ課題を持っているのではないかといったところでの議論の場ということですが、9月に立ち上げましたながさきSociety5.0推進プラットフォームの中に基盤部会というものをつくっておりまして、そこの中には各21市町全て入っていただいております。その中でもそういう課題をしっかりと共有しながら、必要なところにつきましては国の方に働きかけていくということで今は考えているところでございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございました。そ の答弁を前提として、要望の中身を少し確認し たいんですけれども。

国へ働きかけをしていると。国も一定、そういった担当の省庁を構えて取り組んでおりますので、財政についてしっかりとしたものが措置されるんじゃないかと期待があるところですけれども。

要望の中に、「5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備について、令和3年度末までに整備が完了することを要件として」ということで、整備を要件として交付金の措置がなされたと。ただ、離島地域においては、本県は多くが離島ですが、海底ケーブルの整備が間に合わないと、整備にかかる期限の延長を求められています。

この件について、県の対応が明確になっていないですけど、今現在、さらに詳しい情報はありませんか。

【小川次世代情報化推進室長】光ファイバーの 整備につきまして、平成31年3月末時点では離 島も含めて長崎県全体的に91.8%と全国でも非常に低い整備率であったんですけれども、先般、総務省の方で2次補正予算で502億円の予算をつけていただきまして、その予算を活用しまして、ほぼ全市町の中で令和3年度の末までに整備を進めていただく状況にはなっています。ただ、要望に入っていますが、周辺環境の状況から令和3年度までに完了は難しいということで、

今回補正予算を活用できていないというところもございましたので、そこにつきましては県の回答にも書かせていただいておりますが、令和3年度の総務省の予算の中でも高度無線環境整備推進事業というものがございまして、こちらは光ファイバーの新設が対象になっておりますが、こちらで約37億円程度の予算計上がされておりますので、まずはそちらの活用をご検討いただければと今は考えているところでございます。

【山本(啓)委員】 最後にします。そういった状況であってですね。国のIT担当の庁があって取組が進んでいくのであれば、我が国の地域にそういった整備が進んでいくでしょうから、この要望の内容についても一定、これまで以上のスピードで進んでいくのかなと予想されるんです。

この中にも書いているように、専門的な知識 や技術を有する人材が不足していると。回答の 方にはないんですけれども、行政の中にこうい った専門人材がより多く存在しないといけない。

この要望の中身は、一定標準装備、標準整備を求めたものであって、それぞれの地域がそれらの通信整備や環境を使ってどういったまちづくりをしていくかというところまでの取組の要望ではないんですよね。だから、そういったものを作成できるような人材を、恐らくこの部分は求めていると思うんです、要望の内容は。そ

れに対しては県の対応には書いておりません。 ぜひ、人材の要望の部分についての回答を求め て終わりたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】その部分につきましては、各市町ごとに、いろいろな状況とか求める人材も多様なものがあるかと存じております。

そこにつきましても、先ほどちょっとお話をさせていただきました基盤整備のワーキンググループとか、各21市町の皆様方にいろいろお話を聞きながら、どのような形ができるかといったところを検討を進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 いつまでに何をやるんですか。 要望は具体的なものを求めているので、頑張っ ていきますという答弁だと、少しやり取りとし ても、陳情審査といえども。

具体的にどういったことをされるかというの を最後にいただけますか。

【小川次世代情報化推進室長】各市町がどういう人材が必要かというところをしっかりと、早急にまずは市町の方に確認をいたしまして、対応について検討してまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようです ので、陳情については承っておくことといたし ます。

次に、議案外の所管事項に関する審査を行います。

まず、各理事者より補足説明を求めます。

IR推進課長より補足説明を求めます。

【小宮IR推進課長】IR区域の整備につきまして、補足してご説明いたします。

配付いたしております総務委員会補足説明資

料1をご覧ください。

今回、国の基本方針の修正案が示されました。これを踏まえまして、本県の実施方針案の修正を行ったところでございます。記載しております第7の(12)でございます。朱書きで記載しておりますとおり、なお書きの3行を追加いたしまして、感染症対策につきましてIR事業者へ協力義務を課しております。

下段の第9でございます。こちらも朱書きの 箇所ですけれども、関係地方公共団体との連携 協力にも取り組んでいくということを追記いた しております。

次に2ページをご覧ください。

第12につきまして、政府スケジュールが9か 月延期されたことに伴いまして、IR事業者の 公募手続を来年1月を目途に開始し、概ね夏ご ろには事業者を選定したいと考えております。 その後、令和4年、2022年4月末までに佐世保市 の同意、また県議会の議決をいただいた後に、 政府へ区域整備計画を申請したいと考えており ます。

IRの開業時期につきましては、事業者の事業提案にもよりますけれども、政府見解に基づき2020年代の半ばから後半といたしております。

次に、資料2をご覧ください。

実施方針修正案の概要版でございます。黄色 で網掛けをいたしております箇所が、先ほど説 明いたしました修正箇所でございます。

左上、県民、議会、事業者等の意見を踏まえ、 2021年1月を目途に事業者の公募を開始いたし ます。

右上でございます。先ほど説明いたしました スケジュールの変更点につきまして、黄色で網 掛けをいたしております。

第7につきましては、感染症対策についてI

R事業者へ協力を求める項目でございます。

下段の第9につきましては、地方公共団体と の連携協力を追記いたしております。

次に、資料3をご覧願います。こちらが実施 方針の全体版でございます。該当箇所だけ説明 をさせていただきます。

44ページをご覧ください。

上段に(12)がございます。中ほどのなお書き、「なお、特に感染症対策については」以下の3行を追加いたしております。

次に48ページをご覧願います。

「第9.カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項」のうち、県・市・公安委員会・警察のパラグラフがありますけれども、3行下になります。「関係地方公共団体との連携協力にも取り組んでいく」、この1文を追加いたしております。

次に、56ページをご覧ください。

3に今後のスケジュールを記載しております。 先ほど申し上げました、来年1月を目途に事業 者の公募手続に入りまして、概ね夏ごろに事業 者を選定し、2020年代の半ばから後半に開業予 定ということで、こちらに記載をいたしており ます。

次に、資料4をご覧願います。

IR事業者との対応指針でございます。目的 並びに定義のところに、知事、副知事並びに企 画部長を新たに対象として追加をいたしており ます。

次に、下段の「3.知事等とIR関連事業者との面談」につきまして、2ページの(3)をご覧ください。庁舎内において対応するということ。それから「4.担当職員とIR関連事業者との面談」、こちらも(3)におきまして、原則、庁舎内において面談を行うと、この2点を

追記いたしております。

最後に、資料5をお願いいたします。

前定例会におきましても、九州・長崎IR区 域整備計画骨子、行政部分について説明をさせ ていただきましたが、この間に修正をした箇所 についてご説明をいたします。

14ページをご覧ください。

公平・公正な公募設計等でございます。政府 スケジュールの変更に伴いまして、事業者の選 定時期並びに区域整備計画の申請期間、それか ら想定ではございますけれども、区域認定の時 期等を修正いたしております。

次に、16ページをご覧願います。

中段左に黄色で記載しております方向性につきまして、10月に開催されました九州地域戦略会議での議論を踏まえまして、九州IR推進協議会の設置に関する内容を追記いたしております。

次に、27ページをお願いいたします。

懸念事項対策につきまして、左上の前提の欄に記載をしております「関係地方公共団体との連携協力」、こちらは国の基本方針案の修正案を踏まえまして追記をいたしております。

それから右下でございます。九州・長崎IR 安全安心ネットワーク協議会準備会の会長、副 会長、構成員が、先月11日の第1回会議で決定 をいたしましたので記載をいたしております。

最後に、34ページから35ページにかけて、各分野のスケジュールを記載いたしております。今回の政府スケジュールを踏まえまして、区域整備計画の申請期間を令和3年10月1日から令和4年4月28日までと、こちらのスケジュールを前提としまして、各分野のスケジュールを調整し直しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を 賜りますようお願いいたします。 【山口(経)委員長】 次に、次世代情報化推進室 長より補足説明を求めます。

【小川次世代情報化推進室長】 私から、次期ながさきICT戦略の骨子案につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております総務委員会補足 説明資料、「次期ながさきICT戦略(仮称) (骨子案)」をご覧ください。

現行のながさきICT戦略は、平成28年度に 策定いたしまして、計画期間は平成28年度から 平成32年度、令和2年度といたしまして、IC Tの利活用による県民生活の向上を目指し、電 子行政の充実・強化、安全・安心な地域社会づ くり、産業の活性化の取組を推進してきたとこ るでございます。

今年度、当該戦略が終期を迎えますことや、 国におけるデジタル化に関する様々な法改正や デジタル庁の創設などの体制整備、自治体DX 推進計画などの方針が国から今後公表予定とい うことを踏まえまして、取り巻く社会環境が大 きく変わろうとしていることから、これらを踏 まえまして、本県としてSociety5.0の実現、デ ジタル化、デジタルトランスフォーメーション を推進するに当たっての基本的な考え方をお示 しする、次期ながさきICT戦略(仮称)を本 年度中に取りまとめることとしております。

そこで本日は、現在検討中の戦略の骨子案に つきましてご説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、2ページを ご覧ください。

ここでは、策定の趣旨や当該戦略の位置づけ、 推進期間をお示ししております。

趣旨としましては、本県が抱える人口減少、 高齢化といった課題を、近年急速に技術開発が 進んでいるIoT、AIなどの先端技術を活用 することで解決をし、地域活性化、産業振興に つなげていく必要があることと併せ、新型コロナウイルス感染症の拡大によるウィズコロナ、ポストコロナにおける新たな日常の確立が急務になっているため、これらを実現するための目指すべき方向性、指針をお示しし、産学金官が一体となって具体的なアクションを起こしていくことを目指しております。

また、当該戦略につきましては、今議会に議案として提案をさせていただいております「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の個別計画としての位置づけと併せまして、国におきまして平成28年12月に公布・施行されました官民データ活用推進基本法において、各都道府県へ策定義務が課されております都道府県官民データ活用推進計画としても位置づけをしているところでございます。

また、計画期間としましては、令和3年度から令和7年度までの5か年を想定しておりますが、デジタル、ICTに関する社会の流れ、技術の進展は非常に早いため、計画期間中における改定も、状況に応じて機動的に考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

資料の3ページから4ページをご覧ください。 ここでは、デジタル化、ICT利活用を推進 するに当たっての社会の動き、背景などをお示 しすることとしております。

先ほどご説明をいたしました官民データ活用 促進基本法制定などのこれまでの経緯とか、国 におけるまち・ひと・しごと創生基本方針2020、 デジタル改革関係閣僚会議、デジタル庁の創設、 さらには業務システム化、システムの標準化な どの自治体DX推進計画といった、現時点では 詳細について明らかになっていないものもござ いますので、常にアンテナを張りながら、国の 動きなどをキャッチし、当該戦略に反映してま いりたいと考えております。

5ページをご覧ください。こちらでは、戦略 策定前提、ベースとなる本県におけるデジタル 化の現状や課題をお示しすることとしておりま す。

若者の県外流出による産業の担い手の減少が 進行する中、技術革新が急速に進展しておりま して、長崎大学や長崎県立大学におけるICT に関する学部、学科等の充実、県外からのIC T関連企業の本県進出の増加がある中、一方で、 超高速の情報通信基盤の整備の遅れとか、本県 の社会全般におけるデジタル化の遅れなどがご ざいます。

これらの国の動き、本県の現状、課題を踏まえまして、県としてどのような将来像を描き、その実現に向けて具体的にどのように取り組んでいこうとしているのかなどについて、6ページ以降にてお示しをすることとしております。

本県におけるSociety5.0の実現、つまりデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを促進するに当たりましては、5Gをはじめとした超高速の情報通信基盤が他県に遅れることなく整備が進み、離島、中山間地域が多い本県におきましては、県民が地理的、地勢的な不利条件を感じることなく豊かで質の高い生活を送ることができており、さらに、様々な産業分野におきましてICTの利活用とかデジタルトランスフォーメーションが進み、地域活性化や産業振興が図られているという形で考えております。

加えまして、行政におけるデジタル化も図られ、質の高い行政サービスが提供されている長 崎県の社会を目指してまいります。

また、6ページ中段に記載をしておりますが、これらの大きな方向性に沿って取組を推進していくに当たりまして、横断的な視点も加味することが必要不可欠であると考えております。

まずはデジタルトランスフォーメーション、 DXの視点、これは、今回の戦略策定において も最も重要なキーワードとなりますが、これま での業務の一部を単にデジタルに置き換えるの ではなく、仕事そもののやり方を変革していく 視点が大変重要であり、場合によってはデジタ ル化を伴わないDXも出てくるものと考えてお ります。

次に、スマート社会の具現化ということで、これまでも国の事業などを活用した実証事業などを行っておりましたが、次のステップである社会実装につなげていくということが重要であると考えております。それらの実証を、Society5.0実現を絵に描いた餅にしないためにも、それぞれの取組におきまして将来的な社会実装を想定した事業構築を図ってまいりたいと考えております。

そして最後に、誰一人取り残さないというS DGsの視点がございます。これにつきまして は、地理的、地勢的なことはもとより、年齢等 によるICT利用格差が生じることがないよう 留意してまいりたいと考えております。

7ページをご覧ください。ここでは、取組の4つの方向性、Society5.0実現のための環境づくり、ICT利活用により豊かで質の高い県民生活の実現、ICT利活用による新産業の創出と地場産業のスマート化、県・市町におけるデジタル化の推進に沿った関連施策を、現在、関係部局において策定中の個別計画を基に、施策体系として構築していくこととしておりまして、現時点では、柱としまして想定される項目を挙げさせていただいております。

これらにつきましては、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025における政策横断プロジェクト、スマート社会実現プロジェクトの内容と同様なものとなっております。

そして最後に8ページにおきましては、これらの施策を強力に推進していくための推進体制について記載をさせていただいております。

本県におけるSociety5.0の実現は、行政のみで達成できるものではなく、民間事業者の皆様方の取組が必要不可欠となっておりまして、大変大きな推進力となってまいりますので、本年9月に、約60の企業、団体の方々、県内の21市町の方々も含めましてご参画をいただきまして、産学金官連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げますとともに、庁内におきましても、副知事を本部長とする「長崎県Society5.0推進本部」を設置したところでございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明 を終わらせていただきます。どうぞよろしくお 願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案外の所管事項に関して質問通告に基づき質問を行うことといたします。

午前中に1人いければいいと思っておりますけれども、どなたか質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 I R について、通告をしておりましたので、質問をさせていただきたいと思います。一般質問でも少しやり取りをさせていただいて、結構しましたね。がっつりさせていただいて、しっかり答弁をいただいたところであります。

まずは九州のIRだと、山口県も含めて九州 地域全体が、これらの効果を享受するんだとい うところから、知事に対しては、スクラムをし っかり組めていますかというやり取りをさせて いただきました。

その取組の中で、その後の一般質問、ほかの 議員の方々とのやり取りでもあったんですけれ ども、九州IR推進協議会の設置というものが 明確に説明され、年明けのスケジュール等々に ついて答弁があったと理解をしています。

これらの中身で、ビジネスセミナーやイベントの開催などをしていくと、そして経済界や自治体などと一緒に、先ほど言う享受する形、枠組みをつくっていくんだというようなご答弁だと理解をしているんですけれども。

それでは、年明けのスケジュールです。こちらの説明書では、九州域内の官民が連携し、九州・長崎IR誘致の機運醸成を図りつつ、地元調達の確保及び地元IR事業者が双方向で云々と、それに対しての答えが九州IR推進PTの発展系として九州IR推進協議会を設置すると。

国との手続のスケジュールがあって、それが 前提ではあるんですけれども、それと同時並行 に、でき上がった後の経済の仕組みや枠組み、 こういったものもどんどん進めていくと。この 両方が成り立っていかなければ、ゴールの時に スタートできないんだと私も理解しているんで す。

より具体的なスケジュール感や組織の枠組み、 九州全体、山口も含めてどういった形にしてい くのか、そういった部分について説明をさらに いただけるものがあれば、お願いしたいと思い ます。

【小宮IR推進課長】先ほど説明いたしました 資料5の26ページで、まずは広域周遊観光の取 組を行って、九州IR推進プロジェクトチーム で議論をいたしました。プロジェクトチームの 議論の中で、こういったIR事業者決定後、ま たは区域認定を獲得した後、経済界がしっかり とIRの経済効果を享受すべきという議論がご ざいました。

その後、10月に開催されました九州地方知事会、また九州地域戦略会議におきまして、本県中村知事から、九州IR推進協議会の発足につ

いて提案をいたしまして、了承いただいたということでございます。

枠組みとしましては、九州経済連合会の麻生会長を代表という形でお願いをいたしまして、ご了解いただいたところでございまして、九州の経済団体、それから九州の各県の知事から成ります知事会の会長の大分県知事、各県議会議長会の会長であります佐賀県議会議長、それから本県の知事、佐世保市長、そういった構成メンバーで協議会の設立を、今スケジュール調整中ではございますけれども、1月末から2月の上旬に発足ができればということで、今月21日に第6回のプロジェクトチーム会議を開催して、協議会の設置に係る規約とか役員就任、そういったものを議論していきたいと思っております。

概ね来年の夏ごろにはIR事業者を選定いたしますので、その後、IR事業者が決まりましたら、経済界がしっかりと双方向の対話ができるような環境整備を進めたく、令和3年度に入りましたら、こういった協議会の打ち合わせ、ミーティングを開催していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 一般質問でお尋ねして、答弁 いただいたところに少し具体的な日程が加わっ た答弁だったと理解するんですけれども、その 時に、ビジネスセミナーやイベントの開催とい うことでお話がありました。

我々は、長崎県内がまずあって、そして九州、 山口という広域のビジョンを説明いただいてい るんですけれども、どこが主体となってと。こ の協議会が主体となって行うんでしょうけど、 そんなに大きなイベントやセミナーが何度も開 けるわけじゃないと思う。恐らく各地域ごとの 取組になる。その具体的なセミナーやイベント の中身について、方向性があるからこういう答 弁をいただいていると思うんですが、お願いし ます。

【小宮IR推進課長】 今現在、令和3年度当初 予算において要求をさせていただいております が、委員ご指摘のとおり、九州IR推進協議会 を主催とするイベントに対する助成といいます か、負担・補助金等を予算要求している段階で ございます。

IR事業者決定前に取り組めるイベント、それからIR事業者決定後に実施できるイベント、それぞれございますので、協議会主体となって開催できる内容が、経済界の活性化に基づくようなビジネスマッチングの勉強会、そういったセミナー、有識者を招聘したシンポジウム等ございますので、そこは九州経済界の皆様とも意見交換をしながら、具体的にどの時期にどういうふうなイベントが開催できるのかというのは、今、検討を進めている状況でございます。

【山本(啓)委員】 進めているということで、今 言えるような話はないということでしたけれど も、そうやって進めていくことによって、どん どん認定に向けて動いていく中で、一般質問で ももう一つ質問をさせていただきました。

国の基本方針の修正案において、事業者との 接触ルールを制定するようなものが求められて いる。答弁においては、本県においても知事、 副知事に併せて企画部長まで、その選定に関わ る方々が、事業者との接触ルールをしっかり厳 しく守っていくんだと。他地域を見てもそうで すけれども、ここで誤ると、我々の近未来像も 大きく変わっていくんだろうというふうな理解 を私たちもしております。よって議会において も、議会はそもそも政治倫理に関する取り決め がございますので、そういったところで襟を正 していく必要があろうかと思いますけれども。

答弁の中に、これは部長の答弁だったですかね、最後が、公募開始後はIR事業者に対し審

査委員会委員のほか、県の職員や県議会議員に は高いコンプライアンス意識を持って対応する よう求めてまいりますと。

議会側は議会側でやっていけば、いろんなことを取り組む必要があろうかと思いますけど、 職員の方々が、これまでもそうでしょうし、その後も研修や他地域の取組など、先例があればですね、外国だと思いますけれども、日本にはないわけですから、そういった具体的な研修やセミナーなどをもし開こうとされているのであれば、どういった観点で、どういった場面を想定した学びの場を設けようとされているのか、説明を求めたいと思います。

【小宮IR推進課長】 私どもは今回、1月から 事業者の公募選定手続に入ってまいりますので、 国から厳格な、公平・公正な事業者の選定を求 められておりますので、この接触ルールを制定 して運用しているところでございますが、私ど もも、委託先でありますコンサルティング会社 のアドバイス、助言を含めて、また国際弁護士 における海外でのIR、カジノにおいてどうい うふうな事例があるかということを助言をいた だいております。

また、民間の事業者、イベント会社になりますが、そういった事業者が開催しますセミナーとか各種シンポジウムで、大学の教授等が海外の事例でパネリストとして発言なさる内容を確認しながら、本県においてどういうふうな場面が想定されるのかということで、職員を派遣し研修を受講するなど情報収集に取り組んでいるところで、今後もそういった有識者の招聘を行いながら、IR事業者との接触のあり方については我々も研究して対応してまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 今、そういう研究をして対応していくと、これまではなかったんですか。こ

れまでは、そういった研修を担当職員の方々が 受けるようなことはなかったんですか。

【小宮IR推進課長】これまでも、国内で開催されるシンポジウム、セミナー等には職員を派遣して研修を受講しておりますので、今後もそういった機会がござましたら職員を派遣して、知識を深めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 研修を受けながら、また、長崎県版のそういった研修を皆様方が構築しながら、双方がやっていくと。まさしく日本で初めてですから、その両方が必要になっていくと。専門家を招聘して、そういった方からのセミナーを開催していくというふうな説明であったと理解をしたいと思います。終わります。

【山口(経)委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は1時30分から委員会を再開し、引き続き企画部関係の審査を行います。

しばらく休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開します。

なお、山本(啓)委員は、農水経済委員会に付託されました請願の審査で紹介議員として出席するため、本委員会への出席が遅れる旨の連絡があっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、午前中に引き続き、議案外の所管 事項に対する質問を行います。

どなたか質問はありませんか。

【麻生委員】議案外の通告に従って、IR関係について質問をしていきますので、お願いしたいと思います。

総合計画にもIRが大きく取り上げられて、

一つの大きな方針として打ち出されております。 またすばらしい、議案を含めて、そういうのを つくっていただいて、九州IRということで展 開をすると大きな方向性が示されたことについ ては、戦略的には間違いないと思っているとこ ろです。

しかし、これは3つしか選ばれないと。行政の関係の今までの流れとしては、ある一定の予算化して、内部できちっとつくり上げ、今回のIRというのは、3か所しか選ばれない中で、要は勝ち抜いていかなくちゃいけないという議論が根底にあると思います。これをもとに、いかに戦略的に取り組んでいくかということが課題かと。

もちろん、その中で九州IRと、長崎だけではなくて九州IRという話はあったんでしょうけれども、半年以上延びたことによって、あと横浜、東京だとか愛知だとか、またほかのところも、危機感があるということで出てくる話も上がってきております。

今回、ぜひ皆さんにお願いしたいのは、3番目に選ばれるための戦略、しっかりとした取組が必要だと思っております。

その中でご紹介したいのは、弱者の理論といわれておりますランチェスターの法則とか、ランチェスター戦略というのがあります。しっかりと相手の戦略を見ながら、いかにしたら勝ち抜いていけるかという取組があるんです。

今回のこの3つに選ばれるための戦略について、どのような展開を図ろうとされているのか、 お尋ねをしたいと思います。

【小宮IR推進課長】今、麻生委員から戦略的にというご質問がございました。ご承知のとおり政府におきましては、上限3か所とされる区域認定を行うということで、今、大阪、和歌山、横浜、本県で、正式に知事、市長がIR誘致を

表明しているところが3地域以上ございますので、まさしく地域間競争を勝ち抜くといった、 委員のご指摘のとおりでございます。

先に説明いたしました資料5、区域整備計画 骨子(行政部分)の5ページをご覧ください。この5ページの左側に記載しております内容が、まさに区域整備計画に記載すべき事項ということで、IR整備法、それから政令、今回示されております基本方針、こういったものにどういった内容を記載すべきかというところを列挙いたしております。

本県といたしましては、九州が持つ歴史や文化、それから自然、温泉も含めて、あと豊富な食材等を有しておりますので、そういったオール九州としての一体的な取組、先ほどご説明いたしました安全安心ネットワーク協議会準備会の設立、それから九州経済界が一体となってIRがもたらす経済効果を波及させるための九州IR推進協議会、こういった必ず政府が評価をしていただけるような内容をしっかりと、この1年間で準備をしてまいりましたので、こうした内容を政府へPRするとともに区域整備計画へしっかりと書き込んで、政府に選ばれる区域整備計画の作成につなげていきたいと考えております。

【麻生委員】半年ほど延びたことが功を奏した ところもあろうかと思います。

今回のIRの関係について特に重点化されているのは、MICEのあり方が大きくクローズアップされて、国際展示会だとか国際会議の誘致をしっかりとやるべきだということについても、取り組みがされております。また、ラスベガスあたりではスポーツイベントを含めて、新しいIRのあり方も議論されているところであります。

私は、やっぱり地方型IRを、もちろん一番

ターゲットとしては若い方だろうと。そういったことで、要するに都市型のIRと地方型のIRを分けて、日本型IRということで取り組むわけです。

長崎は、目の前にあります出島メッセ長崎が 来年の11月完成、そして長崎大学のBSL-4の 関係もありますし、そういった長崎の持ってい る優位性を、しっかりと連携しながら取り組む。 熱帯医学研究科を含めて、今回のコロナによっ て大きなポテンシャルが発揮されたことも大き いと思っているところです。

いかんせん、事業者とどうタイアップして企画書を組むかということが大きいと思っていますので、先ほど課長から話がありましたが、自分たちがやっていることに満足するのではなく、いかにしたら相手を、言葉は悪いですけれども、叩き落としてでも取って来るぞと、そういうアグレッシブ的なパッションと闘争心がないと、このIRの獲得は難しいんじゃないかと思っておりますので、いま一度、政策監の方から、そういう決意を含めた状況をお尋ねしたいと思います。

【吉田企画部政策監】麻生委員ご指摘のとおり、 日本で初めてのIR、統合型リゾートとして、 かつてないスケール、そしてクオリティが求め られておりますので、これをしっかりと打ち立 てることができる事業者を選ぶこと、これは大 前提でございます。

その中で、今ご指摘のありました医療とか、またアジアに近い長崎県の優位性、また長崎県がこれまで持ってきた歴史、文化、そういったものがしっかりと感じられ、しかも世界の最先端の技術、情報が集積して、IRを訪れる誰しもが夢や希望、期待を胸にふくらませるような区域整備計画をしっかりと作成いたしまして、全国で3か所を上限とする区域認定を必ずや勝

ち取り、地方を拠点とするIRのアジアにおける成功例として位置づけられるようなものをしっかりと目指してまいりたいと思います。

【麻生委員】今回の事業者の中で、グローバル化した中で、アメリカも含めた、また中国も含めた状況の中で、競争にありますし、香港も今、中国に取り込まれるということで、1国2制度はもう確実に、完全になくなっていく状況であります。

こういう中でいかに事業者と、世界の周りの動きもぜひ考慮していただきたいと思っているところです。いかにしたら、クリアで、またそういうような形で、形のつかない事業者と、展開できるかということについては、ぜひ展開していただきたいと思っているところです。

あと1点は、何回も申し上げますように、勝ち抜くための展開について、ぜひ、長崎の強みを今言われましたけれども、えてして皆さん優秀ですから、なかなか自分の負けを認めたくないということもあろうかと思いますが、やっぱり弱点もあるわけですから、ぜひ長崎の強み弱み。

また一部指摘しておりましたけれども、和歌山には大物政治家もついているわけですので、それに打ち勝てるような戦略もぜひご検討いただきたいと思います。答弁は要りませんので、そういう意味での、要は地方IRの3番目にぜひ選定してもらうための、逆説的な戦略、また取組をお願いしたいと思いますし、前回言っています。今、九州IRということで長崎だけではない、九州経済界を巻き込んだ、九州経済連携、また何者か含めた取組をぜひお願いして、全体で勝ち上がるということで、必ず取るんだという決意のもとに展開していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

次に、ICT活用について、Society5.0の状

況も含めて話がありました。これを使って、情報収集を含めた形で、土木関係についての講習会をやりましたという話があっておりました。民間のいろいろな状況で、それぞれ各局がある形で出てきているとは思うんですけれども、今後、県として、今、Co-DEJIMAを一部開催しながら、産業振興の方でやっておりますけれども、連携しながら長崎県独自のスタートアップ企業を育てるとか、また、取組を一緒になって支援していくことについては大事な観点ではないかと思います。

これについての取組をいま一度説明していた だければと思いますので、よろしくお願いしま す。

【小川次世代情報化推進室長】今、ご指摘をいただきました本県におけるSociety5.0の実現というところですけれども、Society5.0といいましても、農林とか水産業とか、製造、医療、福祉、土木、教育、様々な産業分野に関わってまいります。そういった中で、様々な産業分野におきまして、県内の事業者の方とか、県民の皆様方にICTの利活用による課題の解決とか、デジタルトランスフォーメーションについての認識をしっかり持っていただく必要があるかなと。その認識を持っていただきながら取組を進めていただきたいと考えているところでございます。

そのために、今、委員からも話がありましたが、県としましても、様々な分野で先進的な取組を行っていらっしゃいます講師の方々からの講演とか、併せてワークショップを開催しています。その中で、当該セミナーにおきまして、そのワークショップに参加された方々が、地元のそれぞれの会社に戻って、デジタルトランスフォーメーションとかICTの利活用に取り組むキーパーソンになっていただきたいと。そこ

を突破口に、様々な分野、当該分野の中の広が りを持っていただきたいと思っています。

もう一つ、今回のこのセミナーにつきましては、Web会議で、いろんな分野の方々にご覧いただけるようにしております。そういう方々が、今回、先日開きましたのが土木の関係をテーマにして開催したんですけれども、農林とか水産とか、他分野の方々にもご覧いただきながら、自分の分野にもこういうことができるんじゃないかと考えていただければありがたいと考えているところでございます。

【麻生委員】活力ある今後の展開が望まれると ころです。

一概に言って、新しいことをやろうとすると、 既存の法律とかルールとかによって壁があった りするわけですよね。一部、私どもも提案して おったんですけれども、環境整備事業関係で、 浄化槽関係でも、法定点検とか清掃点検、別々 になっているんです。そういった中でも、IC Tが使えれば、そういう法定点検も簡単にでき るんじゃないかという形もあるんです。既存の 壁を打ち破るようなものも連携しながらやらな いと、スタートアップ企業だとか、思いつきで やっても伸びないし、成長の芽が摘まれること もあろうと思いますので、そういったことにつ いただきたいと思っているますので、その点で は要望しておきます。

あと1点、この前、TOTOさんの話が載っておりました。便座、ウォシュレットと言えば世界でも今は有名な商品でありますけれども、健康管理をやると。便座に座った形でできるようなことを、もう今、アメリカの企業と連携してやろうとしていますし、いろいろな発想の中に成長の芽があるんだなということをつかんだところであります。

ぜひそういったことについて、ワークショップをやられるという話がありましたが、もっと活力ある取組を、若い世代とか、次を担うような小学生、中学生でもいいと私は思っているんですよ。そういったところで発想の転換と、こういう連携ができればと思いますので、ぜひそういったことを要望したいと思います。

政策監、どうでしょうか、お考えを。

【三上企画部政策監】 ありがとうございます。今、麻生委員からTOTOの例がありましたが、まさにニーズは至るところに落ちている。 もちろん地域、各地域、ケースはそれぞれでございますが、いかに落ちているニーズ、課題を解決していくかというのは、実は大企業、誘致企業だけではなくて、地元の特に若い方からどんどん解決手法を生み出していっていただきたいというのが我々県の姿勢でございます。

それをサポートするのが、ある意味、持てる 技術を持つ、持てるシステムを持つというとこ ろが誘致企業であり、地場企業でありますので、 我々としては、この9月に立ち上げたプラット フォームを台としまして、その上で知るべき人 を知る、あるいは交わる人を交わらせるような イベントをたくさんやって、こういった活力を、 委員がおっしゃったような活力を増していきた いと思っております。

また、午前中の指摘で、山本(啓)委員から人材の話がありました。まさにそういった解決していくというマインドセットが非常に重要でございますので、こういったことも各市町の行政官をはじめ、変えていく、チェンジするというマインドを啓発するような試みを、これからたくさんやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【麻生委員】 ありがとうございました。 改めて、長崎県にはなかなか余存措置が厳し い中で、国は新しいデジタル社会をつくろうとしていますので、ぜひ、こういったものも、国からのいろいろなポケットがあると思いますので、そういったものを活用しながら、ぜひ末端まで行きわたるような展開をお願いしたいと思います。よろしくお願いして質問を終わりたいと思います。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【前田委員】 午前中の山本(啓)委員の質問にも 関連するんですが、私もIRの質問を少しさせ ていただきたいと思います。

区域整備計画骨子の資料16ページに書いてありますが、これから区域認定を取りに行くに当たって、さっきの麻生委員の質疑にも答えられていましたけれども、山口を含めて九州が一丸となって取りに行くと、そこが多分、私たちのIRの強みでもあると思っています。

そう考えた時に、さきの議会や今議会でも、協議会等を通じ取り組んでいますというような答弁になっておりますけれども、さらにお聞きしたいのは、福岡や佐賀や大分、各県の知事部局の中で、この長崎のIRの計画がどのような部署でどういうふうに準備というか、メリットを生じさせるために取り組んでいるかということについて、まずお答えをいただきたいというのが一つ。

併せて、私は佐賀県の県議会議員と協議した時に感じたんですけれども、議長会等で議長の横の連携の中では、「長崎のIRについて私たちも一生懸命に取り組みます」という議長同士の認識はあるんですが、一議員になってくると、IRの計画の中身もまだご存じないような次第で、そこを説明してやっと、「だったら佐賀県にも大きなメリットがあるから、自分たちももっと積極的に取り組みますよ」みたいなやり取りをさせていただいたんです。

そういう意味では、これはもしかすると議会の役割かもしれませんけれども、各県議会に対するアプローチもこれからは大事になってくると思うんです。そういうことについて、どういうふうに取組状況が進んでいるのか。

そして、九州一丸となった取組が評価されるということであれば、それをどうやって国に対してアピールしていくか、そういうことについて少しご答弁をいただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】前田委員のご指摘のとおり、我々は、九州としての一体的な取組は強みだと、アピールすべきポイントだと認識をしております。

昨年6月に開催されました九州地方知事会議、 それから九州地域戦略会議において、本県のⅠ Rを応援するという決議をいただいたわけです。 その後、九州IR推進プロジェクトチームが発 足いたしまして、企画のセクションの担当の課 長、観光とか物産を所管する課長にも参加いた だいて、これまで九州IR推進プロジェクトチ ーム、PTの会議を5回開催してまいりました。 九州の広域連携とか食材等の調達について議論 を深めてまいりまして、この間、10月の九州地 域戦略会議で九州IR推進協議会発足の承認を いただいたわけです。それぞれ九州地方知事会 議を所管する企画サイドの所管課をはじめ、関 係する各県の課長にも本県の区域整備計画の骨 子等も紹介しながら、連携した取組が推進でき るように努めてまいったところでございます。

今月21日に第6回のPTの会議を予定しておりますので、今、委員からご指摘があった内容も踏まえて、しっかりと本県の計画が各県に共通理解が深まるように努めてまいりたいと考えております。

【吉田企画部政策監】 前田委員のご質問の2点目について答弁させていただきます。九州の各

県議会を含めた一体感の醸成ということだと思います。

まず、ご質問の中にありましたとおり、九州 にIRはぜひ必要ということで、九州地方知事 会議、また九州各県の議長会にもそれぞれご理 解を賜りまして、九州・長崎IRの区域認定を 求める決議、これを九州地方知事会並びに九州 各県議会議長会で決議をいただいたところでご ざいます。

今後、IRの機運醸成、またビジネスマッチングのために、九州IR推進協議会を設置する方向で今、動きを進めていまして、先月、実は瀬川議長に一緒に行っていただきまして、九州各県議会議長会の会長県でございます佐賀県の議長をご訪問いただき、九州IR推進協議会による機運情勢のご理解、ご協力を求めて、この趣旨にご賛同を賜ったところでございます。

この九州IR推進協議会を機運醸成のための 組織として位置づけておりますので、これが来 年発足以降、いろんなセミナー、イベント等を 開催してまいりますので、そのたびごとに九州 各県の議会の皆様にも、そういう内容をお知ら せして、しっかりと一体感の醸成に努めてまい りたいと考えております。

【前田委員】今、お二人からご答弁いただきましたが、前段の部分でいけば、各県の中で取組をし、その具体の共通認識をもって、それを踏まえた上で各県が具体的にどう取り組んでいるかということについて、もう少し追いかけていただいて、そういった取組について委員会とか特別委員会等に報告をしていただくことを一つ要望しておきたいと思います。

そして、政策監からあった話は、本当にそのようにしてほしいと思います。先ほども話したように、議長会の中では認識されていても、それぞれの県議会議員の一人ひとりがそのことを

きちんと知るということにおいてはですね。今 までもセミナー、フォーラム等が福岡であった りとかというのには参加していると思うんです が、各議長が了解をとれているのであれば、そ れぞれの県議会の議長に呼びかけて、閉会中に でも、会議室か何かで長崎県から説明をしても らう。タイムスケジュール等も含めて、機運の 醸成を図るために、もう一度お知らせをする。 そのことによって各県議会議員も、自分たちの 県としても当事者意識を持っていただくような 活動もご検討いただきたいと思うし、当然議会 としても、議長を先頭としてそういうことには 協力ができると思いますので、あらゆる手を尽 くして、麻生委員も言われたように、目的が達 成できるような動きを相談しながら進めていけ ればと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、スマートシティについても質問さ せてもらいたいと思います。

午前中のICT戦略にも関わる話ですが、スマートシティの整備が喫緊の課題だという共通認識を持たれていると思いますが、全国の中でも県として取り組んでいるのはまだ10に満たない県です。そういう意味では、長崎県がこれから検討していくということは、そう遅きに失しているという感じはしないんです。

この場で確認したいのは、スマートシティという言葉も含めて、県としてどのような認識に立っているのかということと、ほかの委員会でも私はちょっとご意見を申したことがありますが、県として、この体制整備に向けた骨子等をきちんとつくって、各自治体がしっかり頑張っていくというか、先導していってくださいということも要望してきているわけですけれども、これから含めて体制整備に向けた取組と、市町との働きかけや連携についてご答弁をいただきたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今、前田委員からご指摘がありましたスマートシティということでございますが、先ほども少しご説明させていただきました、県全体としてのスマートシティといいますか、Society5.0の実現に向けてということで考えておりまして。

まずは県全体としましては、様々な分野におけるICTの利活用とか、推進することによってのスマートシティ化といいますか、ICT化、デジタル化を進めていきたいと考えております。

あとは各市町における取組、それぞれの地域 ごとの特性とか課題といったところを踏まえま して、各市町でどういうビジョンをもってまち づくりを進められるかと。そのビジョンに沿っ た形で、どのようなICTの活用ができるかと いったところも、市町の皆様方と一緒に、プラ ットフォームの中で議論、検討を進めていきた いと思っております。

また、市町との連携の部分につきましても、 プラットフォームの中で様々な議論等々を進め ていきたいと考えております。あとはスマート シティの中で、単独の市町だけではなくて広域 に取り組むことによって、効率性とか効果性が、 実効性が高くなる施策等々もあるかと思います。 そういったところにつきしては県が中心となり まして、プラットフォームの中で広域的に取り 組む、一つの市ではないんですけど、スマート シティという形で取り組む施策等々についても 検討を進めていきたいと考えております。

【前田委員】議案外ですので、これ以上申しませんけれども、午前中に説明を受けた、「ながさきICT戦略」という名前がついていますけれども、内容を見ると、これはあくまで基盤整備ですよね、まだ。この次元でいくとですね。

今、室長からもお話があったように、これか ら先のスマートシティということになってくる と、じゃあ、その先にどんなビジョンを描いていくのかというところが多分大事なことだと思っていて。それは確かに言われるように、県が目指すものも違うし、各市町が目指す姿も違うと思います。スマートシティになることによって何を解決したいかという課題認識も違うと思っています。

ただ、そういうものをひっくるめて、早急に 県としてのビジョンとか歩み方、タイムスケジュールも含めて示していただく中で、さっきおっしゃったように広域でやることに利があると するならば、広域でやることに手を挙げてもらうためにどういう仕掛けをするかということも 非常に大事になってくると思うし。

その手前で、山本(啓)委員から指摘があった 各市町での人材の育成をどうするかということ については、やはり県が支援も含めてですね。 もしかすると人件費等の支援という具体的な事 例になるかもしれませんし、そういった人材が どこにいるかというネットワークの照会になる かもしれませんけれども、そういうことを含め て、やはり県が、来年度当初というか早い時期 に骨子というか行動計画をつくってくれること を要望したいと思います。

そのためには民間も巻き込まなきゃいけないので、そこに入ってくための民間を交えた研究会等を立ち上げていくことを希望しておきたいと思いますので、この研究会については、県としての考え方、もしくは可能性についてご答弁を最後にいただきたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】 このSociety5.0 とか、委員からご指摘があった中身につきましては、行政だけではなくて民間の方々と一緒に考えていく必要がありますし、アクションにつきましても一緒にやっていく必要があると考えております。

研究会につきましては、現在、Society5.0推進プラットフォームの中で、関係の民間の事業者とか有識者の方々に入っていただきながら検討を進めていっている状況でございますが、今委員からご指摘がありました研究会につきましても少し検討をさせていただければと思っております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【小林委員】私もIRのことで質問をしたいと 思います。

まず、今日午前中にIR推進課長から説明がありましたIR関連事業者への対応に関する指針の中で、知事とIR関連事業者との面談というような極めて大事な内容があります。

IR事業者と知事が面談をすることについて、これまでの認識は、どちらかというと非常に閉鎖的で、IRの事業者と知事が会うということ自体、面談をするということ自体を避けようというような動き、そんな感じで受け止めておりました。そういう雰囲気をですね。

私は、この委員会等でも発言をしてまいりましたけれども、実際的にIRの事業者が投資していただく金額は4,000億円を超えるとか、そういうレベルの相当な金額になるわけであります。

そういう点から考えてみると、もし区域認定 をいただくことが可能であるならば、実現をす るならば、相当な経済への波及効果とか、ある いは雇用の効果とか、いろんな計り知れない長 崎県への大きなプラスになると。つまりこれは 最高の企業誘致ではないかと、こういうような 受け止め方をいたしているわけです。

ですから、長崎県に相当な波及効果を呼び起こすことができる事業者を、何か閉鎖的で、知事に近寄せないというようなやり方は絶対によるしくないと。これはもう堂々と、一定の基準を設けて知事はお会いするべきではないかと、

面談をして、それぞれの皆様方に、ぜひ最高の計画を打ち出してもらうようにとお願いをすることは、絶対にしなければならんことなんだ。 そういうようなことで、私はやるべしと、なぜやらないのかということをこれまで何度か発言をしてきました。

知事がIR事業者と面談できるようになったと、あるいはそういう方向に計画を立てられたと、指針ができたということ。これは、考え方の中にこれまでと違う状況が出てきたのかどうか、その辺について、まずお尋ねをしたいと思います。

【小宮IR推進課長】小林委員ご指摘のとおり、これまで長崎県・佐世保市IR推進協議会として事業者の対応指針を設けて、事業者との対応を進めてまいりました。そこに知事、副知事、企画部長は含まれておりませんでした。

今回国から示されました基本方針案の修正並 びに前定例会における本総務委員会でのご議論、 そういったものを踏まえまして、知事、副知事、 企画部長が事業者と面談をするという方向性を もって、今回新たに県としての事業者対応指針 を制定した経緯がございます。

これまでは、IR事業者と私どもIR推進課職員が、複数回面談を行った後に、そういった事業性の具体化、投資意欲等、本県IRへの参入意欲を確認した後に、事業者側から知事、副知事への面会を求められた場合はセッティングをしておりましたけれども、今回の新たな指針におきましては、IR事業者からの要望があれば、私または政策監が同席のもとで、しっかりとコミュニケーションを図れるように改正したところでありますので、今回制定しました指針に基づいて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

【小林委員】IRを実現するために、事業者の

皆さん方の果たす役割が非常に大きいわけです。 区域整備計画を出すにしても、事業者の皆さん 方の協力をいただかなければ、まず申請自体が 大変な状態です。そういう点から考えましても、 区域認定申請を行う県のトップである知事が、 事業者の皆さん方ときちんとした形でお会いを して、激励と同時にいい計画をというようなこ とは当然やるべしのことであって、私は、こう いう指針ができたことを非常にウエルカムとし て受け止めてみたいと思います。

ぜひ、何か閉鎖的なイメージじゃなく、もっと明るく。IRイコール総合エンターテインメントだから、そういう点から考えてみても、もっと明るさが漂うような雰囲気の中で。もちろん政策監とかIR推進課長が必ず同席をしていただいて、そういうところの経過をきちんと間違いがないようにしていかなくちゃいかんと、ここのところはとても大事なことでありますが、ぜひ、推進を図る長崎県知事が、業者の皆さんだいて、すばらしい計画書を出していただくようにお力添えをいただきたいと、このことはぜひともやっていただきたいと思っております。ぜひそういうことが実現できるようにお願いしたいと思います。

それに関連をして、今も前田委員や麻生委員からあったように、どうやって実現するかというところの取組がこれから非常に大事になってくると思います。

1月ごろに事業者を公募すると。そして、公募してから大体半年間ぐらいの期間をおいて事業者を決定すると、こういうようなスケジュールになっているかと思います。そういうところから考えてみると、長崎県の、あるいは九州、沖縄や山口も含めたところの今回の計画、九州・長崎IRについては、本当に広域にわたっ

ているという点から考えてみた時に、これだけ の盛り上がりが形としてあることは非常に有意 な点ではないかと思っているんです。

現状、そういう事業者がどれくらい手を挙げているかとざっと見た時に、大阪では1者だと、和歌山で2者と。そういうことでいくと、長崎県は今、3者と。そして、この間も新聞報道がありましたが、あと1者プラスして4者になっているという状況で。

もう一度言うが、あの大阪でも1者しかない。 和歌山でも2者だと。長崎県は3者プラス1者で4 者になっていると。これは、やっぱり長崎・九 州IR、ハウステンボスで展開されるところの 計画が、事業者の皆さん方から非常に注目を集 めていると、したがってこれだけの応募者数に なっていくんだと。こんなようなところで、大 いに盛り上がって九州・長崎IRは素晴らしい んだと言えるのではないかと思うんです。

したがって、今は3者プラス1者であるけれども、いよいよ1月から始まる中で、まだプラスになる、参加していただくような企業が出てくる可能性があるかないか、その辺のところについてはどういう見通しですか。

【小宮IR推進課長】1月からの事業者の公募手続開始に向けて、最終的な調整を行っているところでありますが、RFCに参加いただきました3者につきましては継続して対話を行っているところであり、1月の公募開始の際には応募していただけるものと期待をしております。

委員から指摘がありましたように、先月、東京を拠点にしていますピクセルカンパニーズ株式会社が、九州・長崎IRへの参入を表明されたところでありまして、今現在4者となっています。

このほかにも複数者、本県の公募に応募いた だける可能性があるというふうに見込んでおり

ますので、1者でも多く応募いただけるように、 引き続き事業者との対話を進めてまいりたいと 思っております。

【小林委員】今のIR推進課長のご答弁は、今の3者プラス1者の4者と、まだ可能性はありますよと、具体的に何者かの手応えを受けていらっしゃるんじゃないかというふうに受け止めました。

それで、何度も言いますが、これは非常に大事なことだから、応募が多いということは、それだけ九州・長崎 I R の魅力が。

こういうコロナ禍の中、手を挙げておった人が辞退するという中において、むしろハウステンボスのIRの展開は、九州もまとまっている、山口、沖縄両県も入っている、みんな一つになってやっているぞと、しかも応募者の数は一番多いと、こういうところは我々としては大いなる優位性だと、こう考えるわけであります。

これからそれを実現させるためにどうするかという中に、応募してくださる企業の数が多いことは、それだけの評価につながることでありますから、いろいろやることもいっぱいでありますけれども、その辺のところについては、ぜひともその確かな手応えを現実のものにしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

さて、これからどう地域間競争を勝ち抜いていくかとか、どうやってその手応えを確実なものにするかとか、そういう取組が、先ほども言ったように非常に重大な問題になってまいります。どこを我々はこれからしっかりやらなければいけないのか、どんな取組をして区域認定につなげていくのか、どの点を一番やらなければならないのか。

一番大事なことは、区域整備計画をしっかり 立てて、求められるものに対して最高のものを つくらないといけないと思います。 そこで一番大事なことは、いかにして県民の 盛り上がりを図っていくかというところじゃな いかと思うんです。県民の皆様方が、新幹線に おいてもそうだけれども、機運を、空気を盛り 上げていくという情勢というところについては、 新幹線も大事なことであると同時に、このIR もとても大事なことだと思っているんです。

ただ、私も今回の一般質問の中で申し上げたけれども、どうしてもIRイコールカジノ、カジノイコールギャンブル、うさんくさいと、こんなような形でイメージ的に県民の皆様方に与えてしまうというところが、果たしていかがなものかと、こういう点についてはどのようにお考えかというところ。

それから、私も一般質問の中で言いましたが、 どれくらいの効果があるのかということ。カジ ノからの効果というようなことじゃなくして、 県民が、あるいは九州が一つになって楽しむこ とができるような総合エンターテインメントが そこに集結されるんだと。

もちろんカジノの収益でそういう事業の展開になることはわかるけれども、だからといってIRイコールカジノでは決してないと。多くの様々な年齢の方々がここに来て楽しむことができる、そういう大きな大きな事業展開であるんだと。

しかも九州という地域的なハンディがあるところにおいて、人口減少とか、あるいは経済的な置かれた立場とかというところを考えていけば、IRによって、長崎県をはじめとするところの九州の元気がつくんだというようなところをもっともっとアピールしていかなければいかんではないかと、こういうようなことでございます。

これからセミナーかれこれやっていくんだろうけれども、結局もう話はカジノのことに尽き

ると。カジノをどうして成功させるかと、その 辺のレベルの話ばっかりなんだけれども、ここ のところを、投資金額に対しての経済的な波及 効果、雇用効果、そんなものをもっともっと我々 はアピールしていかなければいけない。そうい うところがこれからの話ではないかと思うんだ けれども、この点についてはどう考えられます か。お尋ねします。

【吉田企画部政策監】小林委員のご指摘のとおり、県民の皆様に向けて、それから経済界に向けて、様々な場面でしっかりとアピールしていく必要があると考えております。

まず、県民の皆様に対しましては、来る12月23日に、九州・長崎IRセミナーと銘打ちまして、我が国のIR制度、それから長崎、佐世保の可能性ということにつきまして、IR制度の有識者、政府のIR推進会議の委員を務めておられます丸田先生によるご講演。それから長崎・佐世保の可能性につきましては、実際にアメリカのIR経験のあられる梶先生によりますご講演という形で、夢のあるものということをしっかりとお伝えをしていきたいと思っております。

それから、経済界の皆様につきましては、先 ほど少し申し上げました九州IR推進協議会を 含めまして、私どもの取組をしっかりとお伝え をしておりますし、また、その協議会組成の趣 旨にご賛同いただきましたので、来年、年が改 まりまして1月か2月の間に、この協議会を設立 いたしまして、しっかりとスクラムを組んで九 州が一体として、経済界と行政も議会がスクラ ムを組んで進めるような体制をとりたいと考え ております。

また、政府に対しては、この日本型IRが目指す観光の推進について、例えば九州・観光推進機構、これは全国でも早期に立ち上がった広

域の観光を推進するための機構でございますが、こういったものが九州にはもう既にございますので、そういったものをしっかり活用させていただきながら、国策にしっかりと貢献するIRであるということをしっかりとアピールしてまいりたいと考えております。

【小林委員】 政策監もIR推進課長のお話も、 大体おっしゃるとおりですよ。非常にきれいな 言葉できちんとお答えいただいているから、通 常ならばそれで了解というところです。

ただ、例えば23日にそういうセミナーを開かれますと、県民に向けてのセミナーということでしょうけれども、そこに集まる人が果たして何人かと。何でもそうなんだけど、セミナーをやって、イベントをやって、そこに集まってきた幾らかの人に対していろいろと説明をすることをもって広げていこうと、そうやって機運を醸成していこうというような取組になっていんですけれども、では、23日のセミナーにどれぐらいの人が集まるのかと。それで、いい立派な講師を選んでいただいてやるんだけれども、それがどれくらいの効果につながるかと。当然やらなければならないわけですが、ここの効果をどのように見るかというところが、やっぱりなかなかね。

我々の場合においては、そこの結果がどうかというところまで求めていかなければならないんですが、なかなか行政の取組は、率直に言って、そこまでは難しいところなんです。民間の事業は、いろいろ推進する上において、この計画を、このイベントをやるためにどんなことをしなければならないかと、こんなようなことはしっかりいろいろ戦略を練ってやっていくわけです。

だから、我々のIRの区域認定を取るための 戦略はないわけではないが、しかし、県民の盛 り上がり、また九州全体の盛り上がりというものを考えた時に、今のままの取組でよろしいのかどうかと、こういうことになってくるわけです。

それで企画部長、例えば前田委員は、県議会も行って、みんなやっていくんだと。そうやっているいろやってほしい、経済界は経済界でやってほしいと、いろいろありますけど、やらんばいかんことはいっぱいあるわけです。全庁挙げて取り組まないといかんことなんだけれども、職員体制が果たして今のIR推進課だけで十分なのかと、取り組むためには。

来年度くらいには区域認定も明らかになるかもしれないと、そんなに間がないわけだよね。 事業がいつ開業するのかといえば、令和8年か9 年ごろではないかと予測されている状況である し、間があるようで全然ないわけですよ。

そうなってくると、まず区域認定をきちんと 勝ち抜くために、令和4年度あたりが一番の勝 負で、今からそのための行動を起こさないとい かんと思うけれども、全体的な県庁の中におけ るところの、吉田政策監を頭として、副知事と か全庁的にやっているかもしれないけれども、 もっと動く人を、活動する人を、もっと行動で きる人を県庁内できちんと、認定に向けた体制 整備にシフトしていかなければいかんじゃない かなと、こう思ったりするんだけれども、その 辺のところについてはいかがお考えでしょうか。 【柿本企画部長】 IRの誘致につきましては、 いよいよ事業者の公募選定の時期に入って、こ れから国への申請も行っていくということで、 まさに一番大事なタイミングになってくると。 これからの1年から1年数か月が、まさに最も大 事な正念場となってくるというふうに思ってお ります。

これまで様々な協議、調整等を重ねて、ここ

までこぎつけたということでありますので、これからの1年余りをしっかりとした体制で推進していくことが大事だというふうに思っております。

そういう意味で、令和3年度に向けまして、 区域認定を勝ち取るためのIR推進課の体制と か、インフラ整備をはじめとした関係予算の確 保といったところについては、福祉保健部、土 木部等も含めて関係部局一緒になって予算要求 等も行っているところであります。

関係部局と、こういった調整を現在進めているところでございますので、来年度予算、来年度の組織体制の中で万全の体制がとれるように、協議、調整を引き続き進めていきたいと考えております。

【山口(経)委員長】 換気のために、しばらく休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開い たします。

ほかに質問はありませんか。

【浦川委員】 質問させていただきます。5Gでスマート化ということで、5Gの各種事業を推進されると聞いておりますけれども、まず、どのような事業を想定しているんでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】今ご質問がありました5Gを活用した事業ということでありますが、まず5Gの基地局を設置するというところがございます。

国の実証事業で離島の方と、遠隔医療の関係でローカル5Gを使った実証事業を今年度、実施するようにしております。そのあたりの成果などを踏まえまして、今後どのような形で社会実証をしていくかという形での事業構築につな

がっていく、検討していくものと考えております。

【浦川委員】医療関係をされているということで、離島半島の問題解決を中心としてやってい くのかというふうには考えるんですけれども。

先ほど言われた基地局の整備についてですが、今はないと、これから50%にしていくということです。これは、人口とか面積とか、いろいろあると思うんですけど、どういった部分での50%という形になるんでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】 5Gの基地局の 設置につきましては、基本的に情報の通信事業 者の方々が設置をされることになります。

国がイメージとして持っていますのが、全体で50%。これは、全国を10キロ四方のメッシュで区切りますと、全体的に約4,500程度のメッシュがございます。その中で全国的、かつ各地域ブロックごとに約50%を目指して取組を進めていくと、国が方針を出されております。

【浦川委員】ブロックがどうなのかというのが、 ちょっとわかりませんけれども。

計画の中では、実用化されたICTを活用したサービスとか、今後、プラットフォームの中で45件ほど事業化していくと書いてあるんですけれども、こういったことをするにも、基地局の整備も含めたある程度の。先ほど前田委員からも基盤整備という部分の発言がありましたが、基地局が整備されて、整備が終わってサービスという形になっていくかと思うんです。そういったロードマップ的な部分は、どのように考えていらっしゃるんでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】 5 G を活用する に当たりましては、光ファイバーが必須の基盤 となっております。光ファイバーにつきまして は、先ほども少しご答弁をさせていただきましたけれども、総務省の補正予算を使いまして、

令和3年度末までにほぼ、県下全域に光ファイバーという基盤につきましては整備が完了するかと考えております。その光ファイバーを活用して、5Gの活用というところが次のステップとして出てくるわけです。

その5Gの基地局につきましては全国で50%を目指して国も進めておりますし、県としましても、まずは通信事業者の方々に5Gの基地局を設置していただくためのニーズを発掘する必要があるかと考えております。

民間としての設置になりますので、そこにニーズがなければ、なかなか設置についてのインセンティブになりませんので、まずは地元の方で、先ほども申しました医療に関わる活用とか、超高速とか超低遅延、多数接続といった5Gの特性を活用した様々なニーズ、また地元が抱える課題についての解決法としての5Gの活用といったところをしっかりと掘り起こしながら取組を進めていきたいと考えているところでございます。

【浦川委員】民間のニーズをという話ですけど、 民間では、今、コロナ禍の中で、先ほどの説明 の中で、技術革新が今までにないようなスピー ドで進んでいるというふうに書いてありますが、 民間の方は、既に大きく一歩も二歩も。コロナ の部分でリモートワーク、テレワーク、ワーケ ーション、いろんな形で進んでいると思うんで す。それなのに、県としては民間をニーズをと。

先ほど言ったように、医療とか、離島半島を中心として5G、通信高規格で結んでいくという中での政策という部分では、そういった土台をつくっていくというか、一日でも早くそういった基盤整備をして進めるべき、もう遅いような気もするんです。

企業では、もう既にシステムにしても実用化、 サービスも含めていろんな形で進んでいますか ら、そういった技術はもう既に世の中にあるんじゃないかなと思うんですよね。使い方とか、そういったのを県としてどうしていくのかというのを示せば、自然といろんな企業が、補助金も含めて政府がSociety5.0に対しての支援もするというふうな形で方針も示されていると考えれば、そういった部分を県としてこういうふうにしていくとしないと、呼び込むことができないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】ご指摘は、どういうニーズがあるか、どういう活用の仕方があるかといったところになるかと思うのですけれども、そこは先ほども申し上げました遠隔医療の実証で、こういう形でできますよという話とか、その他様々な5Gの特性等々で、地元の方が各民間企業の方とか、離島、中山間地域、様々な分野で課題を持っていらっしゃるところに5Gを活用した解決法をご提示しながら、Society5.0のプラットフォームの中で、そういう解決法などについて議論とかマッチング等々もしていくことで5Gの活用を進めていきたいと考えております。

その前提となる5Gの基地局の設置につきましても、通信事業者の方々にも働きかけをしながら、県全体としての5Gを活用したSociety5.0といったところを目指していきたいと考えております。

【浦川委員】 私は、県が主導的にというか、こういった長崎県をつくりたいと提案することも必要なのかなと思っています。企業だけじゃなくてですね。

土木関係の方では先行していろいろやったり、 水産、農林でもいろんな形で活用をずっと示さ れていますけど、企画の方で聞くと、まだわか らないというかですね。そういったのはまだ今 から話し合いですよというような感じになっていますから、やっぱり一歩も二歩も進んだ施策をしていかないといけないんじゃないかなと感じるんですよね。

だからこそ基地局にしろ、ロードマップを示して、この時にはこういった事業化を進めていきたいと令和7年までに示すとか、そういったものも必要なのかなと感じますので、今後、DX推進計画を策定されるということですけれども、その中でも県の将来の人口減少に対応した、スマート化にしろ、Society5.0の取組にしろ、入れていただくように要望しておきます。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【吉村委員】難視聴地域の解消と5G基盤整備 ということで。

ただいま浦川委員からもありましたが、チェンジ&チャレンジ2025で、5G基地局の整備率を最終年度に50%というのが、私もちょうど浦川委員と同じように、何をもって50%なのかなと思っておりました。

国全体で10キロ四方のメッシュだったですか、それが半分埋まるというような感覚の答弁だったんですが、それをもってここに数値を載せるのは、あまりにも策がなさ過ぎるというか、長崎県独自の考え方がベースになってここに数字が載るべきものと思いますが、その点についていかがですか。

【小川次世代情報化推進室長】今、総合計画の中に書かせていただいていますのが、国として5年以内に、全国のメッシュが約4,500ありますが、その50%以上を目指していくということになっております。

国として全国及び各地域ブロックごとという ことになっておりまして、九州でいきますと九 州・沖縄ということで、九州総合通信局の管轄 の中でも50%以上を目指していくということ

っております。

になってまいります。

その50%につきましては、民間通信事業者の皆様方は、やはりニーズが高いところを中心に設置が進んでいくかと思いますので、そこに遅れることなく、まずは県としても、国の方針に沿ったところでの50をしっかりとクリアしていこうということで書かせていただいている状況でございます。

【吉村委員】今の答弁でも全然もの足らんとで すが。

さっきからもあったように、県としてどういうふうに民間を取り込んでいくかというきちっとした計画をつくると、それを実践していくことで民間が入ってくることにつながるんだろうと。

そこを、今まだ白紙とまでは言わんですが、 ざっとした空気感の中でこの事業が進められる と、それもチェンジ&チャレンジ2025で書いて あるわけですから、まだまだこれは。

毎年とは言わないでも、多少は数字が入れ替わったりすると思いますから、そこら辺を早急に、具体的な施策をこの中に盛り込んでいかなければならないと思いますが、その点について、どうですか。

【小川次世代情報化推進室長】先ほど、骨子案として少しご説明させていただきましたながさきICT戦略につきまして、今後、検討を深めていくこととしておりますので、その中で、そういった点につきましてもお示しをできるように検討を進めていきたいと考えております。

【三上企画部政策監】今、吉村委員からご指摘がございましたとおり、今回、チェンジ&チャレンジ2025の中からICT施策を取りまとめてICT戦略にするものでございますが、単なるホッチキスまとめするのではなくて、我々としては、長崎県が、データの活用であったりI

C T を使いやすい場であるということを企業、 事業者様に示さないと、5 G を利用できる環境 を用意しないと事業者様は来ませんので、今回 用意するICT戦略につきまして、各部局の目 立った施策はもちろんでございますが、いかに データを使いやすくするかと、そういう環境で あるかということを前面に出していきたいと思

【吉村委員】 くれぐれもですね。国の50%という数字をここに載せているという答弁だったから、今申し上げたんです。

10キロ四方のメッシュが半分埋まると、長崎県は10キロ四方が幾つ、何ブロックあるのかわからんですけれども、そこが1つか2つしか埋まらないとかということにはならないように、働きかけを具体的にやっていただきたいと思います。

それから、こういう未来の話を私もやりたいんですが、その裏側に取り残されている部分があるのが、どうしても引っかかってしまいます。

5Gとか、高速ブロードバンドとか、ICT、スマートシティと、いろいろ言葉がありまして、そういうことで離島半島も活性化していくんですよとなるんですが、相変わらず地上デジタル放送の難視聴地域が存在しています。

現在どのような状況になっているのかとご存 じであれば、お願いいたしたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今ご指摘がありましたのは、地上デジタル放送とかラジオの難視聴ということかと思います。そのあたりにつきましては、やはり山間部の地理的とか地形的な状況とか気象条件、さらには海外波の混信といったところで、様々な要因に基づきまして難視聴が発生している状況でございます。

県内の中で、そのような難視聴地域がどのあ たりかといったところにつきまして、詳細な状 況を把握できていないんですけれども、それぞれ難視聴の状況が出た際に、テレビとかラジオについて随時対応していっているという状況でございます。

【吉村委員】少し具体的に把握をしておられる のかなと思っておりました。そういう答えが出 てくるとありがたかったんですが。

今の答弁のように、地形的な要因が結構大きかったりします。それで、先ほど山本(啓)委員からもありましたが、それを解決するのに共聴施設をつくってと。昔、そういうことで解決するのがよかろうということでされたんでしょうけれども、共聴施設となると、施設の更新とかが何十世帯というところで起きてくるわけで、根本的にはやはり中継局をつくって、そういう共聴アンテナに頼らず受信できるのがベストなわけですから、そこを目指していかないといかんというふうに思うわけです。

それで、以前からも質問をしておりますが、 長崎県地上デジタル放送技術連絡会議の開催状 況がわかっておれば、それと中身、この近年に はどういう内容で会議をされているかというこ とをお尋ねしたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今お話がありました長崎県地上デジタル放送技術連絡協議会、こちらは民放の放送局とか、総務省の九州総合通信局の方々を含めて、県もオブザーバーとして議論の中に入らせていただいている状況でございます。

その協議会の中では、地上デジタル放送の難 視聴地域のリパックといいまして、海外波との 混信が発生している地域のチャンネルの周波数 を変換することによって、その難視聴を改善す る改善リパックという手法がございます。その 地域につきましての検討、どの地域を次にリパ ックをやっていくかといったところを、その協 議会の中で検討している状況でございます。

今年度、3回か4回程度の協議会が開催されているかと思うんですが、現在、佐世保市の相浦地区の改善リパックについて協議会で検討されて、手続とか作業が進んでいる状況でございます。

【吉村委員】今、ご答弁にありました周波数リパックですが、令和元年から相浦の1局をやるとお聞きしておったんですが、それがまだ継続をしていると。

今後、検討を要する地域がまだあるのかどう かはいかがでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】現時点で私の方ではしっかりと把握をできていない状況でありますけれども、様々各地域からの難視聴の情報等々が、九州総合通信局とか各放送局に入っていれば、協議会の中で相浦の次のテーマとして協議をされていくものと考えております。

【吉村委員】 この連絡会議の中にNHK、民放各局、九州総合通信局、総務省、長崎県と入っているわけですね。

受信状況について申し上げますと、NHKの 見解と民放の見解が別々で、NHKが映ってお れば民放は映らんでもいいというのがNHKの 見解というふうにお聞きをしているんですが、 そこら辺はいかがでしょうか。

【小川次世代情報化推進室長】申し訳ありません。私は、そういう形での認識というところは 認識をしていません。

【吉村委員】 私も聞いた話ですから、でも、ちゃんとした筋の話ですけど。

民放は受信料を取りよりませんから、NHKはNHKの守備範囲でやると。そこでNHKは100%網羅しているというふうにおっしゃるそうでございます。そう言いながら映らんところがあるわけでして。

ですから、そこを改善してやらんと、離島半島の安心・安全、暮らしやすさの実現は図れないということです。幾ら5Gとか高速ブロードバンドとか通信系を網羅しても、そこに住む人たちは満足感は得られないわけですから、そこのところはきちっと、今後とも引き続き手当てをしていかなければならないと思うわけです。

ここに、平成29年度の受信料の推計世帯支払い率というのがあるんです。長崎県は83.5%です。これは全国で、まあ真ん中ぐらいですか。ただ、全国の平均値が79.7%でございますから、それよりかなり上にいっていると。それだけ皆さんは受信料を払いよるわけですから、NHKが100%とか言うんじゃなくて、きちっと真摯に対応をしていただくように働きかけをやってもらわんばいかん。やはり中継局を建てるのが一番でございますから、そこら辺を調査して。この連絡会議はリパックだけではないと思いますので、そういうところの改善ということもテーマに挙げていただいて、今後とも、その解消に向けて取り組まれるようにお願いをして終わりたいと思います。以上です。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【堤委員】 2項目通告をしていましたので、質 問をします。

まず、SDGs普及促進について。

来年度の重点戦略の素案に、予算化に向けて 検討を行う主な事業としてSDGS普及推進事 業費600万円とあります。

そして、県民のSDGSについての認知度を、 今年を基準年として34%、来年が40%で、5年 後の令和7年度80%を目標値と定めてあります。 これは、世界平均が去年74%で、調査した28か 国中、日本は49%で最下位だったということで、 SDGSの認知度は非常に低いんだなと思いま す。 県の次期総合計画の中でもSDGsは重要な観点として置いてありますし、人口減少対策が最重要課題である中で、持続可能な地域づくりであったり、地球環境の保護であったり、限られた資源を大切にするとか、誰も置いていかない社会をつくるとか、本当にこのSDGsというのは重要なことだと思います。

どういった普及促進を進めていかれるのかを お尋ねします。

【陣野政策企画課長】堤委員からお話がございましたように、SDGsの視点は今後非常に重要な視点ということから、私ども、今年の3月に策定しました総合戦略でも、しっかりSDGsの視点を反映した形で、今回の総合計画でもSDGsの考え方をきちんとページを設けましてご説明して、それぞれの施策がどういうSDGsの17の目標に寄与しているのかというのをお示ししたところでございます。

ただ、委員からお話がありましたように、まだまだ県民の皆様のSDGsについての認知度は低い。今回、SDGsの普及啓発に取り組もうと実際にアンケート調査をいたしましたところ、「SDGsという言葉を聞いたことがある」を含めて34%という状況でございます。

こうしたことから、委員からお話がありましたように世界各国の平均は74%でございますが、私ども、5年後には県民の認知度を80%にしようと、総合計画にも施策として取り組むということで、来年度の重点施策に約600万円ほどの予算を要求している状況でございます。

具体的には、県民向けと企業団体向けという 形で、それぞれ取組をやっていこうと思ってお ります。県民向けには、まずは認知度を向上す るということでセミナー、フォーラムの開催と、 SDGsとはどんなものなのかを楽しみながら 知っていただきたいという思いで、本会議で浅 田議員からご質問がありましたけど、長崎県版のオリジナルのカードゲーム、そういった普及啓発ツールを作成いたしまして、民間で取り組んでいる団体の皆様と一緒に、そのツールを活用しながら普及啓発に努めていこうと思っております。

一方、企業・団体向けにもセミナー、フォーラムの開催を行ったり、アドバイザーみたいな方を派遣して具体的にやっていこうとされている企業の皆様の取組を促進したりとか、また、実際にそうしたSDGSに取り組まれている企業の皆様を見える化を図りたいということで、登録制度のようなものを作成しまして、ホームページとかパンフレット等でそうした団体の取組をご紹介することで普及啓発に努めていきたいと、600万円の内容はそういったものでございます。

【堤委員】 ありがとうございました。

私も、先進的な取組をしている企業や団体を登録して、「SDGsに取り組んでいます」と 県民の皆さん、ほかの企業に対して発信をした り、取組を紹介したり、そういうことをやって いただけたらと申し上げたいと思っておりまし た。

それから、県民の皆さんに向けてセミナーやフォーラムの開催ということです。参加をされる方は随分と意識も変わっていくんだろうと思うんですが、多くの県民の皆さんは、なかなか直接的にそういうものを知る機会が今の時点ではあまり多くないのかなと思っていて、例えば県の広報誌で、SDGsは17のゴールと169のターゲットがありますから、そういったものを随時紹介して、一般質問でも取り上げられたカードゲームというお話がありましたけれども、SDGsクイズみたいな感じで取り組むことも一つのアイデアかなと思っています。

それについて、いかがでございましょうか。 【陣野政策企画課長】堤委員からお話がありま したように、SDGSがどんなものなのかとい うのを県民の皆様にわかりやすくお示ししてい くことも重要かと思っております。県の全世帯 広報誌も持っておりますので、その中でSDG s というものがどんなものなのか、県としてど う取り組んでいこうかということの掲載を検討 しているところでございます。様々な県のイベ ントの中で、例えばSDGsのこの分野に関連 するイベントですよとか、そういった形で様々 な機会を捉えて県民の皆さんにSDGsに触れ ていただく取組が必要かと思っておりますので、 今後とも、いかに県民の皆様にSDGsを知っ ていただくかという視点で、いろいろと普及啓 発に努めていきたいと思います。

【堤委員】 ありがとうございます。 よろしくお願いします。

SDGsって、これからは世界的にいろんなところで発信がされていくだろうと思うので、県として積極的に取組をしなくても、国とかメディアとか、様々な企業、団体からの発信で少しずつ認知度は上がっていくだろうと思うんです。しかしながら、長崎県を本当に持続可能な地域にしていくためには、SDGsの先進県になるような取組というか、認知を進めていただきたいと思います。

もう1点、県政150周年記念事業が、同じく来年度2,100万円の予算を獲得したいと書かれています。これについて、もう少し詳しくご説明をお願いします。

【小林政策調整課長】 堤委員ご指摘の本事業、 文字どおり150周年を記念する事業でございま す。まず、目的から簡単にご説明をさせていた だきます。

目的といたしましては、行政関係者だけでな

くて県民の皆様に、これまでの150年の本県の歴史を共有していただくとともに、併せて現在県下全域で進んでいる百年に一度と言われているまちの変化も併せて共有いただければというふうに考えております。さらに、もう少し先の長崎県の未来の姿を想像する、イメージするような機会にしていただければというふうに思っているところでございます。

具体的には、講演会やパネル展等を想定しているところでございますが、やり方といたしましては、記念日周辺に一定期間を設けながらやりたいというふうに考えております。

150年の記念日は、諸説あるんですけれども、 県といたしましては1871年、明治4年11月14日 が、概ね今の形をとったというところで、そこ を設定しております。なので、11月ないしは12 月、そこら辺に一定期間を設けながらパネル展 を、ある程度の期間で地域を巡回していって地 域の広がりをつくるとかですね。

未来の姿というところで申し上げますと、若い世代の柔軟な発想がやはり重要になってくると考えておりますので、小学校、中学校、高校と連携しながら何かできないかと、そういったところを少し企画、調整しているところでございます。

【堤委員】 諸説ある中で、1871年11月14日あたりが県の誕生と言える記念日ではないかということですね。

11月から12月のあたりで県内の巡回パネル 展を開催する、それから小・中・高校との連携 した取組を今後、検討されるということですね。

他県では、記念の年の1~2年前から大々的に 取り組んでいる県もありますけれども、そんな ことをする必要は全くないと思うし、また財政 的にもそんな余裕はないと思うんですが、県政 150周年だけではなくて、県の節目の年がこれ からもあると思うんですが、そういったところで記録を。例えば県政の歩み、歴史といったものを記録に残す。何かの形で県民が見られるよう、それは紙媒体ということではなくても、例えばソーシャルメディアでも県のホームページでも、いろんな形があると思うんですが、何か記録を残すというようなことは検討されていないのでしょうか。

【小林政策調整課長】例えば記念誌の発行といったところをイメージされているのかなと思いますけれども、その冊子を毎回毎回見ていただくのは難しいような気もするので、委員のご指摘のホームページの中で何かやるとか、パネル展の内容を簡単に紹介するような特設ステージを考えるだとか、そういったやり方は考えられるのではないかと思います。そこは今後検討させていただければと思います。

【堤委員】 ありがとうございます。県の「つたえる県ながさき」の中でも、例えば特集号を組んで保存版とする方法もあるかと思います。 それはもうそれっきりで、データとして機会があるたびに私たちが目を通すことができて、県の歴史を知ることができるというようなものを、ぜひ取り組んでいただけたらと要望して終わります。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【山口(初)委員】 お疲れ様です。通告をしてお りましたので、人口減少に関わる関係で質問を させていただきます。

人口減少対策につきましては、特別委員会で も、企画部の皆さんのいろいろなご指導もいた だきながら運営をさせていただいているところ ですが、もう一つ、チェンジ&チャレンジ2025、 いわゆる総合計画にも多くの紙面を割かれて人 口減少対策については述べられています。

私ども特別委員会としては、社会減対策とか

若者・女性対策、あるいは<u>人材確保</u>対策ということにつきましては一定議論を進めているところでありますけれども、自然増についてはテーマとして挙げていない関係もあって触れていませんでしたので、ここで少し質問をさせていただきます。

日本は、先進国の中で一番最初に直面している大問題が人口問題といわれている、ご承知のとおりです。当然長崎県の最大の課題は人口減少対策ということになります。

日本は、2009年から人口減少が始まっています。少子・高齢化が非常に早いスピードで進んで、人口問題は経済活動や介護、年金等々に大きな問題を生じさせている、顕在化させている状況にあります。

人口減少というのは、単純明快に、生まれて くる子どもの数より亡くなる人の数が多いため に、差し引きで総人口が減る問題であります。

日本の総人口は、戦後ずっと増加を続けてきましたけれども、2008年に1億2,808万人で頂点に達したという状況です。その後、減少を続けていまして、2019年、昨年は1億2,618万1,000人となっていまして、11年間で190万人ほどの減少を見ている状況にあります。

そこを背景として質問しますが、長崎県は、 ピークと現状とどういう状況になっているのか、 いま一度お尋ねをしておきたいと思います。

【陣野政策企画課長】長崎県の人口のピークに つきましては1960年の176万人でございまして、 ここをピークとして人口減少が続いている状況 でございます。

直近の令和2年1月1日現在の人口が132万3,000人ほどですので、ピークのころから比べると40万人以上減っているという状況でございます。

【山口(初)委員】1960年からスタートしている

と、長崎は相当に早い時期に人口減少が進み始めたということになりますね。ざっと差引勘定、60年間で60万人ぐらいかな。ということは、年に1万人は減っているという状況ですね。

国としては11年間で190万人ということは、10年間でざっと熊本県の人口ぐらいがいなくなっているわけですね。長崎県は135~136万人、熊本は174~175万人いますので、それぐらいの人口が日本の国から消滅している。

長崎県はどういうことかというと、まちの名前を挙げていいのかわかりませんが、今のままでいくと、川棚町ぐらいの人口が少なくなっていく状況にあると思っています。当然若年人口とか生産年齢人口が、それだけ減っていくわけです。

その要因について今日はちょっと話をしてみ たいんですが、その要因は、婚姻件数の減少と 晩婚化とも言われています。

また一つの例を言いますと、日本は、1972年が戦後最多で109万組、ざっと110万組ぐらいが 結婚されています。2018年に戦後最低で58万 6.438組。

私もベビーブームの時代に生まれて、実は 1972年ごろに結婚しておりますので、ここの数 値を押し上げている要因の一人ではあるんです が。

そういうことで、これも長崎県としてデータ があるのかわかりませんが、あったら教えてい ただけますか。

【陣野政策企画課長】長崎県のデータでございますが、人口動態統計調査によりますと、婚姻数が一番多かったのは昭和22年の2万1,000件余りという状況でございます。直近で申し上げますと、平成30年が5,394件、令和元年が5,650件でちょっと増えておりますが、これは多分、令和婚で昨年度はちょっと多かった形でござい

ます。近年は平成29年が5,800件、平成30年が5,394件という形で、今のところは5,000件台で推移しているという状況でございます。

【山口(初)委員】 戦後の、ざっと4分の1ぐらい の婚姻数ということですね。

そこで直接的に影響してくるのは出生数です。 出生数と死亡者数の関係、いわゆる人口減少の 要因ですが、昨年出生された方は92万人ぐらい ですね、たしか。去年、おととしかな。亡くな られた方が136万人で、44万人ぐらいが減少。 出生と死亡の関係で44万人がマイナスという のが、日本全体の今の近々のデータの状況だと 思います。

ここも、県の状況を教えてもらえますか。

【陣野政策企画課長】令和元年度の実績で申し上げますと、出生が9,637人、死亡が1万7,686人ということで、差し引きで自然減が8,049人という形でございます。

【山口(初)委員】 いずれにしても、長崎県としては当然厳しいデータしか出てこないわけですが、もう一つ違う形でいきますと、そう言いながらも日本の国の中には人口が増えているところがあります。ざっと東京都市圏。東京、神奈川、埼玉、千葉、そのほかでも大阪、愛知、福岡、滋賀。滋賀がなんで増えているのかというのはまだよく理解できていないんですけれども。そういうことで8都府県は増えていると、しかし、39道府県は減少している。その中に当然長崎県も入っているわけです。

もう一つ深刻な問題は、日本創生会議が発表している、896の消滅可能性都市が日本にはあるということです。

ここに長崎県は、よもや入っていないんじゃないかという理解をしているんですが、そこのところはどうですか。

【陣野政策企画課長】日本創生会議が、いわゆ

るマスダリポートという形で消滅可能性団体、都市ということで示されております。消滅可能性都市の定義が、2010年から2040年にかけて20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村を消滅可能性都市として位置づけられておりまして、20~39歳の若年女性人口が5割以下になりそうな団体を人口を推計して出されております。

これで申し上げますと、長崎県内21団体がご ざいますが、そのうちの13団体が該当すると示 されております。

【山口(初)委員 】 わかりました。13団体ということは過半数を超える団体ですよね。ゆゆしき状態ですが、これを議論したらちょっと長くなるので、次に回しますが。

今日お聞きしたいことは、この1点なんです、今からお話をする。総合計画にも取り上げられていますね、人口減少について。将来ビジョンの中に大きくページを割いてありますし、本県の課題にも割いてある。そして基本戦略の中にも割いてあるんですが、その中で、今日は自然減、自然増についてお尋ねをしている関係で1点だけ。ここをお聞きすれば、今日の質問となるわけですが。

どういうことを視点として捉えてあるかというと、県民が希望する結婚、妊娠、出産、子育 てを実現できる環境整備をすると。これは極め て大事だと思うんですが、これをどのように具体的に展開しようとしているのか、ここをしっかりご報告いただければと思います。

【陣野政策企画課長】委員からお話がございましたように、県民の皆様が希望する結婚、出産、子育ての環境を整備するという視点のもとに、総合計画では基本戦略1-3のところに、「長崎県の未来をつくる子ども、郷土を愛する人を育てる」という中の施策の1に、結婚、妊娠、出

産から子育てまで一貫した支援という形で、施 策として設けております。

その中で1番目としては機運の醸成と書いていますけど、意識の醸成という形で、施策としてもございますけれども、企業や団体の皆様と一丸となって、結婚、出産、子育てを応援しようという意識の醸成をするようなキャンペーンの実施と。

また2番目に少子・高齢化というところで、 どうしても今は人口の構造上、高齢者の方が多 いということで、自然減は一定、今後も続いて いきますけれども、それを解消するためには少 子化対策が必要になっております。国の方でも 話題になっているんですが、そうした中で少子 化対策につながる施策として、結婚を希望する 独身者に対する婚活支援という形で、これまで も様々な取組をやっております。お見合いマッ チングシステム等も活用しておりますが、そう した施策をさらに充実していく形の施策を掲げ ております。

また、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援ということで、どうしても今、晩婚化しておりまして、当然出産も遅れるという形で、特に不妊治療も必要になってまいります。そうした正しい知識を普及・啓発するという形。また、妊娠、出産の環境整備ということで医療体制の整備もそうでございます。早い時期から不妊治療の正しい知識を知って早期に治療していただくことによって出産につなげていく施策、こういった形での展開を記載しているところでございます。

いずれにしても自然減対策は、人口の年齢構成上、急には歯止めはかかりませんけれども、 それをいかになだらかにしていくかという形で、 やはり少子化対策が非常に重要になってまいり ます。国の方でも結婚支援を重要視していると ころがございますけど、私どももしっかりとそういった対策を、関係部局とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】 ありがとうございました。るる、それぞれの項目についてご説明がありましたが、いわゆる人口問題の原因は未婚率が上昇していること、子育てに不安があること、平均寿命が延びたことですね。

その中で、子育て不安が解消されない限り、 日本の人口は伸びないのではないかなというふ うに思っています。

それは何かというと、幼稚園から大学を終えるまでの費用が相当にかかっている状況です。例えば、幼稚園から高校までの15年間で私立は1,770万円、公立は540万円と言われています。大学4年間で私立は802万円、公立が605万円。これからいくと幼稚園から大学を卒業するまでに、少なく見積もって1,145万円、大きくは2,572万円ということで、かなり厳しい状況にあります。

今、無償化の話とか、どんどん進んできていますので、ここをある程度本当にきちっとした政策にして、どなたも、どの結婚したご夫婦も安心して子育てができるという状況をつくってやるのが国の使命であり、県の責任でもあると思っていますので、ここのところはなお一層、力を、それぞれの関係部署とも連携を図ってやっていただくことが大事だろうと思っていますので、よろしくお願いします。

一言言わせてもらえば、若い人たち、あるいは子どもは将来のマンパワーです。釈迦に説法ではありませんけれども、将来の私どもを支えてくれる人がいなくなれば、それぞれの地域はなお一層、衰退、疲弊をするわけです。

そういう意味も含めて、元気な長崎県とする ためにも子育て支援については、高齢者もきち っと大事にしてもらわんばいかんとですけれど も、なお一層力を入れていただく政策をとって いただくようにお願いをして質問とします。よ ろしくお願いします。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。 【北村副委員長】最後の一人でございますので、 よろしくお願いします。通告をしておりました ので、2点についてお伺いをさせていただきま す。

この季節になりますと、特徴的になるのは、 ふるさと納税の広告物であったり、CMであっ たりというようなことで。

この制度についてはいろいろ賛否がございまして、東京にとっては地方税の受益者負担の原則に反するというようなことがあって離脱をされたり、返礼品競争が過熱したりと、いろいろ物議を醸しているわけですが、地方にとっては有効な財源の一つではないかなと考えているところでございます。

平成28年度から始まったこの制度で、ご承知だろうと思いますけれども、寄付額の3割が経費に算入できると、企業のですね。そして、その3割が税額控除になるということですから、企業の6割の減税ができるというようなことです。企業にとっては納める税額は変わらないんですけれども、地方を応援できると、それが広報されるというようなメリットがある制度で、本年4月も、かなり大胆な改正があったと存じます。

そこで、現在、長崎県の企業版ふるさと納税 の推移とか、本年の状況とか、そういったとこ ろについてお尋ねをいたします。

【小林政策調整課長】副委員長からご質問のございました企業版ふるさと納税の本県の実績についてでございます。平成28年度から取り組んでおりまして、平成28年度につきましては28社、

3,280万円、平成29年度は22社、2,960万円、平成30年度は24社、2,730万円、令和元年度は16社、1,550万円で、本年度はまだ途中でございますが10社、950万円となっているところでございます。

昨年度が少し減っているのは、副委員長もご 質問の中で少し取り上げられましたけれども、 大幅な改正があったことでございます。税額控 除が3割から6割の倍になって、企業の実質負担 感が1割というところで、かなり大きな改正が あったこととコロナの関係と想定されていると ころでございます。

【北村副委員長】私もいろいろと数字をさらっていまして、官邸のホームページを見ますと、都道府県別の実績がありまして、この制度が始まった平成28年度は、なんと長崎県は全国で5位だったんですね。そういう数字がありました。これはもう市町を含めてです。ですから、とにかくいち早く取り組んだということだろうと思います。

全国の自治体と比べると、なかなか範囲が広すぎて、九州内の7県で比べると平成28年度は第1位だったと、平成29年度は、残念ながらほかの自治体も取り組み始めたというようなことで4位、それから3位、5位というような状況が掲載されておりました。

県と市町、やっているところとやっていないところがあるとは思うんですが、これは本社の所在地ではない自治体に寄付をできるということで、長崎県内にルーツがある東京などでがんがん稼いでいるところからお金をというようなところで、やはりこれは強力に進めていただきたいと思っているんです。

そういった制度改正は、企業にとっては追い 風ですよね。実質100万円寄付すると90万円は 税の軽減があって、10万円の負担で地方を応援 する企業ですというラベルがつくというか、認 定をしてもらえるというようなことではなかっ たかと思いますが。

そういった改正のPRも含めて、今後、企業版ふるさと納税を伸ばしていっていただきたいと思いますが、県はどういった取組をしていくのか、お考えがありましたらご答弁をお願いします。

【小林政策調整課長】実は制度改正が今年度からあるということで、そのアナウンスは昨年度より実施しておりました。特に昨年度末には300社に、制度改正で大分有利になるぞというお話を紹介する文書を送っております。さらに、先月から今月にかけてもう一度、年度もかわりまして完全にこの制度に則ってやることができますので、改めてまた300社に文書を送らせていただいたところでございます。

コロナの中で実際に面会することが厳しい状況は続いておりますが、例えば誘致企業とか、直接会えるところから実際に会って再度お願いをすることを始めていくというふうに考えております。

【北村副委員長】ありがとうございます。文書をしっかり送ってPRをしていただいたということで。

企業にとっては、経済的なメリットを享受してはいけないと、提示してはいけないということもあって、企業側のメリットがなかなか感じられないというようなところもあるんですが、ただ、昨今はCSRだったり、企業の社会的責任であったり、ESG投資なんていう社会的投資という話題も随分一般的になってまいりまして、地域に貢献する企業だというようなところが、その企業にとっても、経済的ではないかもしれないけれども、回り回って消費者に支援されるというようなメリットがあるんだろうと思

いますが。

現況、ふるさと納税をしていただいた企業に対して、どういったことが県として行われているのか、お知らせください。

【小林政策調整課長】金額に応じてというところではございますが、県のホームページで企業を紹介したりしております。そのほか、空港のバスの中とか、空港で荷物の来るのを待っているところの大きな柱にポスターを掲示するなどして、企業版ふるさと納税制度とともに企業を紹介することをやらせていただいております。

さらに、100万円以上寄附していただいたところにつきましては知事から表彰状を贈らせていただくとともに、長崎ゆかりの品というものも献上して、ありがとうという気持ちを伝えているところでございます。

委員ご指摘のとおり、今、CSRの関係だとか、地方創生に関する企業の意識の高まりというのはものすごく感じておりまして、先ほど申し上げました今年度の寄付企業10社のうち7社は実は新規のところでございます。まさにこのコロナの逆風はございますけれども、こういった社会の流れといったところもとらまえながら新規を獲得していくとともに、継続のところにも粛々とやっていくというふうに考えております。

【北村副委員長】企業側にとってのメリットが さらに目に見える形でというところであります が、経済的に提示はできないという中で、紹介 になってしまいますけれども、これは民間の見 解ですので、ちょっと精査が必要かなと思いま すが、施設の命名権、企業名を入れるんじゃな くて、命名権です。例えば企業版ふるさと納税 は、様々なプロジェクトに対しての寄付という ことでございますから、何か施設を造る。そし てその施設の名前を公募するんですが、その公 募の中に企業の名前は入れられないけれども、例えば子どもたちから名前を募集して、その中の名前を決める権利を入れても差し支えないというような見解をお持ちの民間のエコノミストもいらっしゃるようでございます。そういった少し工夫をしながらやっていただければと思っております。

これは長崎県の話ですけれども、21市町の中でやっているところとやっていないところがあると思いますが、現状はどういう状況でしょうか。

【小林政策調整課長】市町で、副委員長がおっしゃるとおり、やっているところとやっていないところがございます。昨年度までは実質上、佐世保市と長崎市の2市のみでございました。ただ、この制度改正の話を伝えて、企業側のメリットだけではなくて、市町がやる上で手続の簡素化等も含まれておりましたので、昨年度より、市町に積極的に活用してほしいという働きかけを行っておりました。

3月31日、昨年度末、最後の最後の認定のところで合計7団体になっております。さらに12月現在において、21分の11の市町が取り組んでいるところでございます。年度内、最後の認定が来月にございます。その中でさらに5団体が今、準備を進めているというところでございます。

これは8月ぐらいにWeb会議の中で再度呼びかけまして、その後も継続的に照会をかけたり相談にのったりということをやっておりまして、最終的に年度内で21分の16、ここまでいきますと76%程度になります。なるべく多くの市町に取り組んでもらえるように、継続的に働きかけていきたいというふうに考えております。

【北村副委員長】すばらしい成果かなと存じます。ぜひこれを21市町全部がやっていただけれ

ば。

そして、寄付者としては、寄付している県という大きなくくりではなくて市町というさらに顔が見える状態の方がいいのかなと、個人的な感覚ですが、私は思っておりまして、全部の市町がやると県の仕事がなくなるのかもしれませんが、寄附もですね、それはそれで市町の応援になるということで、よろしいかなと思います。

これは確認ですけれども、今議会で総合計画 審議をしておりまして、SDGsの話が何度も 出てくるわけですが、地方創生SDGs官民連 携プラットフォームというのがございます。現 在、都道府県及び市区町村、6月時点では631団 体が会員となっているということですけど、今、 長崎県は会員になっているのかわかりますか。

【陣野政策企画課長】副委員長からお話がありましたプラットフォームについては、県も入っております。

【北村副委員長】その中に、企業版ふるさと納税分科会というのがあるそうでございまして、そちらには地方公共団体が6月末で69団体しかまだ入ってはいないということでございます。現況はいかがですか。分科会の方です。

【陣野政策企画課長】 分科会の方にはまだ、県は参画しておりません。

【北村副委員長】分科会に登録をいたしまして、これは会費などを取られる会議ですかね、エントリーフィーとか、そういったものを取られたりするプラットフォームなんでしょうか。

わからないですね。すみません、結構です。 多分、これは内閣府が用意しているプラット フォームですから、自治体から会費を取るとい うことはあまり考えにくいのかなと思っており ます。ぜひ、このふるさと納税分科会にも入っ ていただいて、いろいろな研究を進めていただ ければと思います。 これも紹介になってしまいますけれども、北 海道の取組であります。北海道は企業納税がす ごく実績が上がっていまして、企業版のふるさ と納税が北海道はすばらしい成果を上げている んです。

その中の取組で、北海道を応援する企業のネットワークとして「北海道応援団会議」があります。これは道と道内の市町村が、応援を求める取組において、道内がワンチームでやっているという取組、情報の共有を図られているというようなことでございます。

直接文書を送ることも結構かなと思いますけれども、こういった市町の連携をさらに強化することが必要なのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【小林政策調整課長】会議体として設置するかどうかというところは、まだお答えできる段階ではないですけれども、市町としっかり連携をしながら長崎県の地方創生を考えていくというのは非常に重要だと思っております。

引き続き市町としっかり、協議の場を設けながら取組を進めてまいりたいと思います。

【北村副委員長】 よろしくお願いします。

本年度の改正で、令和元年度までの税額控除 だったんですが、これはまたプラス5年間延び たと、令和6年度までやっていただけるという ことでございます。

繰り返しになってしまいますけど、100万円を寄付していただくと90万円の法人税等々が軽減されて、10万円で地方を応援する企業というようなPRが。企業さんがやっていただく分には、これはご勝手ですから、そういったところも使っていただけるような、長崎県を応援をする企業を増やしていただきたいと思います。

すみません、時間がございませんが、もう1 点通告をしておりました。マイキープラットフ ォームについてであります。

知事の口からも、DXを推進するんだという 力強い表明がありまして。そのDX、デジタルトランスフォーメーションの福利を享受するの は市民・県民でなければいけないわけでござい まして、その福利を享受する一つのインフラが マイナンバーかと存じます。ただ、なかなか進 んでいかないというような状況もあって、一進 一退だと存じます。

そこで、マイキープラットフォームというのが、マイナンバーを使っていただきましょうよという、いわゆる誘導というんですかね、そういったシステムだろうと思います。

ただ、長崎県庁のホームページを見ましても、 しっかり取り組んでいるのかどうかというのは、 私も判断しかねるところでございまして。

このマイキープラットフォーム、一つはマイナポイントを登録しているかというところだろうと思います。私も早速登録はしているんですけれども、皆さんは登録していますか。登録している人、いませんか。(挙手する者あり)あ、いた。そうですか。3割、4割というようなところで、ぜひそういった登録をしていただければと思います。

県の取組について、マイキープラットフォームの進め方等々について、もう時間がありませんが、概略、答弁をお願いいたします。

【小川次世代情報化推進室長】今、お話がありましたマイナンバーカードの普及と併せて、マイキープラットフォームということであります。その前提となりますマイナンバーカードの普及は、国の統計によりますと、本年11月1日現在の県内のマイナンバーカードの交付状況は約31万枚ということで、人口に対する交付率が23.0%と、全国で7位ということになっています。

このマイナンバーカードの活用につきまして

は、各市町の方で住民票の写しとか印鑑登録証 のコンビニ交付ということで活用されていまし て、県内では4市1町がコンビニ交付というとこ ろで活用している状況でございます。

それに併せまして、副委員長からもお話がありましたマイキープラットフォームの活用ですが、マイナンバーカードを取得していただきまして、マイキーIEという、マイナンバーカードとは別の個別のIDを登録していただいてマイナポイントを使っていただくと。

その代表的なものが、民間事業者の方で実施をしていますキャッシュレス決済の前払いによりまして5,000ポイントを付与されるといったところかと思うんですが、マイキーIDを活用していただくことによりまして、今後、各市町の公共施設の会員証とか、自治体ポイントを使うことによっての地域の消費拡大といったところに活用が見込めるのではないかと思っておりますし、マイナンバーカードの普及がもっと進むことによって、マイキープラットフォームの活用の幅も非常に広がってくるものと考えております。

ここにつきまして、現在の県内各市町におけます活用はまだまだといった状況ではございますが、一層の活用につきまして県も各市町と意見交換とか協議を進めていきながら、活用に向かって取組を進めていきたいと考えております。 【北村副委員長】 全国で7位ということで、すばらしいと思っております。これをさらに上位に押し上げていただきたいと思います。

21市町別のものが手元にありますか。じゃあ、 後で結構でございます。

時間となりましたので終わりますが、これは 私の身近な話ですけれども、マイナンバーカー ドを発行することによって、個人情報などの 様々な不安があるという方もいらっしゃるんで すけれども、メリットが上回ればいいんだろうと思います。マイナポイントもそうでしょうし、結構な方が、マイナンバーカードを持っていればコンビニで住民票とか印鑑証明が取れるということを知らないんです。キャッシュレス経済も含めて進めていくという上でPRに努めていただいて、DXを実現していただければと思います。終わります。

【山口(経)委員長】 以上で、通告による質疑が 終了しましたので、企画部関係の審査結果につ いて整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時47分 休憩

午後 3時47分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、企画部関係の審査を終了 いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前 10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審 査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 3時48分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月10日

自 午前11時 0分 至 午後 1時56分 於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君 副委員長(副会長) 貴寿 君 北村 委 小林 克敏 君 " 山口 初實 君 前田 哲也 君 11 中島 浩介 君 " 山本 啓介 君 " 君 大久保潔重 " 君 " 吉村 洋 麻生 降 君 " 堤 典子 君 " 基継 浦川 君 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 浦 真樹 君 地域振興部政策監 村山 弘司 君 (離島・半島・過疎対策担当) 地域振興部次長 坂野花菜子 君 地域振興部参事監 村上 真祥 君 (県庁舎跡地活用担当) 地域づくり推進課長 浦 亮治 君 地域づくり推進課企画監 徳永 真一 君 (離島振興対策担当)

市町村課長 大塚 英樹 君 土地対策室長 原田 一城 君 雅純 君 交通政策課長(参事監) 小川 交通政策課企画監 博文 君 椿谷 (航路対策担当) 新幹線対策課長 峰松 茂泰 君 県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

6、審査の経過次のとおり

午前11時 0分 開議

【山口(経)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。 分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮り いたします。

分科会で審査を行う予算議案と第138号議案の「公の施設の指定管理者の指定について(土石流被災家屋保存公園関係分)」は、関連があることから、分科会では予算議案及び第138号議案の説明を受け、一括して質疑までを行い、予算議案に対する討論・採決を行います。

第138号議案に対する討論・採決については、 その後の委員会審査の際に、他の議案と一括し て討論・採決を行うこととしたいと存じますが、 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、そのように進め させていただきます。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査 を行います。

予算議案及び第138号議案を議題といたしま す。

地域振興部長より、予算議案及び第138号議

案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の予算議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料、 それから予算決算委員会総務分科会関係議案説 明資料(追加1)を併せてお開きいただければ と思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予 算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 の中ほどをご覧いただきたいと思います。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計8,630万2,000円 の減を計上いたしておりますが、これは職員給 与費について、既定予算の過不足の調整に要す る経費であります。

次に、令和3年度以降の債務負担を行うもの についてご説明いたします。

土石流被災家屋保存公園の指定管理に係る令和3年度から令和5年度までに要する経費として、738万9,000円を計上いたしております。

続きまして、予算決算委員会総務分科会関係 議案説明資料(追加1)をお開き願います。下 段の方をご覧いただければと思います。

次に、第156号議案「令和2年度長崎県一般会 計補正予算(第10号)」のうち関係部分につい てご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で合計473万9,000円の 減を計上いたしておりますが、これは職員の給

与改定に要する経費であります。

続きまして、関連議案についてご説明いたします。恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

今回、併せてご審議をお願いいたしておりますのは、第138号議案「公の施設の指定管理者 の指定について」であります。

これは、土石流被災家屋保存公園条例に基づき、土石流被災家屋保存公園の指定管理者として南島原市を指定しようとするものであります。

土石流被災家屋保存公園は、雲仙・普賢岳噴 火災害による土石流被災家屋を保存し、災害の すさまじさと教訓を後世に継承し、県民の防災 意識を促すために設置された公園であり、指定 管理者の選定に当たっては、南島原市から提出 された指定申請書に基づき、外部有識者で構成 する指定管理者選定委員会において審査を行い、 同委員会からの報告も踏まえて、南島原市を指 定管理者として指定しようとするものでありま す。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)分科会長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】私の方から、予算議案のうち債務負担行為及び第138号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」、一括して説明させていただきます。

お手元の地域づくり推進課補足説明資料1の 1ページをご覧願います。

土石流被災家屋保存公園は、雲仙・普賢岳噴 火災害によります土石流被災家屋を保存、公園 化し、災害の脅威と教訓を後世に伝承するため、 平成11年に設置し、無料で公開している施設で ございます。

今回、指定管理期間としてお願いしております令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、限度額を738万9,000円とする債務負担行為を予算議案として計上いたしております。

指定管理候補者の選定につきましては、本施設の設置目的も踏まえて、旧大野木場小学校など噴火災害関係施設との一体的な活用や、南島原市の深江ふれあい公園等のほか、「道の駅みずなし本陣ふかえ」を構成する施設の一つとして、効率的な管理運営が可能である南島原市を引き続き非公募により選定させていただきたいと考えております。

選定経過につきましては、有識者など5名の外部委員で構成される選定委員会を設置し、去る10月13日に委員会を開催し、現地調査と併せて申請者から事業計画などの説明を受け、審査を行いました。

採点結果を3ページにお付けしておりますが、 審査では、事業計画書の管理運営の基本的な考 え方や保存公園の設置趣旨の実現などの各項目 について採点を行い、総合計で6割を超える得 点をいただき、委員全員から指定管理者として 適するとの判定を受けたところでございます。

選定委員会においても運営に適しているとの 判断をいただきましたので、これを踏まえまし て、県議会に議案として提案をさせていただい ているところでございます。

なお、選定委員会の中では、「全国的にも珍しい施設であり、災害を知らない人の心を動かす仕掛けを考えてもらいたい」、また、「観光客に対する説明を充実させてもらいたい」などのご意見もありましたので、指定管理候補者と

ともに改善に努めてまいりたいと考えておりま す。

説明は以上でございます。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第138号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中島(浩)委員】先ほど説明がありました土石流被災家屋保存公園に係る指定管理者の指定についてですけれども、選定委員会で審査され、500点満点の基準の中で300点と、約6割を超える点数を取られたということですから、南島原市に指定管理者としてお願いすることは特に異論はないんですが、同公園は平成11年に、雲仙・普賢岳噴火災害による土石流のすさまじさと、その教訓を後世に継承することを目的に設置されております。

土石流被災遺構をそのまま保存した全国的に も珍しい公園でございますので、ぜひ今後もし っかりと保存していただきたいと思うんですけ れども、被災から来年で30年を迎える状況でご ざいまして、特に屋外の数棟については経年劣 化が進んでいる状況でございます。

施設管理者として県は、今後の被災家屋の保存や補修等についてどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【浦地域づくり推進課長】土石流被災家屋保存公園は、整備以来20年以上が経過しておりまして、ただいま委員からお話がありましたとおり、家屋の経年劣化とか地盤沈下による影響で一部倒壊等の懸念もあるということで、今年の2月に文化財の保存の専門家を招きまして目視調査を実施したところでございます。

その調査の内容としましては、家屋の傾きや崩壊の原因は地下の水路の影響による地盤沈下

等というふうに見られております。特に、屋外の8棟のうち2棟は崩壊が進んでおり、解体撤去が必要、または望ましいというお話でございます。また、屋内に3棟ございますが、そちらにつきましても、屋内の結露水とか雨水の侵入が今後建物に影響する可能性もあるということで、今後、補修工事が必要ではないかというふうな意見でございました。

それを受けまして、今回、補修等整備のあり 方を協議し方向性を取りまとめるために、11月 12日に、「土石流被災家屋保存公園の補修等整 備のあり方検討委員会」を設置し第1回目の委 員会を開催したところでございます。

その委員会の中では、「屋外施設については 安全性の懸念から取り壊しも考えられる」とか、 「被災遺構が残されていること自体に価値があ る。非常に大事な施設だ」とか、「観光コンテ ンツとしての価値もしっかり見極める必要があ る」とか、あるいは「危険だから取り壊すとい う考え方の一方で、一部を保存するなどの方向 性があってもいいのではないか」との意見が出 たところでございます。

今後、さらに1~2回検討委員会を開催しまして、特に、屋外の施設につきまして取り壊すかどうか、取り壊すとすればその範囲をどうするか、そういったことを委員会で検討してもらって、その意見を踏まえて今後の方向性を判断してまいりたいというふうに考えております。

【中島(浩)委員】 この地は、近くに雲仙岳災害 記念館、道の駅みずなし本陣ふかえもございま して、観光ルートの一つの重要な建物と思いま す。

今後、協議をされる中で、保存はぜひしていただきたいと思いますので、屋外であればいた し方ないのかなという個人的な思いもあるんで すけれども、屋内施設に関してはぜひ保存して、 今後もしっかりと後世に伝えていただくように お願いしたいと思います。

以上でございます。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】同じく第138号議案で質問させていただきますが、平成11年からというご説明があったと思うんですが、これは今回で何回目の指定管理になるのかということと、南島原市が指定管理者と決定されてから、これも何回目か教えてください。

【浦地域づくり推進課長】指定管理制度を導入 したのは平成18年度からでございまして、今回、 6期目の指定管理をお願いするものでございま す。

なお、平成18年度以前につきましても、南島原市に委託という形で管理運営をお願いしていた経過がございます。

【前田委員】 指定管理制度にしたのが平成18年で、それから6回目ということで、それ以前 も含めて全て南島原市が指定管理者という形で やられていると理解をしたんです。

採点の結果が344点ということで、これは他と比較するものではないから、概ね6割取っていれば評価の目安とするということで適しているという評価だと思うんです。そのこと自体に異論はないですが、毎回受けていく中で審査項目がそう変わっていないとするならば、その都度その都度、得点が上がっていくことが望ましいと思っているんですよ。そういった意味でどうだったのかというところまでは確認しませんけれども。

今、中島(浩)委員からも質疑が出ていました が、選定委員会の委員からの提案があっていま すよね。こういうことを今後実施してほしいということだと思うんですが、これをするに当たって、結局この施設は入場料を取る施設じゃないですよね。となった時に、738万円という予算の積算というか、内訳ですね。1年にしたら246万円ぐらいになるので、多分、人件費程度しか出ないのかなと、これは憶測ですが。

これから、よりよい施設として県民に開放していく、運営していくと考えた時に、この予算自体の額をもう一遍検討して、この評価も含めた、提案も含めたものに値する施設になってほしいと思うんです。経年劣化の話も出ていましたけれども、この738万円という予算の積算についてはどのようにお考えですか。

【浦地域づくり推進課長】債務負担行為の金額の積算でございますが、738万9,000円は3年間の額です。単年度でいきますと、令和3年度が226万3,000円、令和4年度が白アリ防除の経費が上乗せされまして286万3,000円、令和5年度は226万3,000円と令和3年度と同じという状況になっております。

令和3年度の226万3,000円の内訳につきましては、光熱水費が約12万9,000円、保守管理経費が118万4,000円、小規模修繕等が95万円となっております。こういった状況ですので、施設の若干の修繕等の経費につきましては小規模修繕等の中で対応できるものと考えております。

ただ一方で、先ほどご説明しました選定委員会におけるご意見、例えば観光サービスの視点からも説明を充実させてもらいたい等のご意見に対応するためには、この予算ではなかなか厳しいものと認識しておりまして、それにつきましては、この指定管理者の負担金の中で対応するのか、それとも県としてまた別の観光的な財源を見つけてきて、それを活用して対応するの

か、そういったことも含めて今後対応を検討し てまいりたいと考えております。

【前田委員】 わかりました。

人件費はないんですか。

【浦地域づくり推進課長】 ここは、基本的に人 は配置しておりませんので人件費はございませ ん。

【前田委員】わかりました。内訳を確認してわかったわけですけれども、選定委員会における意見や提案等を実行しようとするならば、やっぱりこれでは予算が足りないと今はっきりおっしゃったわけで、その手法として、この指定管理の案件に乗せて予算を付けるのか、もしくは県として別のところから予算を付けていくかという話だと思うので、そこは南島原市とよく協議しながらですね。当然これは毎年協定は確認し合うと思うから、そこでの変更も可能だと思うので、ぜひ、よりよい施設になるように、魅力ある施設になるように要望しておきたいと思います。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【浦川委員】先ほどの前田委員の質問でちょっと気づいたんですけれども、この満点の500点の基準としては、予算的には先ほど言った738万9,000円、これだけあれば500点は取れるという形の積算になるんでしょうか。先ほど、226万円とか修繕とかいろいろ言っていましたけど。

まず、基本的に500点を出すための予算というような形も積算として必要じゃないのかなと思うんですよね。今のところ人件費がかからない中で、この金額で3年間ということですが、これはあまりにも低いんじゃないかと私は思うんです。この金額では500点を目指すことはできないんじゃないかと思うんですけど。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご意見いただきました採点結果についてでございます。ご覧のとおり採点結果の中で収支計画というところがございまして、そちらで経費の配分とか使い方、経費削減等の状況などは把握できるということで、そちらの点数に反映されている状況でございます。

ただ一方で、500点満点にするためには予算が足りないのではないかというご意見でありますけれども、指定管理候補者として南島原市に管理運営をお願いしている一つの理由としまして、こちらの公園には人が配置されていないんですけれども、すぐ隣の常時人員を配置してあります「道の駅みずなし本陣ふかえ」とか、旧大野木場小学校の校舎等の連携のあり方等も含めて南島原市において、一体的な管理運営で効果的、効率的な取組をお願いしているところでございます。

そういったところから、今回、点数としましては344点となっておりますので、今後、南島原市とも、魅力を高めていくためにどういった手法があるのか、ほかの施設との連携のやり方、手法も含めまして、そこは協議を重ねていきたいと考えております。

【浦川委員】まず考え方として、県として、この施設をどうしたいかという形の取組だと思うんですよね。指定管理者は指定管理者として定めていいと思いますけど、県として、この土石流被災家屋保存公園をどのように後世に残していくかという予算を付けていかないといけないんじゃないかと私は思いますので、その点は今後よく検討していただいて、予算の十分な措置をしていただきたいと思います。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第138号議案の質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、 これをもって予算議案に対する討論を終了いた します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました ので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び第156号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。 よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ 可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、地域振興部長より総括説明を求めます。 【浦地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をご覧 いただきます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第138号議案及び第139号議案「公の施設の指定 管理者の指定について」、第153号議案「長崎 県総合計画チェンジ&チャレンジ2025につい て」のうち関係部分でありますが、第138号議 案につきましては、ただいまの分科会でご説明 いたしましたので、第139号議案及び第153号議 案のうち関係部分についてご説明いたします。 はじめに事件議案についてご説明いたします。 第139号議案「公の施設の指定管理者の指定 について」は、雲仙岳災害記念館条例に基づき、 雲仙岳災害記念館の指定管理者として、公益財 団法人雲仙岳災害記念財団を指定しようとする ものであります。

雲仙岳災害記念館は、雲仙・普賢岳噴火災害の後世への伝承及び火山関係資源の活用という公益性の高い施設であり、指定管理者の選定に当たっては、公益財団法人雲仙岳災害記念財団から提出された指定申請書に基づき、指定管理者選定委員会において審査を行い、同委員会からの報告も踏まえて公益財団法人雲仙岳災害記念財団を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明いたします。 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」は、県議会をはじめ、 県民の皆様からご意見をいただきながら検討を 進めてまいりました新たな総合計画について、 「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に、10の基 本戦略を柱とする、令和3年度からの5か年計画 として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち地域振興部関係分では、 基本戦略1-2「移住対策の充実、関係人口の幅 広い活用を推進する」において、本県へのさら なる移住・定着を促進するため、相談体制や就 職支援体制の充実に取り組むとともに、効果的 な情報発信の強化、リモートワークなどの新た な視点での「しごと」づくり等を促進します。

次に、基本戦略3-1「人口減少に対応できる 持続可能な地域をつくる」において、集落・地 域コミュニティの維持・活性化の推進、市町の 行財政基盤の強化、地域公共交通の維持・確保 のための支援を実施するとともに、交通ネット ワークの確立に取り組みます。

また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちをつくる」において、九州新幹線西九州ルートの令和4年秋の着実な開業を目指し、新鳥栖~武雄温泉間については、フル規格による整備の早期実現を目指すほか、県庁舎跡地整備の推進、しまの資源を活かした地域活性化等を推進します。

さらに、地域別計画については、各地域の特性や課題を踏まえ、九州新幹線西九州ルートの開業や特定複合観光施設(IR)の整備などの地域の新たな動きを加味した「地域の目指す姿」「地域づくりの方向性」を示し、地域主体の地域づくり、特色ある地域づくりを推進してまいります。

こうした施策を積極的に推進し、県民の皆様 と一体となって力強い長崎県づくりを進めてま いりたいと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が 成立した3件について、損害賠償金合計68万 8,646円を支払うため、去る11月9日付で専決処 分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項のうち主なものについてご説 明いたします。

集落維持・活性化対策について。

集落維持・活性化対策については、関係部局 や振興局とも連携を図りながら、市町の主体的 な活動の促進・支援に取り組んでいるところで あります。

こうした中、今年度からは、特に研修事業を 拡充し、移動サービスや防災などの特定のテー マに応じた研修会の開催に取り組んでおり、また、コロナ禍への対応も考慮し、対面方式に加え、新たにYouTubeでの配信やオンラインでの研修スタイルを取り入れ、参加者からも好評をいただいているところであります。

今後も引き続き、住民主体による集落対策に 向けた気運醸成や持続的な活動につながるよう、 県・市町一体となって集落・地域コミュニティ 対策を推進してまいります。

過疎対策について。

過疎対策については、現行の「過疎地域自立 促進特別措置法」の期限が令和3年3月末に迫る 中、国が設置する過疎問題懇談会において、新 たな理念として「過疎地域の持続的発展」が掲 げられるなどの提言がなされているところであ ります。

県においては、新たな過疎対策法の制定等について、様々な機会を捉え、県過疎地域自立促進協議会及び関係市町とも連携しながら、県内の「一部過疎」、「みなし過疎」地域を含む現行の過疎地域の継続の実現に向け、自民党過疎対策特別委員会委員長ほか関係国会議員に対して具体的な提案も含めた要望活動を行ったところであります。

今後とも、県内の過疎地域の持続的発展につ ながるよう積極的に取り組んでまいります。

5ページをご覧願います。

九州新幹線西九州ルートについて。

九州新幹線西九州ルートの整備のあり方については、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われているところですが、去る10月23日に行われた第3回目の協議において、国土交通省から、5つの整備方式についての説明が行われるとともに、フル規格で整備する場合の様々な課題について整理するため、今後、本県やJ

R九州との協議を行いたいとの考えが示されました。

また、去る11月5日には、佐賀県地域交流部長と面談し、地方負担について許容できる範囲や、フル規格整備の場合の在来線のあり方などについての考えを確認したところ、佐賀県からは、これまで県議会等で答弁されている内容以上の踏み込んだ回答はいただくことができませんでした。

県としては、整備のあり方についての議論を前に進めるため、国土交通省との協議に積極的に参加するとともに、佐賀県との協議を継続するなど、引き続き、フル規格による整備の早期実現に向けて取り組んでまいります。

一方、令和4年秋頃に開業する武雄温泉~長崎間については、去る10月31日、大村市において「九州新幹線西九州ルート開業フォーラム」を開催いたしました。フォーラムにおいては、多くの県民の皆様のご参加のもと、鹿児島ルート開業時に民間の立場からご尽力された指宿市観光協会の中村勝信会長に、来訪者の満足度を高めるために取り組んだ事例をご紹介いただくともに、「旅行商品づくりやメディアでの特集が始まるまでのこの1年が勝負であること」、「地域住民の熱い思いや柔軟な発想が主役であり、官民が一緒になったおもてなしの磨き上げが必要であること」などについて、ご講演をいただきました。

さらに、開業に向けた県の新たな取組として、 新幹線駅から離れた地域への二次交通の充実を 図るため、長崎駅や諫早駅と南島原地域を結ぶ 予約制乗合バスの実証運行を開始したところで あり、長崎・諫早・島原半島エリアでのフリー きっぷの実証販売も行うこととしております。 このような実証を踏まえて課題を洗い出し、改 善を行いながら、開業時の本格実施につなげて まいります。

県としては、これから開業までの残された期間、アクションプランを着実に推進し、県内全体に開業効果が波及できるよう、関係団体や市町との連携を図りながら、官民一体となって準備を進めてまいります。

県庁舎の跡地活用について。

県庁舎の跡地活用については、教育委員会で 実施しておりました旧県庁南側付近の埋蔵文化 財調査が10月末で完了し、引き続き、旧県庁西 側付近において、来年2月までの予定で詳細調 査が進められております。

また、活用策の検討については、昨年度から 実施してまいりました整備する機能等に係る検 討業務委託について、先般、事業者から報告書 が提出されました。

報告書では、基本理念を「この地の歴史を活かし、多様な交流により新たな価値を創造・発信する、賑わいの場の創出」とし、その実現のため、憩いや集いの空間としての「広場機能」や、本県の歴史や観光等の魅力を伝える「情報発信機能」のほか、新たな機能として、多様な交流を促し、産業創出や人材の育成など新たな価値を創造するための「交流支援機能」の整備が盛り込まれております。

こうした考え方は、事業者の専門的知見に加え、施設運営に精通する企業等への意見聴取を行い整理されたものであり、県としては、今後、当該報告書をもとに、県議会をはじめ関係者の皆様のご意見を伺いながら、具体的な機能等について検討を深め、埋蔵文化財調査の結果等も踏まえつつ、最終的な基本構想を取りまとめてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資

料(追加1)の1ページをご覧願います。

令和3年度の重点施策。

令和3年度の予算編成に向けて「長崎県重点 戦略(素案)」を策定いたしました。このうち、 地域振興部の予算編成における基本方針及び主 要事業についてご説明いたします。

令和3年度は、新たな総合計画や「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、 UIターン施策やしまの活性化策をはじめとする人口減少対策の一層の充実と強化、新幹線の開業に向けた交流人口の創出・拡大への取組、県庁舎跡地活用などを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による社会環境等の変化への対応にも取り組んでまいります。

それでは、令和3年度に取り組む主な施策等 をご説明いたします。

まず、新幹線開業に向けた県民の気運醸成や 受入体制の構築による誘客促進、新幹線沿線地 域外への周遊のための二次交通対策の取組等の ほか、長崎空港24時間化を目指して、航空会社 への路線誘致を強化してまいります。

人口減少対策については、「ながさき移住サポートセンター」を核として、AI技術の活用などデジタル化への対応も図りながら、若い世代をターゲットとした就職支援の強化や効果的な情報発信に取り組んでまいります。また、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向け、地域を担う人材育成にも努めながら、市町の集落維持・活性化の取組を支援するとともに、リモートワークやワーケーションの受入促進など地域との継続的で多様な関わりを持つ関係人口の創出・拡大に取り組みます。

離島地域の活性化については、有人国境離島 法に基づく国の支援策等を活用し、しまの地域 資源を活かした産業振興と雇用の確保など、し まの人口減少対策を強化してまいります。

このほか、県庁舎跡地活用の推進等にも取り 組んでまいります。

これらの事業につきましては、県議会からの ご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の 中でさらに検討を加えてまいりたいと考えてお ります。

続きまして、総務委員会関係議案説明資料にお戻りいただきまして、8ページをお開き願います。

長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について。

平成27年度から令和元年度までの地方創生に向けた具体的取組等を示す、第1期の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、全体の評価・検証を行いました。

地域振興部においては、主に「総合的な移住対策を推進する」や「離島地域の活性化に向けて『しまは日本の宝』戦略を推進する」等に取り組んでおり、KPI(重要業績評価指標)の達成状況としては、全10項目のKPIのうち、4項目が最終目標を達成しましたが、3項目が概ね達成、3項目が未達成に留まっております。

このうち、「総合的な移住対策を推進する」について、移住者数は、この5年間において、県市町協働型の「ながさき移住サポートセンター」を核として、都市部での移住相談会の開催、無料職業紹介事業による就職支援などに取り組んだ結果、令和元年度は目標の660人を大幅に上回る1,479人となりました。

今後、産業人材確保の視点も含め、就職・転職支援の一層の強化を図るとともに、増加傾向にあるUターン対策としてより効果的な情報発信を展開するほか、新型コロナウイルス感染症拡大に対応したオンライン移住相談会の充実や、

リモートワーク等の受入促進をはじめとした関係人口の創出・拡大等に取り組んでいくことと しております。

9ページをご覧願います。

会計検査院の指摘について。

有人国境離島法に基づく国の交付金の対象事業である輸送コスト支援事業は、国境離島地域で生産された農水産品の本土への移出等に係る輸送費の低廉化を支援するものであります。

本事業について、去る11月10日に公表された会計検査院の「令和元年度決算検査報告」において、五島市内の民間事業者への交付対象経費が平成29、30両年度で過大に算定されており、交付金が過大に交付されているとの指摘を受けました。

県としては、今後こうした事態が発生することがないよう、市町への指導等を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)委員長】 次に、地域づくり推進課長より補足説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】 私の方から、第139 号議案「公の施設の指定管理者の指定について」 ご説明させていただきます。お手元の「地域づ くり推進課補足説明資料2」の1ページをご覧願 います。

雲仙岳災害記念館は、雲仙・普賢岳噴火災害の脅威・教訓の伝承や火山関係資源の活用による島原地域の活性化を図るため、平成14年に開館した施設であります。

今回、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の指定管理候補者として、公益財団

法人雲仙岳災害記念財団を引き続き非公募により選定させていただきたいと考えております。

当財団は、がまだす計画等に基づき、平成13年に当時の雲仙岳災害対策基金から寄付を受け記念館を運営することなどを目的に設置された団体で、記念館の運営経費は基本的に入館料と財団の財産で賄っております。

また、記念館の設置目的を踏まえ、当財団は、 地元島原市長を理事長とし地元経営者や行政関係者で構成されるなど地元を中心とした運営体制を整えており、非公募とさせていただいているところでございます。

選定経過につきましては、土石流被災家屋保存公園と同様に、有識者など5名の外部委員で構成される選定委員会を設置し、去る10月13日に委員会を開催し、現地調査と併せて申請者から事業計画などの説明を受け、審査を行いました。

採点結果を3ページにお付けしておりますが、審査では、事業計画書の管理運営方針、管理運営内容、収支計画などの各項目について採点を行い、総合計で6割を超える得点をいただき、委員全員から指定管理者として適するとの判定を受けたところでございます。

コロナ禍での対応も含めて、様々な工夫を行いながら運営していく姿勢が感じられ、取組の改善や新しい取組も期待できることから、指定管理者の候補者として適切であるとの判断を行い、県議会に議案として提案させていただいたところでございます。

なお、選定委員会の中では、「収支改善など、 まだまだやるべきことはある」とか、また、「集 客は団体だけでなく個人客の呼び込みにも力を 入れるべき」などのご意見もありましたので、 今後の事業計画等に反映して、しっかり取り組 んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました ので、これより議案に対する質疑を行います。

第138号議案の質疑は終了しておりますので、 第139号議案及び第153号議案のうち関係部分 に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】総合計画についてお尋ねをします。 新たな総合計画「チェンジ&チャレンジ202 5」が作成され、これのご承認をいただきたい ということですが、現計画に数値目標を掲げた 項目がどれくらいあって、その数値目標の達成 できた項目、やや遅れ、それから全くの遅れと 3つのパターンになっていると思うけれども、 この辺の状況がわかりますか。

【浦地域づくり推進課長】現総合計画の目標値 についてのお尋ねでございます。

地域振興部関係で現計画に掲載されている数値目標数は、全体で18項目ございます。そのうち、現時点で達成状況が把握できるものとして13項目ございます。

その達成状況を申し上げますと、達成、ある いは順調の項目が13項目中7項目、約54%でご ざいます。

続いて、やや遅れ、目標は達成できなかった が、改善傾向にあるものが2項目でございます。

遅れということで、目標達成に一層の課題があると考えておりますのが4項目というふうな状況でございます。

【小林委員】 現計画については、達成が100項目で53%と、こういうふうに伺っております。

やや遅れというのが、確かに現時点で70%を 超えていると、改善傾向にあるということで、 非常にこれは期待がもてるわけです。 ただ、今のお話の中で遅れが結構あるような 状態で、この遅れとはどういう内容ですか。

【浦地域づくり推進課長】内訳を申し上げます。 4項目のうち2項目が、しまや過疎地域等の活性化に関する指標です。具体的に申し上げますと、過疎地域等の人口減少率の目標が達成できていないというのが1点であります。(「どのくらい達成できていないのか」と呼ぶ者あり)令和元年度の人口減少率を1.8%に抑えるという目標でございましたが、実績値としましては2.35%ということで、目標を達成してない状況でございます。

また、もう1つにつきましては地域の特色を活かした地域振興に対する満足度で、こちらは総合計画策定時に行った県民アンケート調査の結果、地域発の地域づくりの満足度、「満足」あるいは「やや満足」と答える割合を目標設定しているものでございまして、これは令和元年度の数値はございませんが、平成30年度の目標値25%に対しまして実績値が10.6%という状況でございます。

また、あとの2つにつきましては、離島・半 島の暮らし、地域公共交通の確保の点でござい ます。しばらく、すみません。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

【山口(経)委員長】 再開します。

【小川交通政策課長】 あと遅れているという2 点が、1点は長崎空港の24時間化という部分で ございます。この部分につきましては、長崎空 港の24時間化に向けて準備を進めていくとい う目標を掲げておりましたが、現時点でまだ運 用時間の延長が図られてないということで、遅 れということでございます。一昨年、昨年と国 土交通省との協議も進めまして、令和3年度に 一部リモート化等々を入れながら、今後、運用 時間の拡大を目指してまいりたいと考えており ます。

もう一点は、離島・半島地域における公共交通の利用者数ということです。このままでいくと人口減少が進んでまいりますので、当然公共交通の利用者数も減っていきますが、そこに高齢者対応とか観光需要等々も加えながら、一人当たりの利用回数を増やすという目標を掲げておりましたが、達成率が令和元年度で90%と目標に達してないということで進捗状況は遅れとなっています。

【小林委員】 遅れの4項目について、1つは24 時間空港化と、ここについてはやや遅れでいいんじゃないかと。リモート化を具体的に実現することで、一遍に24時間にならんでも、2時間という格好で利用できる時間帯を延ばしていくと。24時間化については、現時点においてはリモート化でやってもらうことで、その成果を期待しているわけですから、そこは今の方針でしっかりやってもらいたいと思います。

あとの遅れというのは、具体的に70%を達成していない、あるいは基準値よりも下回っていると、ここのところはちょっとね。基準値を下回っている状況、そういうことが遅れということでしょうから。

4項目の中の3項目は離島の問題があるわけですね。人口の減少率とか、暮らし満足度だとか、あるいは離島対策を今、挙げて、特に有人国境離島等々の国の方針も出ているし、そんなようなことを受けて、この間も総務委員会で五島の方に行って、皆さん方と意見の交換もやってきまして、そういう新しい法律等々によって

非常に活力が出てきたような感じがしているわけです。法律ができたから、それを上手に活用してもらうと。それが移住とか定住という形にもつながり、かつてない離島の盛り上がりがあっているのではないかと、そういう判断をしているところにおいて、数値目標達成の中で遅れと、しかも満足度だとか、公共交通の問題とか、あるいは人口減少の問題とか、こういう根幹的な問題が入っているわけです。

それで一番大事なことは、達成できなかった 数字をもって、今年から始まる新しい総合計画 の中で、この3項目については、その数値目標 を全く変わらないような数字で掲げているのか。 それとも上げたのか、下げたのか、どっちです か。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご質問がありました次期総合計画の数値目標についてでございますが、先ほどご説明しました現計画で達成できていないもののうち、まず、過疎地域等の人口減少率につきましては、次期総合計画においても目標値を掲げております。(「変わらないのか、下げているのか」と呼ぶ者あり)

目標値を申し上げますと、現計画の過疎地域等の人口減少率につきましては、令和2年度の最終目標値が2.3%でございました。次期計画におきましては、令和7年度の人口減少率の目標値を2.1%に、ほぼ同水準で設定させていただいている状況でございます。

また、地域振興に対する満足度につきましては、次期計画においては設けておりませんで、そのかわりといいますか、次期計画におきましては持続可能な地域づくりに取り組む地域数、団体数を、新たに地域コミュニティ、あるいは集落維持対策の重要な柱として目標に設定させていただいているという状況でございます。

【小川交通政策課長】離島・半島地域における公共交通の利用者数につきましては、対象を見直しております。現計画におきましては、基準年度から1%の増と見込んでおりましたが、新たな計画におきましては、人口の減少率が想定でいくと10%ぐらいになるんですが、10%ではなくて6%ぐらいの減少で止まるような格好で目標値を設定させていただいておりますので、基準年度よりは目標値自体も若干下がるという形での整理をさせていただいているところでございます。

【小林委員】 そこのところがね。

我々としては、達成は達成として評価をしないといかん。地域振興部では、移住が660名のところ1,479名と、何かもう錦の御旗みたいな大きな成果を出している。あとは定住につなげていくようにと、移住が定住に、果たしてどういう結果を出すかということに非常に関心を持っております。ここは、いろんな対策を練って移住をやるということだけでも大変。これを今度は定住として、本当に長崎県民のお一人になってもらうというところがこれから大事であって、その評価をしながらも、定住をぜひとも加速できるように、ひとつ結果がそういう方向で出るように、ここを期待したいと思います。

それで、遅れのところ、結局目標の数値を現計画の中で達成できなかったとなった時に、数値目標を簡単に下げるというようなことは基本的にはやってもらいたいくないと、こう思っているわけです。5年間で到達できなかった数値目標を下げざるを得ないという客観的な要件というか、そう納得できるようなことも必要であるし、そうであれば、その数値目標を動かすことは考えてもらっていいと思う。しかし、条件も何も変わらない状況の中で、この5年間の実

績値が振るわなかったということで、そこのと ころで手心を加えてはいかがなものかと、こう 考えているわけでございます。

昨日もちょっと話をしたんだけれども、大学の卒業生を県内に就職してもらうと。おかげで高校生は、とりあえず目標値をきちんと達成しているわけだよ。しかし、大学生については、かなりのトーンダウンなわけです。その結果、では現計画でどういう目標値を出しているかというと、現計画では55%、新計画においては50%として、5%も落としているわけです。これは一体何事かと、こういうような形の中で昨日指摘をしたところなんです。

今、こうやって遅れというのが離島に集約されているような感じがします。そしてまた満足度については、非常に大事な暮らし満足度については、その項目がなくなってしまっていると。

離島の対策を皆さん方が一生懸命やっていただいて、さっき言ったように、この間五島市に行って、本当に元気になっていると私は思いますよ。そういうような皆さん方の頑張りが、効果として出てきている。

そういうことからして、そこの数値目標の立て方は、十分な議論をしていただいて、下げるか、上げるか、現状維持かというところについては、十分な皆さん方の分析のもとにおいてやってもらうことを重ねて要望しておきたいと思います。お願いしておきたいと思います。

【山口(経)委員長】 審査の途中でありますけれ ども、午前中の審査はこれにてとどめ、しばら く休憩します。

午後は、1時30分から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】 それでは、委員会を再開い たします。

午前中に引き続き、地域振興部の審査を行います。

議案に対する質疑を行いますが、午前中の質疑に関して、一部答弁の訂正をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

【浦地域づくり推進課長】午前中に小林委員からご質問いただきました、現総合計画に関する 達成状況についての答弁を一部訂正させていた だきたいと思います。

午前中の答弁で、達成状況4件と申し上げま した。4件の内訳に一部訂正がございます。

4件を申し上げますと、過疎地域等の人口減少率、これはご説明したとおりでございます。 2件目の半島地域の人口減少率というのが抜け落ちておりました。3件目が公共交通機関の維持路線数、これも午前中には抜け落ちておりました。最後、4件目が公共交通利用者数、これはご説明したとおりでございます。

一方で、午前中にご答弁申し上げました地域 振興に対する満足度につきましては、3年に1回 のアンケート調査ということで、令和元年度に アンケート調査を行っておりませんので、令和 元年度の達成状況は把握できないという整理に なっておりました。

また、長崎空港利用者につきましては、小林 委員ご指摘のとおり「やや遅れ」という整理に なっておりまして、「遅れ」という中には入っ ておりませんでした。

改めてお詫びして訂正させていただきます。 まことに申し訳ございませんでした。

【山口(経)委員長】 それでは、質疑はありませんか。

【麻生委員】 第139号議案、雲仙岳災害記念館 についてお尋ねしたいと思います。

まず、この採点結果について、1,000点に対して713点と高い点数でありますけれども、肝心なところは網かけされていて、どういう状況なのかなと。第138号議案については全部出されておりますので、そういうことがまず1点。

あと1点は、3年ほど前ですか、この記念館は リニューアルされて、二十何億円だったと思い ますけれども、入館者も増えてきたという状況 で、どのくらい効果があったのか。

あと、採点結果の中で見ますと、収支計画についてね。

運営費は入館料と基金で賄うとなっているんですけれども、基金がどのくらい今あるのか。

合わせて入館料で全体の運営が行われている と思いますが、運営の費用についての状況がわ かれば教えていただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】まず、補足説明資料の採点表の網かけの部分は、例えば1の記念館の管理運営方針の中に7つの区分がございますが、ここについては採点の対象にせずに、一括して管理運営方針のところにまとめて採点をさせていただいたという状況でございます。

2点目のリニューアル後の入館者数の状況でございます。入館者数のこれまでの経過を申し上げますと、平成14年に開館しておりまして、平成14年度が最多で35万9,000人でございました。それから減少が続きまして、平成29年度が6万7,000人となっております。その後、平成30年度にリニューアルを行いまして、平成30年度の入館実績が21万6,000人と大きく伸びている状況でございます。

続いて収支計画でございますが、今回提出い ただきました事業計画書における収支計画では、 新型コロナウイルスの影響が一定続くものというふうに想定しつつ収支計画を見込んでおります。令和3年度におきましては5,200万円の支出超過、令和4年度が3,000万円の支出超過、令和5年度が2,800万円の支出超過ということになっております。

最後にご質問があった基金残高の状況でございますが、当初、この財団は雲仙岳災害対策基金から出捐を受けて、記念館維持管理のための運用財産を有しており、これを取崩しながらの運営を前提としております。当初、基本財産1億円、取崩し型の運用財産が24億円、計25億円でありましたが、令和元年度末の時点で約18億円となっております。

こうして年々基金残高も減少し、また、それぞれ年度で見ますと収支が厳しい状況にあるということは認識しております。今後、こういった収支改善にも取り組んでいきながら、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。【麻生委員】リニューアルされて、子どもたちも結構多く来ているという状況もありました。併せてジオパークとか、具体的な本来の状況になっていると思っていまして、島原市も本格的に市長自ら率先してやったりとか、広場でマルシェをやったりとか、本当に努力されていると思っています。そういう結果が、こういうつながりになってきたのかなと。

だから、ここの裏に指摘されているような状況で、収支が赤字でありますので、ぜひ改善していただいて、少しでも効果が上がるよう取り組んでいただきたいと思っています。

課題が今あるとして、県の立場として、ここにはいろんな研究部門も入っていますけれども、 そういったことで効果的な状況が見込めて、やれるものは何なのか。現場からいろんな声が上 がってきていないのか、島原の市長あたりからですね。この前、市長は再選されまして、民間的な発想で結構鋭い視点を言われておりますが、そういう提案はなかったのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】今回の審査委員会の中のご意見につきましては、補足説明資料の2ページの(5)に書いております。冒頭に説明もいたしましたが、まだまだ収支改善が必要ということが1点と、休館日を設けるべきではないかというお話もいただいております。現在、メンテナンス事業を除いて年中無休でやっておりますので、職員のモチベーション等の面から検討すべきではないかという話があっております。

また、島原市と協議する中で、大きな視点としまして、もともとこの記念館は災害の伝承等を目的として設置し、運営してまいりましたけれども、近年はジオパークの拠点としての機能強化も課題となっております。島原半島全体の地域活性化につなげるという点で、ほかの関係団体との組織体制面の整理も含めて、今後、財団の運営体制等について必要な改善等を図っていくようなお話もいただいておりますので、そういった取組も積極的に進めてまいりたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。あそこに記念館があるということは、一望できる普賢岳の状況を見ながら、雄大な状況でありますので、しっかりと応援していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第153号議案の長崎県総合計画チェンジ&チャレンジの関係について、何点かお尋ねしたいと思います。

この中に地域交通の維持・確保のための支援

を実施するとあります。このことに関してお尋ねしたいと思います。

この前から、独禁法の問題があって大きく報じられました、熊本の5社を一つにまとめてやるうということ。長崎も佐世保市において、佐世保市営バスが譲渡されましたね。そういう中で地域交通の問題について、島原関係は島鉄、本県も関わってきました。

課題は、長崎市を管轄します長崎バス、県営バスの状況も含めてあろうかと思います。この問題について、所管は長崎市でしょうけれども、今後、地域交通の維持・確保、そしてまた交通弱者を出さないといいますか、そういう形の取組をどのような形で進めて、総合計画の中に網羅されようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】まず、こちらの総合計画の中に盛り込んだ、持続可能な地域公共交通の維持・確保という観点でございますが、これまで地域公共交通につきましては、国庫補助、県単補助等々含めまして、路線の維持を図るべく進めてきております。それを継続して維持につなげていきたいというのが大きな視点でございまして。

また、今、麻生委員からご指摘がありました 将来的な地域公共交通の維持という観点につき ましては、地域公共交通活性化再生法が改正を されまして、各市町におきまして地域公共交通 計画の作成が努力義務化をされております。こ ういった法改正を踏まえまして、私どもは各地 域に出向きまして、交通事業者、地元の自治体 と意見交換、情報交換をさせていただいている ところでございますが、少しでも早く各自治体 において、将来を見据えた地域公共交通計画が 策定できるよう、今、議論をさせていただいて いるところでございます。

ご指摘にありました長崎市につきましても、 法改正を踏まえまして、地域公共交通計画の策 定に向けて、第1回の法定協議会が11月20日に 設置、開催をされたところでございます。

これに先立ちまして11月13日に、長崎県、長崎市、バス事業者、4者によりまして長崎市における地域公共交通の現状と課題ということについて意見交換、情報交換を行ったところでございます。

長崎市につきましては、令和3年8月の計画策定に向けて協議を進めていきたいというお話をお聞きしておりますので、私どもも、今後とも長崎市もしくは交通事業者の方とも意見交換、情報交換をしながら、早期に計画が策定され、また、その計画の実施が進んでいくように支援をしていきたいと考えております。

【麻生委員】取り巻く環境が大変厳しくなってきて、コロナの状況で通勤客も減ってきている。もちろん人口減少という形もあって、両方からダブルの状況できている。今回、別の委員会で県営バスの企業資金の借入れをまた大きく増やしました。こういった問題もある中でしっかりと、先ほど話がありましたように令和3年8月に向けて取り組まれるということです。

今心配しているのは、長崎バス、県営バスは nimocaとエヌタスTカード、こういう形で取り 組まれていますけれども、これの共通の状況が つくれるのかどうかですね。そういったことに ついて、現場の関係についてお尋ねしたいんで すけれども、いかがでしょうか。

【小川交通政策課長】現在、エヌタスTカードで乗る分につきましては、その導入事業者限りという形になっておりますが、例えばnimocaをはじめ全国共通ICカードにつきましては、

長崎市内の軌道事業者もしくはバス事業者、双 方に乗車ができるという形になっているところ でございます。

【麻生委員】 nimocaであれば両方使えるんで すよということでした。わかりました。

改めて、この計画をしっかりと見守っていきたいと思うんですけれども、今後、県として3月に向けて取組を、今まで、やろうと思ってもなかなかできなかったことについては、県営バスという状況があって、長崎市はそこに踏み込めなかったんじゃないかと思っているところです。しっかりとした県の指導があって、地域交通の細部まで展開できるんじゃないかと思っています。

これについて、交通政策課長としては、どの ように取組を図って関与されようとしているの か、お尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】今後の県の取り組むべき 姿勢ということだと思いますが、私どもは、先 ほどもご答弁させていただきましたように、市 もしくは交通事業者との意見交換、情報交換に つきましては既に実施をしております。これに つきまして今後も続けてやっていきたいと思っていますし、計画を策定する地元自治体が専門家、アドバイザー等々の必要性があれば、そこについて派遣する費用の準備もしておりますので、そういう助言もさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、早期に計画を策定して、 それが実りある計画となるように、私どもとし ても助言を行っていきたいと考えております。

【麻生委員】 熊本の5社を1社にして取り組んで、共通でやるということで2年ぐらい前から話をされたと聞いていました。なかなか利害が絡むものだから一概に、一足飛びに大きく展開

できなかったと聞き及んでいるところです。

まさに長崎県営バス含めて県の所轄、長崎バスもある中で、お互いの利害、また痛みが伴うわけですよね。その中で交通政策をきちっとやろうということになると、そこに国の予算も一部、独禁法にかからなければ展開できるという形になろうと思います。そういった点についてきちっと、利害も絡めながら、どう痛みを分け合うかということについての厳しい、ある意味では第三者としての的確な指導が要ると思います。それについての覚悟をお尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】長崎市の現在の総合交通計画につきましては、地域、地域に拠点をつくりましてハブ&スポークという格好で、大きな幹線部分について効率化を図ろうと。それによってバス事業者の経営収支の状況を改善していきましょうということが中心になっていますので、私どもとしても、当然そういうものをするに当たって国庫補助、もしくは県の補助、市の単独補助等々含めまして、どういう形で導入していくかという大きな観点がございます。

ただし、それにつきましては長崎市自身がどういう形での補助体系等々を含めて構成していくかという考えも非常に大きな視点でございますので、そういう考え方も十分に確認をしながら、私どもとしては必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

【麻生委員】ぜひ指導いただきながら、共存でき、なおかつ地域住民の交通弱者化を招かない、また、総合計画にありますように地域公共交通の維持・確保、そして地域の賑わいといったものにぜひ取り組んでいただくことを要望したいと思います。

次に、総合計画の中に網羅されております県

庁跡地の関係についてお尋ねしたいと思います。 これは所管外もありますけれども、大事な視点 でありますので、何点かについてお尋ねしたい と思います。

本会議でもいろいろ話がありましたが、県庁 跡地について発掘が一応終わりましたと、総合 的な方向性として新しい提案が出てきたという ことでありますから、それをもとに具体的にど ういう形にしていくのかということが、今から 大きな岐路になると思うんです。

地元の皆さんが一番気にしているのは、いつまでにどのような形で具現化してもらえるのかと。江戸町近辺の人たちは、今まで一番の賑わいであった県庁がなくなって、地域の衰退も出てきているわけです。要するに結論として、この5年間の総合計画ですけれども、3年で形になるんですよとか、今後、ロードマップとしてはこの時間帯に見えるような形で取り組みますよというのを具体的にお示しをしていただきたいと思っているんですけれども、その観点からいかがかということをお尋ねしたいと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に つきましては、2月末までの予定で、県庁が建 っておりました奥側の西側について埋蔵文化財 調査を進めております。並行して、委託事業者 からの報告書なども踏まえながら、整備する具 体的な機能の検討を進めておりまして、埋蔵文 化財調査の結果等も勘案し、整備する機能の規 模とか配置などを含めまして最終的な基本構想 を、県議会等にもご意見等を頂戴しながら策定 を進めてまいりたいと考えているところでござ います。

その後の具体的なスケジュールにつきましては、現在行っております埋蔵文化財調査の結果 等を踏まえたうえで、整理する建物の規模など によっても変わってまいりますので、具体のところは現時点ではなかなか申し上げにくい部分もございますが、今後、策定を進めてまいります基本構想の中では、具体的なスケジュールや整備のイメージといったものをお示しできるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

【麻生委員】 今まで県庁跡地は3つの視点で取り組むということでしたが、ホールがなくなった形で大きく変わってきた。そのかわりに交流機能、またイノベーションを含めた発信基地をやろうということであります。

もともと長崎は西洋文化の発祥地、出島に全国から多くの若者が集ってきたと、そういったことでは大きなポテンシャルのある場所だと思っています。アフターコロナの状況の中で、一番新しい技術、イノベーション、そういった中でどう取り組むかということも大事だと思いますので、ぜひ新しく提案された状況をですね、ワーケーションとか、パブリックコメントをやり市民から意見をもらって、しっかりとまとめていただいて、早期にこの展開を図っていただきたいと思っています。

総合計画の中で、5年後にはここにこういうすばらしいものができるんですよとお見せしていけるような、そういった夢のある話をぜひお願いしたいと思いますので、しっかりと総合計画の中にも網羅されておりますけれども、そういった一部の形の見える化をお願いしたいと要望して終わりたいと思います。よろしくお願いします。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質疑がないようです ので、これをもって質疑を終了いたします。 次に、第138号議案、第139号議案及び第153 号議案のうち関係部分に対する討論を行います。 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第138号議案、第139号議案及び第153号議案 のうち関係部分については、原案のとおりそれ ぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決 すべきものと決定されました。

議案に関する審査が終わりましたので、次に 陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の とおり、陳情書の送付を受けておりますので、 ご覧願います。

審査対象は、84、86、87、88、89、90、94、 97、100、101、104、110番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、 陳情書については承っておくことといたします。 しばらく休憩します。

午後 1時54分 休憩

午後 1時54分 再開

------【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

以上で本日の審査を終了いたしましたので、 地域振興部関係の審査結果について整理したい と思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時55分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、地域振興部関係の審査を 終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10 時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部 関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 1時56分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年12月11日

自 午前10時 0分 至 午後 零時13分 於 委員会室1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君 副委員長(副会長) 北村 貴寿 君 委 員 小林 克敏 君 " 山口 初實 君 前田 哲也 君 " 中島 浩介 君 山本 啓介 君 大久保潔重 君 " 吉村 洋 君 11 君 麻生 隆 " 堤 典子 君 " 浦川 基継 君 "

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監荒木秀君危機管理課長近藤和彦君消防保安室長宮崎良一君

 総務部長
 大田 圭 君

 総務部次長
 伊達 良弘 君

 総務文書課長
 荒田 忠幸 君

(参事監)

県民センター長 鳥谷寿彦 君 書 課 石田 智久 君 秘 長 長 下野 明博 君 報 課 広 人事 課 長 大安 哲也 君 君 新行政推進室長 大瀬良 潤 職員厚生課長 山下 君 明 財 政 課 長 早稲田智仁 君 財政課企画監 園田 貴子 君 管 財 課 長 松田 文海 君 管財課企画監 久柴 幸子 君 税 務 課 長 原 清二 君 山口 俊也 税務課企画監 君 債権管理室長 田尾 康浩 君 (参事監) 情報システム課長 邦裕 君 吉村 総務事務センター長 松村 重喜 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】 皆さんおはようございます。 委員会を再開いたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査 を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査 を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案の説明を求めます。 【荒木危機管理監】 おはようございます。

危機管理監関係の議案についてご説明いたし ます。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第9号)」のうち、危機管理 監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、防災費1,207万3,000円の増を計 上いたしております。

これは、危機管理監職員の給与費について、 関係既定予算の過不足の調整に要する経費であ ります。

次に、予算決算委員会総務分科会関係議案説 明資料追加1の危機管理監の1ページをご覧く ださい。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち危機管理監関係につい てご説明いたします。

歳出予算は、防災費79万9,000円の減を計上 いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし ます。

【山口(経)分科会長】 次に、総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、 ご説明申し上げます。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案 説明資料及び追加1をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 122号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算 (第9号)」のうち関係部分、第156号議案「令 和2年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」 のうち関係部分であります。

はじめに、第122号議案「令和2年度長崎県ー 般会計補正予算(第9号)」のうち関係部分に ついてご説明申し上げます。

歳入予算は、合計で21億4,245万7,000円の増、 歳出予算は、合計で3億6,633万3,000円の増を 計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費、公式ウェブサイトの改修に要する経費及び、今年度確定した法人関係税等の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費の計上によるものでございます。

次に、令和3年度以降の債務負担を行うもの についてご説明いたします。

語学研修派遣に係る令和3年度に要する経費 として、160万円を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げます。

今回、繰越明許費として、総務管理費1,268 万円を計上しております。

これは、公式ウェブサイトの改修について、 年度内に適切な事業期間が確保できないことか ら、繰り越しを行うものでございます。

次に、予算決算委員会総務分科会関係議案説 明資料追加1をお開きください。

第156号議案「令和2年度長崎県一般会計補正 予算(第10号)」のうち関係部分についてご説 明申し上げます。

これは、職員の給与改定に要する経費でございます。

歳入予算は、合計で4億6,217万5,000円の減、 歳出予算は、合計で951万2,000円の減を計上い たしております。 以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 今、総務部長から説明があった、 県公式ウェブサイトの改修に要する経費のとこ るですけれども、年度内に適切な事業期間が確 保できないことから繰越しを行うという説明で したけれども、もう少し詳しく、全体の予算額 は幾らだったのかということと、どういった理 由というか、どういった作業でそれが繰越しに なったのか。

普通に考えれば、ウェブサイトの改修ですから、私は、コロナ禍の影響とかも特にないという認識をしていて、なぜできなかったのかということをもう少し、やっぱりきちんとした説明が必要だと思い、質問させていただきます。

【下野広報課長】今回、お願いしております予算案でございますけれども、県の公式ウェブサイトをリニューアルさせていただく経費を計上させていただいております。

まず、リニューアルを行う理由といたしましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴いまして、県の公式ウェブサイトのアクセス数が急増いたしております。そういう中で、皆様方の関心が高まっているのが一点でございます。

そして、前回リニューアルを行いましたのが7年前になりますけれども、それ以降にかなり情報量が増えまして、県のトップページ等々に情報量が増えてわかりづらいと、必要な情報に

たどり着きにくいというご意見もちょうだいしております。先ほど申しましたように、コロナ禍の中で、県の必要な情報を県民の皆様方により正確にお届けできるようにということで、今回、補正予算でリニューアルをさせていただきたいと思っております。

リニューアルの内容といたしましては、トップページのデザインはシンプルにいたしまして、アイコンを活用するなどいたしまして、わかりやすくしたいのが一点、それと、県民のニーズが高いページにすぐたどり着くことができるような形でのレイアウト等々を工夫してまいりたいと思っております。

あと、最近はやはりウェブサイトのアクセス というのが、スマートフォンからのアクセスが 増えておりまして、今は6割、あるいは7割がス マートフォンからのアクセスという形になって おります。

そういう中で、現在のウェブサイトにつきましては、スマートフォンでご覧いただく際には、パソコンでご覧いただいた画面がスマホでご覧いただくと小さくなるという形で見づらいというご意見もいただいておりますので、スマホからご覧いただく時には、スマホに合った形でのデザインに工夫してまいりたいと考えております。

それと、繰越明許をお願いしておりますのは、 通常でありましたら、やはり抜本的な改修を行 うとなりますと、前回は3年をかけて改修を行 っております。ただ、今回につきましては、繰 越しをお認めいただけましたら、1年3か月の範 囲の中で、デザイン等々を中心に見やすい形で 改修を行わせていただきたいと考えております。

【前田委員】 すみません。一部、私の認識の勘 違いもありましたけれども、今最後におっしゃ った、前回、改修に3年かけたとおっしゃって いますけれども、今回の改修をしようという理 由のきっかけというのは、コロナ禍の中でアク セスの急増と、適切な情報を知ってもらうため ということは理解しましたけれども、であるな らば、なおさら改修の期間については、もう少 し内部の検討で前倒しにするというのはできな かったんですか。1年3か月もかかるというのが、 よくよく理解できないんですが。

これはまた、つくり込みに当たって、各部からいろんなものを挙げてもらうという作業が発生するとか、今のでいけば、トップページの改修が主というようなお話で聞こえてきていたんですけれども、であるならば、求められるニーズに対しての対応なので、本来は年度内できちんと、補正といえどもやるべきだという認識をしていますけれども、その辺は専門的な話になるのでわからないんですけれども、1年3か月というのは妥当なんですか。

【下野広報課長】リニューアルに当たりましては、先ほど申し上げた、見やすい画面にするというところの中に、ウェブアクセシビリティというところでの配慮というのもございまして、ウェブアクセシビリティと申しますのは、高齢者の方、あるいは障害をお持ちの方におかれましても、ホームページの利用等に支障がないような形でというところで、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるというところでの配慮というのも必要かと考えております。

なので、リニューアルに当たりましては、これからでございますけれども、いろいろな方々、例えば障害をお持ちの方であれば、団体等々を通じてニーズ、あるいは、現在ではここがちょっと使い勝手が悪いよねというようなご意見も

ちょうだいして、そういうご意見も反映させた 形でリニューアルを行ってまいりたいと思って おります。

という形で、一定期間は必要かと考えており ます。

【前田委員】専門知識もないし、作業の内容もよくわからないので、これ以上は言いませんけれども、ニーズがあって目的、事業を組み立てて目的を設定した中で、今のような話では、民間であれば、なかなか通用する話ではないですよね、ニーズに応えるという意味で言えばですね。だから、繰越しはもちろん了としますけれども、1年3か月と言わず、できるだけ前倒しで事業が完成するようなことを要望して終えたいと思います。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】県税の過誤納還付金についてというところで2億円増と、これは法人関係税等の過納金の還付金かと思いますけれども、予算で16億5,600万円、2億円足して18億5,600万円、年間を通してのこの過誤納の状況というものをお知らせいただければと思います。

また、併せて、今回この2億円を計上するということに当たって、過納金としてあるわけですが、年間通すと、過納金ばかりじゃなくて、過少納付といいますか、そういうこともあるんじゃないかと思いますが、全体的なご説明をいただければと思います。

【原税務課長】今回計上いたしております過誤 納還付金ですけれども、大部分が法人県民税及 び法人事業税の中間納付にかかる分となってお ります。

前年度に国税の法人税が20万円を超える法 人については、国と県と市町に対して中間納付 という義務がございます。

中間納付の申告方法なんですけれども、前年 度の税額をもとに計算する予定申告、この場合、 前年度納税額の半額を申告しております。その 方法と仮決算に基づく申告の二通りがありまし て、多くの場合は、手続的にも簡易な予定申告、 前年度の半分を申告していただいて半額が納付 されているという状況にございます。その後、 確定申告を行っていただいて、予定申告よりも 下回った場合が還付となりますので、今年度に つきましては、一昨年から昨年にかけての決算 が比較的好調でございましたので、それに伴っ て予定申告額が増えておりまして、今年度の確 定申告、決算において予定申告額を下回るケー スが増えたため、還付額が増加しているものと 思われます。

毎年の還付額なんですけれども、昨年が15億円、一昨年が11億円となっておりまして、大体10億円から20億円の間で還付をしております。 【山口(経)分科会長】 もう一つ、答弁漏れがあります。

しばらく休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

【山口(経)分科会長】 分科会を再開いたします。 【原税務課長】今のが還付加算金でございまして、もう一点、過少に申告していた部分につきましては修正申告を行っていただいて、その分は追徴しております。

その金額につきましては、今、手元にございませんが、過誤納還付金に比較しますと過小であるかと思っております。

【吉村委員】大体構造についてはわかったんで すが、後でペーパーで資料を、わかりやすいの をいただければと思いますので、よろしくお願 いいたします。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑がないようで すので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしま したので、採決を行います。

第122号議案のうち関係部分及び、第156号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。 よって、予算議案は、原案のとおり、それぞ れ可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を 行います。

議案を議題といたします。

まず、危機管理監より総括説明を求めます。

【 荒木危機管理監】危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

お手元に配付しております、総務委員会関係 議案説明資料 危機管理監の1ページをお開き ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャ レンジ2025について」のうち関係部分でありま す。

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025

について)

基本戦略のうち、危機管理監関係部分では、 基本戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」 において、自然災害に備えた防災・危機管理体 制の構築や各種訓練を通じた防災対策の推進、 消防団への加入促進等による地域防災力の充実 強化等に取り組むこととしております。こうし た施策を積極的に推進し、県民の皆様の生命や 財産が守られるよう、力を注いでまいりたいと 考えております。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料と併せまして、 令和2年11月定例県議会総務委員会関係説明資料 危機管理監、これは横長の資料でございます けれども、1ページをお開きください。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立いたしました1件について、損害賠償金合計29万1,500円を支払うため、去る11月6日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の所管事項についてご説 明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、原子力安全連絡会の開催について、原子力防災訓練の実施について、防災推進員養成講座の開催について、長崎県国土強靱化地域計画の改定について、事務事業評価の実施について、令和3年度の重点施策について、新たな行財政改革に関する計画素案の策定についての7件でございます。

総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の 2ページをお開きください。

(原子力安全連絡会の開催について)

松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市において、

玄海原子力発電所における安全対策等の情報共 有化と意見交換を行うため、それぞれ10月中に 開催いたしました。

当日は、令和元年度の訓練結果や課題、令和 2年度の訓練概要及びコロナ禍での防護措置の 基本的な考え方について説明を行ったほか、関 係市からは防災対策、九州電力からは発電所の 安全対策等について説明を行いました。

参加した皆様からは、コロナ禍での避難計画 の見直し検討、避難所での医療活動の実施のほ か、発電所内でのコロナ対策など、更なる対策 を求める意見等をいただいております。

いただいたご意見は、今後の原子力防災対策 に反映してまいります。

(原子力防災訓練の実施について)

去る11月7日、コロナ禍での事故発生を想定した訓練を佐賀県、福岡県と実施いたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急被ばく医療訓練を省略したほか、住民避難を一部にするなど規模を縮小して実施いたしました。

訓練には、約900人が参加し、離島地区における防護施設などへの避難のほか、対策本部の運営や携帯電話へのエリアメールを含む情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

また、離島でのコロナ患者発生を想定した患者搬送のほか、対策本部では、国や関係市とのテレビ会議等も実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果 を対策に反映させてまいります。

次に、別に配付しております、総務委員会関係議案説明資料追加1の1ページをお開きください。

(防災推進員養成講座の開催について)

地域防災力の向上を図る取組として、今年度は、11月に東彼杵町で開催し66名が終了、12月には平戸市で50名が受講予定であり、令和3年1月には長崎市で開催することとしております。

養成講座の修了者には、防災士試験の受験資格が与えられ、令和元年度までに1,195名が合格をされております。

今後とも、地域防災力の向上のため、防災推 進員の養成に取り組んでまいります。

次に、当初配付分の議案説明資料にお戻りい ただき、3ページをお開きください。

(長崎県国土強靱化地域計画の改定について)

本計画は、国土強靱化に関する基本的な計画 であり、今年度は、令和3年度から5か年計画と して、全面改定作業を行っております。

改定作業の状況としては、平成30年12月に改定された国の計画である国土強靭化基本計画から、本県に必要な要素を取り込みつつ、様々なリスクに対し脆弱性を評価し、その対策を検討のうえ、推進方針を決定したところであります。

現在、推進方針の中で重要な事項については、 KPIを設定し、関連する個別事業の選定まで 行っております。

今後は、パブリックコメントを実施し、県議 会のご意見を伺いながら、県土強靱化に資する 計画となるよう策定を進めてまいります。

次に、4ページをお開きください。

(事務事業評価の実施について)

危機管理監関係分については、お配りしてい る資料のとおりでございます。

12件の事業群評価調書により、11件を評価いたしましたが、令和3年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、 さらなる事業等の見直しなどを実施してまいり ます。

次に、再度、説明資料追加1の1ページをお開 きください。

(令和3年度の重点施策)

令和3年度は、新しい長崎県総合計画の基本 理念の実現のため、どのような災害が発生しよ うとも、県民の命を守る重点的な取組を実施い たします。

県民の生命、身体、財産を守るため、防災資機材の整備や防災行政無線の充実、関係機関との迅速かつ的確な初動対応や緊密な連携を確保するなど防災体制の充実・強化に努めてまいります。

また、地域における自助・共助の取組を推進し、消防団への加入促進、特に、女性や若年層への取組の推進や事業所等との連携を強化するとともに、自主防災組織の結成促進、地域住民への防災意識の普及や消防団や自主防災組織等との連携の強化を促進するための施策を実施してまいります。

これらの事業につきましては、県議会からの ご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の 中で更に検討を加えてまいりたいと考えており ます。

最後に、当初配付分の説明資料にお戻りいた だき、4ページをお開きください。

(新たな行財政改革に関する計画素案の策定に ついて)

危機管理監においては、事業の選択と集中や 経費の縮減等に取り組むとともに、デジタル化 の促進、環境変化に対応した働き方の推進や活 力ある職場づくり、地域社会を支える多様な主 体との連携・協働の推進などに取り組んでまい ります。

今後、県議会や県民の皆様のご意見を十分お 伺いし、今年度中の計画策定を目指してまいり ます。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を 終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 次に、総務部長より、総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご 説明申し上げます。

総務部の総務委員会関係議案説明資料及び追加1をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第 132号議案から第136号議案「権利の放棄につい て」、第137号議案「訴えの提起について」、 第140号議案「当せん金付証票の発売について」、 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャ レンジ2025について」のうち関係部分でありま す。

はじめに、事件議案についてご説明申し上げ ます。

第132号議案から第136号議案「権利の放棄について」、これらの議案は、長崎県中小企業近代化資金貸付金、長崎県農業改良資金貸付金等5件の債権につきまして、債務者である法人の解散や個人の破産免責等により、債権の回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものであります。

第137号議案「訴えの提起について」、この 議案は、長崎県私立学校教育振興費補助金の返 還命令を受けたにもかかわらず、支払おうとし ない者に対して、補助金の返還並びに加算金及 び延滞金の支払いを求めて訴えを提起しようと するものであります。

なお、これら6件の議案につきましては、後 ほど債権管理室長から補足説明をさせていただ きたいと存じます。

第140号議案「当せん金付証票の発売について」、この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の規定によりまして、令和3年度の宝くじの発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

次に、計画議案についてご説明申し上げます。 第153号議案「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分でございます。

基本戦略のうち総務部関係といたしましては、 基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能 な地域を創る」におきまして、行政手続きのオ ンライン化、新たな技術を活用した業務効率化 等に取り組んでいくこととしております。こう した施策を積極的に推進し、県民の皆様と一体 となって力強い長崎県づくりを進めてまいりた いと考えております。

次に、議案外の報告事項についてご説明申し 上げます。

(権利の放棄について)

これは、債権1件につき50万円以下である長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金1件及び県営住宅使用料1件の権利の放棄につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明申し 上げます。

今回、ご報告いたしますのは、新たな行財政 改革に関する計画素案の策定について、事務事 業評価の実施について、長崎県まち・ひと・し ごと創生総合戦略の達成状況について、令和3 年度の重点施策、綱紀の保持であります。

このうち、主なものについてご説明申し上げ ます。

(新たな行財政改革に関する計画素案の策定に ついて)

令和3年度から新たに取り組む行財政改革に 関する計画につきましては、これまでの県議会 や長崎県行財政改革懇話会におけるご意見も踏 まえまして、このたび計画素案として取りまと めました。

本県を取り巻く環境は、人口減少や高齢化が 進行している中にあっても、Society5.0時代の 到来、新幹線やIRをはじめとする様々なプロ ジェクトの進展など、大きな変革時期を迎えて おります。

そうした環境変化を念頭に置きながら、厳しい財政状況や限られた人的資源の中でも、県民の皆様に具体的な成果を還元していくためには、「変化をチャンス」と前向きに捉え、新たな時代に果敢に挑戦するための組織運営の仕組みづくりやICTの有効活用によります県民サービスの向上と業務効率化、あるいはNPOや企業等の地域社会を支える多様な主体との連携、全ての職員がその能力を発揮できる環境づくりを進めていく必要があると考えております。

そのため、素案におきましては、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を柱とし、具体的な取組をお示ししており、推進期間につきましては、令和3年度から7年度までという形で整理をしております。

総務部関係項目のうち、主な取組といたしましては、挑戦するための柔軟で機動的な組織運営を行うための仕組みの構築、業務量の適正化

につなげるための仕組みづくり、持続可能な財 政運営を行うための歳入・歳出両面からの対策 に取り組んでまいります。

また、行政手続きや庁内業務におけるデジタル化を促進するとともに、環境変化に対応した働き方の推進や現場主義に基づき関係者とビジョンを共有しながら実現していく職員の育成などに取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様のご意見をいただきながら、 今年度中の計画策定を目指してまいりたいと考えております。

(事務事業評価の実施について)

本年度、県全体といたしまして、1、令和2年度事務事業の評価832件、2、指定管理者制度導入施設の評価50件、3、令和3年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価66件を実施し、公表いたしました。内容につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

その概要につきましては、令和2年度事務事業の評価においては、159件の事業群評価調書によりまして、832の評価を実施いたしましたが、そのうち387件(46.5%)の事業が、令和3年度に向けて「拡充」「改善」「統合」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

このうち総務部関係分については、3件の評価を実施いたしましたが、その評価概要等につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

次に、総務委員会関係議案説明資料追加1を お開きください。

(令和3年度の重点施策)

令和3年度の予算編成に向けまして「長崎県

重点戦略(素案)」を策定いたしました。総務 部の予算編成における主な基本方針及び主要事 業についてご説明いたします。

令和3年度を始期とする「新たな行財政改革に関する計画(現在策定中)」を着実に推進し、 新たな時代への挑戦と持続を両立しながら具体 的な成果を挙げていく行財政運営の具体化に向 けて取り組みます。

職員の人材育成については、時代の変化に対応し挑戦していくために、現場主義に基づき、 関係者とビジョンを共有し、実現していく職員 の育成等を推進します。

また、財政面においては、県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の縮減に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等を注視しながら、歳入・歳出両面からの収支改善を進め、財源不足額の圧縮に努めます。

恐れ入りますが、元の総務委員会関係議案説 明資料の6ページにお戻りください。

(綱紀の保持)

先般、平成29年度から平成30年度の2カ年にわたり、国から交付金を受けて実施する環境放射線モニタリング業務におけるデータや出張復命書の偽造を行った職員に対しまして、令和2年10月14日付けで停職一月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中におきまして、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾でございます。県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職 員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉 仕者としての高い倫理観を持って行動するよう、 綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ ります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上 げます。

【山口(経)委員長】 次に、債権管理室長より補 足説明を求めます。

【田尾債権管理室長】それでは、私のほうから、 債権管理室所管の議案につきまして、補足して ご説明をさせていただきます。

お配りしております、総務委員会課長補足説 明資料をご用意いただきたいと存じます。

この資料の1ページをご覧ください。

最初に、権利の放棄についてでございます。 議案ごとに放棄しようとする理由等についてご 説明いたします。

第132号議案及び第133号議案の2件は、こど も家庭課所管の母子及び父子並びに寡婦福祉資 金貸付金であり、いずれも債務者、連帯債務者 及び連帯保証人が破産免責により法的に支払い 義務がなく、債権の回収が不能となっておりま

第134号議案は、経営支援課所管の中小企業 近代化資金貸付金であり、平成10年度に4,000 万円貸し付けた分の未納額である2,679万 2,490円及び違約金5,468万7,874円でございま す。債務者の法人は解散済みで、事業再開の見 込みがなく、連帯保証人3名中2名は時効援用済 みで、もう1名は行方不明、また充当可能な財 産もないことから、債権の回収が不能となって おります。

第135号議案は、農業経営課所管の農業改良 資金貸付金であり、平成11年度に貸し付けた額 の全額である403万9,000円及び違約金726万 7,903円でございます。債務者は、破産免責により法的に支払い義務がなく、連帯保証人もいないことから、債権の回収が不能となっております。

なお、第134号議案と第135号議案の違約金で ございますが、これは貸付金の元金が完済され た時点でその額を計算し、調定のうえ債務者に 請求するものでございますので、現時点で県の 収入未済額に計上されているものではございま せん。また、違約金の額は、本定例会閉会日現 在で計算した額でございます。

次に、第136号議案は、住宅課所管の県営住宅入居時の未納家賃であり、債務者は破産免責により法的に支払い義務がなく、連帯保証人もいないことから、債権の回収が不能となっております。

以上、今回の5件、いずれも債権の回収が不能であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただいた上で、権利の放棄を行おうとするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。 訴えの提起でございます。

まず、訴えの相手方、学校法人島原活水学園であり、もともと幼稚園を運営していた法人でございますが、現在は休園状態となっております。

(2)訴えの内容でございますが、私立学校 教育振興費補助金の返還額403万5,000円、並び にこれに伴う加算金及び延滞金の支払いを求め るものでございます。

返還命令年月日は、 記載のとおり、平成29年10月23日でありまして、11月6日を返還期限としておりました。

返還命令の理由は、 記載のとおり、実績報 告書の未提出等でございます。 (3)訴えの理由でございます。これまで法 人代表者に対して、所管課であるこども未来課 の担当者が訪問や文書送付等を繰り返しても一 切対応しようせず、本年7月に移管を受けた債 権管理室からの文書送付に対しても反応がなく、 自主的な返還が望めないため、地方自治法第96 条第1項第12号の規定により、議会の議決をい ただいた上で訴えの提起を行おうとするもので あります。

以上で補足説明を終わります。

委員各位のご審議を賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりました ので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】権利の放棄の件ですが、説明は受けて大体わかっているんですが、例えば133号で連帯保証人もいないと、136号も連帯保証人がいない。135号もですが。これまで住宅の入居等については連帯保証人をつけていただくというのが要件の一つじゃなかったかなと思いますが、途中でおられなくなったのか、そこら辺の経緯をお知らせいただければと思います。

ほかの件についても、連帯保証人を最初から つけずに執行されたのか、その状況についてお 知らせをいただければと思います。

【田尾債権管理室長】連帯保証人についてのお 尋ねでございます。

第133号議案、こども家庭課所管分でございますが、これにつきましては、連帯保証人はございません。ただ、その上の第132号議案はございます。

この違いでございますけれども、債務者の償還能力を判断しまして、付ける、付けないというのを所管課の方で判断しているということで

ございます。

それから、もう一点の住宅課でご指摘がございました。おっしゃるとおり、住宅課の場合は、 従前は、入居する際に二人の連帯保証人を立て ておりました。今年度から一人に改めたという ふうに聞いております。ということで、本来的 には保証人の方はいらっしゃいます。

この案件につきましても、本来はいらっしゃいました。ただ、この案件は特異なケースでございまして、まず、お一人の方が平成13年に亡くなられております。保証人が一人になっていました。その一人の保証人につきまして裁判になりまして、裁判の結果、保証人の離脱が認められた。もう少し申しますと、入居者との間の信頼関係が破壊されたと。県に対して保証人の離脱を申し出ていると、それを県は認めるべきだという判決が平成25年にございまして、その段階でもう保証人がいないという状況になったケースでございます。

それ以外のケースも、基本的には当初はいらっしゃいました。例えば農業経営課でございますけれども、保証人はいないと書いてありますが、貸付時には二人の保証人が立てられておりました。ただ、これも特異なケースでございますが、その後、その二人の方がある業者の方に依頼をして保証人を、お名前だけと申し上げた方が早いと思いますが、お名前だけ借りたと。そういったことが後日判明いたしまして、有効な保証契約ではないという経緯をたどった案件でございます。

【吉村委員】いろいろそういう状況の説明をいただくと、わかったともならんとですが、住宅の場合は、一人亡くなられて、一人はこうこうですが、その時点でもう一人の連帯保証人を求めるとか、農業経営課分については、平成25年

に保証人の離脱が裁判によって認められたということですが、その保証人との信頼関係はなくなって、裁判所もそれを認めたということかもしれませんけど、そうであれば、別の保証人を求めるとか、そのような作業がなされなかったのかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

【田尾債権管理室長】裁判で保証人の離脱が認められたといいますのは、住宅課の分でございます。

住宅課の分で、おっしゃるとおり、保証人の 離脱が認められた、保証人がいない状況になっ たわけでございますので、当時の住宅課でござ いますが、新しい保証人を立てるというふうな ことを働きかけたと思われますが、ただ、この 方は、実は、私はこの判決があった何か月か後 に住宅課に配属になって、その当時いたわけじ ゃございませんが、その後の状況は把握してお りますけれども、なかなか面会ができない方で ございました。私も何回も訪問したことがござ いますけど、そういったことでなかなか連絡が 取れないとか、そういったことで新たな保証人 を立てるということに至らなかった案件だとい うふうに承知をしております。

それから、農業経営課の分でございますが、これは裁判ということではございません。本人が破産免責したのが、平成19年でございます。平成19年に破産免責しましたので、当時の農業経営課としましては、これは保証人の方に請求をするということで、保証人の方に催告書等を送付いたしました。お二人いらっしゃるんですけど、一人は届きましたけど、一人は返戻したと、戻ってきたということで、主債務者にそのあたりの事情をいろいろ尋ねるということをしたようでございます。それが平成22年の話でご

ざいますが、その際に債務者の方から、保証人の仲介業者に依頼して、面識のない人物を連帯保証人として届け出たと、いわば正直にと申しましょうか、これは一つ間違えれば詐欺罪、刑法犯に問われかねないことでございますので、こういったことを本人が自ら申し出たと。

ただ、当時の農業経営課としましては、主債 務者が申し述べているだけでございますので、 連帯保証人はどういう考えなのかということで、 連帯保証人に会うためにいろいろと努力をされ たようでございますが、実際に連帯保証人の方 に会えたのが、お一人の方に会えたのが平成30 年、もうお一方が令和元年。実は、お二人とも かなり遠方にお住まいの方でございましたので、 平成30年にお一人、それから、令和元年にお一 人にお会いしたところ、お二方とも全く同じよ うに、主債務者のことは全く知らないと、それ から、貸し付けの際の証書にもサインをしてな いと。私も実際、その書類を見せていただきま したけれども、明らかに筆跡が違うというもの もございました。

そういったもろもろのことを総合的に判断いたしまして、これは当初の保証契約は無効だったと判断せざるを得ないという判断に至ったものでございます。

【吉村委員】なかなか複雑で、私の頭ではわかりきらないところもございますが、もう一つ、134号で、これは違約金も多額になっているわけですが、「連帯保証人3名中2名は時効援用済み」という記載があるんですが、時効援用するということは、時効の中断手続ができたんじゃなかろうかと思いますが、そこら辺の状況について、何度かはされたのかなと思いますが、お知らせいただければと思います。

【田尾債権管理室長】あくまで債務者は法人で

ございますので、まず、時効を止めるとなりま すと、これは主債務者である法人の時効を止め ると。もう一つ、保証債務の時効というのも別 途進んでいくわけでございますけれども、それ で、主債務の時効を止めることにつきましては、 実は所管課もかなり苦労されたようでございま して、代表者の方が短い期間に点々と住所を移 すと、どうもそういったことをされたようでご ざいまして、平成21年4月に県外で、ようやく その代表者の方と面会ができたということで、 平成21年4月13日と聞いておりますけれども、 残高確認書というのを徴取いたしまして、つま り債務を認めるということで、そこで一旦時効 が中断しております。それが平成21年4月でご ざいますので、これは5年間が時効期間でござ いますので、平成26年4月13日をもって時効期 間が満了しております。

そのことを連帯保証人は知っておりますので、 その後に時効の援用をされたと。時効援用をさ れたのが平成28年1月22日付、これは弁護士さ んに依頼をされまして、弁護士さんからの文書 が所管課の方に届いております。

もう1名でございますが、もう1名は、実は平成19年当時から本籍地が不明、いわゆる戸籍とか住民票が取れない状況になっておりました。それでも、貸し付けの時に書いてあった住所を訪問したりですとか、その方が別に事業をされていたようでございまして、その事業をされていた場所を訪問するとか、所管課としては、でき得る限りの探索はしたようでございますけど、結果として、これは行方不明と判断せざるを得ない。戸籍が取れますれば、戸籍の附票というので現在の住所はわかりますので、それで追いかけることはできるんですけれども、戸籍が取れなければ、もう事実上、追いかけることはで

きないという状況でございます。

【吉村委員】努力はされたということで、そこら辺の点については評価を一定させていただきたい。ただ、こういうのは最初が肝心でございますから、こういうことを招かないような、貸付時といいますか、その時点での審査というのをやはり、いろいろ拡大もしてやらんといかんというところもありますけれども、同時に、審査も慎重にやっていただくということをお願いしたいと思います。

あと、137号ですが、これも同じような話なんですけれども、 の返還命令の理由、実績報告書の未提出というのは、提出をされなかったということでわかるんですが、その次の帳簿、財務諸表の未整備と、この「未整備」という表現はどういうことをあらわすのかなというのがわからないんですけど、お知らせをいただければと思います。

【田尾債権管理室長】もう一つの財務諸表関係の未整備でございますけれども、当時、所管課が、平成29年度の話でございますけれども、当該幼稚園につきまして、補助金の算定の根拠となる園児の在園状況等に疑義を持ったということで、かなり詳細にいろんな書類の提出を依頼しております。それらについて提出がなかったということでございます。

【吉村委員】未整備と書いてあるので、提出がなかったという表現ではないので、提出はあったけど、中身が整備されていなかった、不足な部分があったということではないかと思うんですが、いかがですか。

【田尾債権管理室長】今、委員のご指摘でございますけれども、すみません、休憩をお願いします。

【山口(経)分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

【山口(経)分科会長】分科会を再開いたします。 【田尾債権管理室長】今の未整備の部分でございますけれども、この補助金の実際の交付に当たっているいろされております。

長崎県私立学校教育振興費補助金実施要綱というのがございまして、その第5条の第2号に、「補助金の交付を受けた学校法人は、当該年度における経理を明らかにする帳簿及び財務諸表を整備して、年度終了後5年間保存すること」という規定がございます。これに基づいて、財務諸表そのものだけではございませんで、いろんな資料、例えば給与台帳であったり、園児に対する指導の記録とか、かなり幅広にいろんなものの提出を求めております。それらについて満足な提出がなかったということで、未整備という判断をしたというふうに聞いております。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 【麻生委員】 同じ債権管理関係について、お尋ねしたいと思います。

今、吉村委員から、ここの内容について質問がありましたけれども、私としては、債権管理室が令和2年からスタートして、今回このように大きな案件、要するに3,200万円ほど出てきましたけれども、この前の決算でも、総務を含めて長崎県が抱えている未回収の関係が30何億円あるということでありましたけれども、今後、債権管理室として取り組む姿勢としてお尋ねしたいんですけれども、まだまだ塩漬けされた案件が多々あるんじゃないかと。今回、5件ほど出てきましたけれども、これはまだ調査した一端だという感じがあって、今後、収入未済額を全部不納欠損で落とせとは言いませんけれども、

本当に調査して、いつまでも古いものを塩漬けした形で置くのはどうなのかと。ある意味では、再建してもらう方にはしっかり再建してもらって納税者になってもらう。そうじゃない方は、改めてこの処理をかけて再建してもらうということも、方向性を示すべきだと思っているんですけれども、今後の債権管理室としてこういう案件についての取組、また、今抱えている案件についての状況について、お尋ねしたいと思います。

【田尾債権管理室長】まず、債権管理に際しての基本的な考え方ということを申し上げたいと思うんですが、回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は法律上適切に落とすという考え方で臨んでいます。

今回提案させていただきました債権放棄の分も含めましてでございますけれども、これは、もちろん閉会日で可決いただいた段階で初めて債権放棄できるわけでございますが、その分も含めまして、今年の12月末の見込みでございますけれども、約3,600万円の債権放棄、不納欠損の処理ができると考えております。

この約3,600万円でございますが、これは債権管理室が移管を受けた債権のうち、債権放棄とか不納欠損すべきと判定した、「C判定」というふうに称しておりますが、C判定したのが約9,300万円ございますもので、この9,300万円の金額ベースで、12月末の段階で約39%の進捗率を見込んでおります。

あと、今後でございますけれども、これはあくまで目標ということで申し上げたいと思いますが、年度末までにあと5,000万円、合計8,600万円を債権放棄、不納欠損するべく、今取り組んでおります。

と申しますのは、何分相手のあることでござ

いますので、一番苦慮しておりますのは、連帯 保証人が何人もいるようなケースで、しかも連 帯保証人がことごとく亡くなっています。そし て、配偶者やお子さんが相続放棄をしている。 そうなると兄弟姉妹、兄弟姉妹で亡くなってい る方があれば代襲相続ということで、おい、め いまでかかるわけでございますが、そういった 方に、私ども債権管理室が、今接触をしており ます。

中には、もう何十年も前に亡くなった方もありまして、時々お叱りもいただいております、「なんで今頃か」と。そういうお叱りもいただきながら、やはりこれはお一人おひとり接触を図っていくと。その中で、もう既に相続放棄しているですとか、時効を援用しますと、「そんなに何十年も前のは時効でしょう」ということで、時効援用ということは当然ございますので、そういった形を一個一個積み上げていく中で、債権放棄の議案として提案できる状況になったものを、このような形で提案させていただいているという状況でございます。

【麻生委員】改めて、こういう貸付金については、県民の税金を含めて貴重な財源を使うわけですよね。貸す側も、先ほど吉村委員からも、慎重な姿勢が大事じゃないかということと、改めて、各部局で、債権について処理がされていなかったと。そのまま放置されたりとか、ないしは、職員も3年で交代したりとかして、引き継ぎがなかなか難しいという状況でしょうから、今回、債権管理室ができた状況ですので、速やかにこういったものについては対策をとりながら、先ほど話があったように、今頃かと言われないようなちゃんとした状況をやると。逆に言えば、逃げ得というのもありますから、そういったことは許さないと。しっかりとまた管理し

て、そして、大変厳しい人については再建して もらうような形の状況で、しっかりと支援をし ながら、また納税者になってもらうと。そうい った取組をぜひお願いしたいと思いますけれど も、さっき5,000万円と言われましたけれども、 今後、抱えている30何億円の状況について、債 権管理室として、この議案もありますけれども、 まだまだ相当隠された債権の状況があるんじゃ ないかと思いますけれども、それについて、今 把握されている状況がありましたら、お示しい ただきたいと思います。

【田尾債権管理室長】委員ご指摘のとおり、昨年度末の決算で申しますと、収入未済は約30億円ございます。ただ、税を除いた分が17億円と。そのうち、私ども債権管理室が、本年の7月に移管を受けたのが9億8,000万円ですので、誠に申し訳ございませんが、その9億8,000万円の中については具体的なお答え、ご説明ができるんですけれども、それ以外についてはなかなか難しいと思います。

ただ、一つ申し上げられると思っておりますのは、各部各課において比較的順調に回収が進んでいるものは、基本的に移管はされてないだろうと思っております。ある貸付金は、もう1年以上支払いがないのは、全部債権管理室に移管しましたと。それから、住宅課から移管を受けているものも何件かございますけれども、今回の議案にもございましたが、退居滞納者、もう既に退居されている方で1年以上支払いがないものは、全部債権管理室に移管しましたということでございますので、我々が移管を受けた段階で、もう既にかなり難しいものがある。9億8,000万円のうち、私どもが判断して、これは債権放棄、不納欠損するしかないと思われたのが、約1割の9,300万円でございます。

ただ、今後、また新たに移管を受けるものも出てまいりますので、その数字は動いてまいりますけれども、一旦9,300万円債権放棄、不納欠損すべきだ、するしかないと判断したものについては、当然ながら100%を目指しております。

それと、委員のご質問の中で答弁が漏れておりました生活再建という観点、これも非常に大事だと思っておりますので、徴収する(回収する)、落とす、その中間としまして、一旦徴収という行為を止めるということも、実はいたしております。生活保護を受けて非常に生活が困窮されているのに、年に何回か、何千円かずつ徴収をしているという例がございました。我々の方で福祉事務所に正式に照会をするとか、金融機関の預貯金の照会をする、そういったことをしまして、つい先日、正式に徴収を止めるという決裁を行った事案もございます。

そういったことで、一旦止めるものは止める という観点も忘れずに取り組んでいきたいと思 っております。

【麻生委員】わかりました。改めて、無理な取り立てにならないような形でお願いしたいということと、先ほど温かいまなざしがあるということについては、理解いたしました。また年度末で、今度5,000万円ほどの処理があるということで、先ほど債権管理室に委託されたのが9億円近くあるということですので、改めて私自身思っているのは、業務関係で前向きな取組については、職員と一緒に頑張っていただくんだけれど、後ろ向きの、過去のものを調査するというのは、3倍から5倍ぐらいの労力がかかるわけですよ。だから、適時適切をきちんとやっていただいて、課題がある人については、やっぱりやるべき業務をしていかないと、先ほど申し上げましたように、手のかかるものは、どうして

も後回しにされていくという状況がありますので、そういった風通しのいい状況をつくっていただいて、不良債権にならないような、また、きちんとした納税をやっていかなくちゃいけないんだというコンプライアンスをしっかりと持っていく。また、貸す方についても、しっかりとした貸し方についての円滑な状況をやっていただきたい。県民の税金だという観点から、ぜひ取組をお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

次に、議案関係がありますので、第153号議 案の件についてお尋ねしたいと思います。

今回、危機管理監の中に消防団の関係が記載 をされております。本会議でも消防団について の強化をやるべきだという話があっておりまし たけれども、今、災害が大変発生しておりまし て、消防団の皆さん、もちろん、今多くの情報 がスマートフォンだとかいろいろな形でできる んでしょうし、この議案の中にも、そういった 活用をするということが書いてありますけれど も、ぜひ消防団の皆さんについても、今、地域 の気象状況だとか、そういう災害について身近 なところについての理解度を上げていただく。 もちろん、今、消防団の皆さんは初期消火とか、 火災についての知識は十分訓練もされておりま すけれども、防災、また、地域の気象状況につ いて大変な時期になっておりますので、これに 対しての取組をもっとやるべきだと思っており ますけれども、それについてのご意見はいかが なのか、お尋ねしたいと思います。

【宮崎消防保安室長】災害の激甚化によりまして、今、委員ご指摘のように、火災だけではなくて、風水害に対する知識も必要だと思っております。

消防団は水防の業務も担っておりますので、

一定の知識は有しておると考えておりますけれ ども、気象警報など、最近様々な気象に関する 制度が改正されてきております。

ただ、消防団員はほかに仕事を持っておられる傍ら、現在、消火訓練とか出動をなさっておられますので、当然、勉強、研修する機会というものも時間が限られてまいります。

そうしたこともございますので、必要性は認識しておりますので、今後、市町村、消防などとも相談して、どういう方法があるのか、そして、対象をどう絞ったらいいか、方法を考えていきたいと思います。

【麻生委員】消防団の管轄は、各市町でありますので、連携してしっかりと取組をお願いしたいと思います。

先ほど話があったように、消防団は、各分団を含めて、隊員は昼間仕事をしている人が多いですから、なかなかそういう機会がない。月に何回か消防訓練だとか装備点検を含めてやっておられますけれども、そういったことをしながらでしょうけれども、できたら、副団長だとか幹部の皆さんに集まっていただいて、しっかりとこの取組をする。あと、地域防災の関係ではやっている方もおられますので、連携して、そういう気象関係についての取組がまた大事だと思っておりますので、ぜひ連携して取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと一点、防災関係について、通告しておりましたけれども、トレーラーハウス関係についてのお尋ねですけれども、今、危機管理の中で防災の発生が結構多くなっていると。この前、コスタクルーズ関係について、コンテナハウスを含めて取組があっておりましたけれども、こういったことについて防災の中に、危機管理と

して対応ができないかどうかということ、入れ 込むことができないかと思っておりますけれど も、その件についての見解、活用状況はどうな のか、もしご意見がありましたら、お尋ねした いと思います。

【近藤危機管理課長】災害が起こった時に避難 所、そして、避難所が一杯な時に、それに代わ るような耐震性がある建物、また、それが長期 化する場合におけるホテル等の活用というよう な中で、トレーラーハウスも一つの貴重な手段 ではあると認識をしております。

今、委員からのご紹介があったトレーラーハウスの業者あたりとお話も進めておりますので、活用について、今後、検討してまいりたいと考えております。

【麻生委員】防災については、いつ起こるかわからない。そして、その危機管理を速やかにやるということが大事だと思いますし、また、先ほど、消防団の皆さんは大変な中で業務を頑張っておられますので、本当に皆さんの希望になるような取組をお願いし、総合計画に反映していただくことをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時 7分 休憩

午前11時 7分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 換気のため、10分間ほど休憩いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時20分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 麻生委員から、先ほど消防団の件

について、総合計画に絡んでお話がございました。現総合計画と、これからの新計画について、 その兼ね合いについてお話をしたいと思います。

まず、ここにチャレンジ2020という現計画があるわけですが、この中で、県内の消防団員の数ということについて、数値目標について、進捗状況は「遅れ」となっているわけです。もともと消防団員の確保ができてない、できてないと言われているわけだけれども、こういう具体的な数字を見て、大体2万53名をキープすると、あるいは、それ以上を維持していきたいということの最終目標に対して、令和元年度の実績値は1万9,437名となっていて、その差は616名ぐいらです。

そうすると、実際的に96%ぐらいいっている んだけれども、これが「遅れ」ということにな っているということに対して、「やや遅れ」と か、そのぐらいのことならわかるけれども、な んで「遅れ」というようなことに、この96%に おいてこれくらいかと。

見てみたら、基準年が2,053名というようなことになっていて、その2,053名の基準年を下回っているから、この「遅れ」ということになっているのか。しかし、現実には96%はキープしているよと、こういうような形で、何か基準年から下回っているから、非常に遅れというような、もっと頑張っていただかなければいかんと、こういうような見方になるわけだが、そういう考え方でいいですか。

【宮崎消防保安室長】委員ご指摘のとおり、平成27年度の目標である2万53人を平成28年から令和元年までかけてまいりましたが、達成できてないということで、「遅れ」という評価になっているところでございます。

【小林委員】 そうすると、2万53名をずっと、

ここ5年間、これを超えることができなかったというような形の中で、「遅れ」となっていると。しかし、何度も言うが、1万9,437名は、今現時点で、令和元年度の実績値としてあるんだと、ここはひとつ頭に入れておきたいと思います。

先ほどもちょっと話が出ましたが、消防団員の勧誘主体はどっちかと。県なのか、市町なのかと考えておりましたら、総務委員会にずっと席を置かしていただいて、消防団の話が出ると、あくまでも県がまさに勧誘主体かのような、そんな意見も若干出るわけです。それは、あくまでも市町がそういう勧誘の主体であるということ、ここはちょっと明確にしておきたいと思うんだけれども、具体的に、何か法令とか、地方公務員法とか、そういうところできちんと位置づけられておりますか。

【宮﨑消防保安室長】消防団員は、消防組織法に基づきまして、市町村の公務員ということになっておりますので、いわゆる勧誘につきましては、市町村において行っていただくことが原則でございます。

【小林委員】いわゆる市町の公務員ということで、ただ、準公務員だろう。あなたは、今、公務員とか言っていたけれども、「準」はつかないのか。ありありの公務員じゃなかろう、準公務員だろう、違うのか。

【宮﨑消防保安室長】 正確には、「非常勤の公務員」ということでございます。

【小林委員】 非常勤、先に言えよ。俺が間違えるじゃないか。わかった、いわゆる非常勤の公務員だと。そういった位置づけがきちんとできていて、勧誘の主体は、あくまでも市町なんだと。だから、失礼だけれども、市町にはもっと頑張っていただかなければいけないと。同時に、

県としては、勧誘しやすい体制をつくってあげなければいかんと、これが県の役割ではないかと思うんです。

この勧誘をするために、例えば県から市町に 予算を流して、いわゆる勧誘しやすい体制をつ くるとか、そんなような具体的に県費を持って 支援をしているということがあるんですか。

【宮﨑消防保安室長】県の方から市町村の方に 消防団勧誘のための補助金は、現在、支出して おりません。

【小林委員】現在というか、過去においてどの くらいあったのか、後で調べてみたいと思いま すが、今は時間がないから。

それで、この間、総務委員会の中でこの数値 目標を見た時に、あまりにもふがいないような 状況の中で、実は話が終わっとったわけよ。そ れは何かというと、これから消防団員をきちん と確保するために、確かに環境は厳しいと。何 といっても人口減少であるし、高齢化であるし、 消防団員の方々については、やっぱりある程度、 なんていいますか、若さというのが、体力とか いうのが要求されると。

こういうような状況で、客観的な状況は、正 直言って、勧誘は厳しいということであります が、そこをクリアするためにどうするかという と、やっぱり消防に対する一つの協力をいただ くところの事業所、協力事業所をやはりきちん と設置していくというか、お願いをしていくと いうか、そこのところが重要になってくるんじ ゃないかと思うんです。もちろん、それについ ても市町でやっていただかなければいかんが、 現在、総数の中において、そういう企業みたい な事業所ですね、いわゆる消防団員を派遣して くれている協力事業所、何社ぐらいあって、全 体の総数の中でどのくらいを占めているか、お 尋ねします。

【宮﨑消防保安室長】現在、消防団協力事業所は431事業所が県内で認定をされております。また、消防団員のうちの被雇用者、いわゆるサラリーマンのうち公務員、郵政関係の職員を除いた消防団員が1万1,319人おられますけれども、このうち、現在、1,508人が認定された協力事業所に勤務をされている状況でございます。

【小林委員】今の数字を聞いてみて、やっぱり協力事業所から派遣されているというところについては、かなりのウエートになっていると思うんですね。だから、これから厳しい環境の中で消防団員をきちんと確保して、これからの自然災害の多い、そういう危機管理の体制をしっかり、住民の皆様方の安全・安心な暮らしを守るという立場に立てば、やっぱり消防団員の確保というのは喫緊の課題と。そうすると、それをクリアするためには、事業所の協力をいただくというような形で、ここを増やしていく以外には、なかなか端的に結果につながらないんじゃないかと思うわけです。

そこで、先ほどの中で431の事業所と、そういうような形であるけれども、実際的には、いるいろ、もろもろ抜いていった時には、その中で1,508名ということになっているけれども、協力事業所をつくるためにはどういう手続とか、何か難しい問題があるのか。あるいは、そういう事業所としての認定をいただくためには、何か条件等があるのか、そこはどうですか。

【宮﨑消防保安室長】消防団協力事業所につきましては、各市町村が認定するものでございまして、各市町村において認定基準を定めております。ほとんどの市町村におきまして、消防団員が2名以上勤務していることという条件を定めておりまして、そうした事業所の方から申請

がございまして、その申請に対して協力事業所として認定し、そして、協力事業所であることを示す表示証を交付するという形になっております。

【小林委員】 結局、総合計画の中で、そういう 事業所の設置数というか、こういうようなこと を、例えば令和元年度の現計画においては幾ら としておりますか。

【宮﨑消防保安室長】現在の総合計画におきま しては、協力事業所の目標というのは立ててお りません。

【小林委員】 この間から、そこだな、思い出したよ。立ててないところに、一体何をやっているのかと言って、ちょっと声が大きくなったんじゃないでしょうか。

そうすると、令和3年度からの総合計画では どういうふうになっているのか。

【宮﨑消防保安室長】 10月の予算決算委員会のご指摘も踏まえまして、改めて検討いたしました。やはり委員ご指摘のように、消防団員が今後確保されていくためには、消防団員が勤務する事業所の協力が必要ということでございますので、この事業所との連携を強化するためにも、消防団協力事業所の認定を促進していくということを、やはり単年度の目標だけではなくて、計画的に進めていくことが大事なことであると考えまして、予算決算委員会後、この総合計画に基づきまして目標を検討したところでございます。

その結果、新総合計画におきましては、現在、 人口1,000人当たりの消防団員数というものを 指標にしまして、これのアップを目標にしてい るところでございますけれども、これを一定の 過程のもとに計算をしていきますと、令和8年4 月の消防団員数のうち対象団員数を、いわゆる 対象団員というのは、消防団員の中の被雇用者のうち公務員とか郵政関係の職員を除いた方々でございますけれども、こういう方々を1万800人と試算いたしまして、この1万800人を達成していくためには、協力事業所に属する団員数を増やしていく必要があると。そして、そのためには、毎年30事業所程度の認定をしていく必要があるという試算をしたところでございます。

したがいまして、計算しますと、令和3年度から令和7年度にかけての5年間で150の事業所を認定促進していくということを、現在、試算はいたしております。

ただ、幾つもの過程を経たものでございますし、国勢調査の確定数も出ておりませんので、今後、いろいろな詳細なデータを充てまして、この見直しをしていく必要がございますけど、当面この150をこの5年間の目標として取り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】 大分話が長かったけれども、150 だね。150の事業所をこの5年間でつくり上げたいと、こういうことで、市町に要請をしていくというような新たな取組ですね。

さっき答弁の中で、1,000人当たりに、これから消防団員の数をどのくらいにするのかというような話の中で、今、ちょっとあなたは言いかけたけれども、人口1,000人当たりで何名と、こういうような考え方があるんじゃないかと思うが、その辺の数字は出なかったけれども、1,000人当たりで何名ぐらいの団員をつくっていこうとしているんですか。

【宮﨑消防保安室長】 現在、人口1,000人当たりの消防団員数が14.6人ということになっておりまして、これを計画最終年度に14.7人に引き上げていきたいと考えております。

この14.6人でございますけれども、近年、低

下傾向が続いておりまして、平成2年には15.1 人でございましたものが、現在14.6人というふ うに減少してきております。これを次の5年間 で、まずは14.7人に引き上げてまいりたいと考 えております。

【小林委員】 その14.6人から14.7人と、0.1ということかね。これは、大体全体で消防団員の数が何名になるのか、どうですか。さっきから言っている1万9,437名が実績値だよ。これが、今言うところの14.6人でいいんですか、1,000人当たりで14.6人と。全部がそうなっているわけではないだろうけどね、21市町で。

だから、今言っているように、14.7に上げたいと。14.7と、0.1上げるということによって、消防団員の総数は何名になるんですか。

【宮﨑消防保安室長】 人口1,000人に対する割合でございますので、0.1人上げた場合に何人増えるかというのは、人口の増減の状況にもよりますので、いろんなケースがありますので、何人というお答えは致しかねるところでございます。

【小林委員】いいですか、数値目標を聞いて、 あなたのところには、これは2020で、2025がど ういうふうに書いてあるか、県内の消防団員数 というふうな形で数値目標が掲げてあるわけだ よね。今言っていることは、大体消防団員数が どれくらい必要かと、どれくらいを求められて いるかとか、求めているかと、こんなようなこ とを今までずっと議論していて、そこが目標を 達成してないからということで、消防団員の確 保ということを言っているわけだよ。

そういう状況から言った時に、何名が消防団員として適切なのかと、こういうようなことについての分析をもうちょっとするべきじゃないかと私は思うんです。これだけ自然災害が激し

いと、危機管理の体制からしてみて、安全・安心をどう守るかということから考えた時に、人口というのが確かに減ってるよ。減ってるけれども、14.6人を14.7人にしていくということについては、それぞれ市町で、人口の減少の推移とかいろいろあるから、例えば大村市では何名、諫早市では何名、どこでは何名とかいうような、ある程度の分析をきちんとして目標を掲げて、それに近づけていく。

そして、先ほどからも話があっているように、協力事業所を5年間で150つくっていきたいと、こういうことによって、総数が大体このくらいになるぞと、こういうようなことが次期総合計画では出てほしいと思うんだけれども、そこのところはいかがですか。

【宮崎消防保安室長】個別の市町村、県全体でもいいんですけれども、いわゆるどれだけの数の消防団員が最低限必要かという数につきましては、各市町村が、まずは条例定数で持ちまして定めるところでございますが、やはりここの考え方につきましては、市町村それぞれ団員数、必要な考え方は違うようでございます。 したがいまして、これを県の一つのくくりでもってまとめて、必要な団員数が幾らということを総合計画の中に掲げるというのは、なかなか難しいことかなと。

ただ、例えば消防団が持っている消防自動車を動かすのに団員が何人必要だと、そして、分団ごとに指揮をする人が何人必要だ、それを本部の方で指揮する人が何人必要だと。そして、消防団員は毎日出てこられるわけではないので、大体必要な数の何倍必要だというような一定の計算のもとにしている市町村もございます。したがいまして、そうした数値は、一応私どもも計算して持っておりますので、そうしたものに

ついては、やはり個別の市町村との組織体制の 充実の協議の中で使って、いろいろ助言、それ から意見交換はしてまいりたいと思います。

【小林委員】こうやって数値目標をきちんとここに出すわけよ、何年に何名ぐらいということを。だから、ここに言っているように、20,053名以上をこれから維持、それから、もっと増やそうとしているわけよ。これだって、どこから出てきた数字なのかと。じゃ、平成27年度の実績を見て、平成28年からのこの5年間、今年度で終わるところのチャレンジ2020、ここについて2万53名ということを上げている。2万53名というのはどこから出てきた数字なのかと、こういう話になっていくわけよ。

だから、少なくとも今までのやり方をいろいると分析をし、また、見直しをしながら、消防団員の確保は、時節柄とても大事なことになってきていると。だから、そのためにどういう消防団員の確保をやるのかということについては、主体が市町だから。あなたはいつも「村」と言うけど、もう「村」はないぞ、今は、「市町」。

その市と町で、大体自分のところの地域でどれくらいの消防団員を確保したいと、現役で今いらっしゃる方々、それにプラスしてどのくらいの人数を目標とするかと。こんなのは、市町と話をして、市町の目標をきちんと上げていただいて、それを総数として、我々の新総合計画の中で明らかにし、それを達成するためにどういう支援をやっていくかと、こういうようなきちんとした方法でないと、せっかく大分見直そうとされて、そういう協力事業所をつくろうということで、最終的に5年間で150事業所をつくりたいと。この数字だって、150ぐらいはすぐできはせんかなと、5年間でやるのに、150ぐらいでいいのかなと。じゃ、150の事業所も誰が

決めたのかと言えば、あなたが決めたのか、市町で決めたのか、誰が決めたのかと。さっきみたいな議論になったら、その辺のところが全部ぼけてくる。

だから、もう一回言うけれども、ぜひこれは 強い要望をして終わりたいと思うんだけれども、 我々の新総合計画も、この次の新たなそういう ものについては、消防団員の確保については、 もうこれは印刷してしまっているから変えられ ないかもしれないけれども、消防団員の確保に ついては、市町が大体どれくらいの団員確保を 考えているかと。自分たちの地域、さっき言っ たように、人口1,000名当たりに対して14.7とい う現状というのは、果たして正しいのかどうか ということも含めて、もうちょっと市町と話を していただいて、市町に責任を持って主体とし ての結果を出していただかなければいかんのじ ゃないかと、こういうような考え方を持つわけ だな。

ですから、そういう前提からしてみても、ぜひそういう戦略をしっかり練ってもらって、大体県内におけるところの総数を出していただき、それを実現するために近づけてもらうと、こういうようなことをやってもらいたいと思っているんですけれども、その取組は、今私が言うようなことがどうも難しいのか、私は当たり前のことを言っているつもりなんだけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

【宮﨑消防保安室長】その市町においてどれだけの消防団員数が必要なのかというようなことについて、いろいろな市町において、過去に条例改正した時の計算方法などがございます。そうしたものをいろいろ、今取り寄せまして、我々も一定の試算をしてみたところでもございます。そうしたデータを各市町に私どもも提供しま

して、各市町の方の減少が激しいところなどと 意見交換する中で、体制の整備の方法などを一 緒に検討していく、そういう材料に当然なって くると思いますので、そうしたデータは、さら に今後、精度を高めてまいりたいと思っており ます。

【小林委員】 危機管理監、課長でも、室長が、 そうやっていろいろと考えを持ってやっていた だいているということはわかります。また、今 までの考え方よりも、大分前進されているとい うようなこともわかります。そこは、率直に評 価をしたいと思います。

ただ、力強い消防団員を確保するという中において事業所対策と、同時に市町がもっと責任体制を明らかにしていただいて、大村市なら大村市が何名ぐらい、諫早市は何名ぐらいと、やっぱり目標を立てていただいて、それに近づけるための支援を、県はできるだけやっていくぞと、こういうような形で、県内の必要総数というのが出てきて、それで取り組むということが一番大事じゃないかと思っているんですけれども、私が言うのが無理なのか、考え方としてはどうなのか、あなた方のどっちかが答えてください。

【 荒木危機管理監 】 委員ご指摘のとおり、県の方で一応目標を立てているところでございますが、ただ、市町との足並みがそろわなければ一緒と思いますので、これは市町とよく連携を取りながら、対策を共にやっていきたいと考えております。

【山口(経)委員長】 しばらく休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

【前田委員】 時間の関係で絞って、151ページ の命を守るということと関連してですけれども、 危険ブロック塀の除去事業を実施する市町数が、 基準年が3市になっていて、目標値は、これは 当然でしょうけれども、21市町となっているんですが、私はもっと実施、やられていると認識 していたんですけれど、まず、これは現況、どこどこの市ですか。

【近藤危機管理課長】ここの危険ブロック塀の除去というのは、申し訳ありませんが、危機管理監の中では把握をしておりませんので、後もってご報告させていただきたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質疑はありませんか。 【浦川委員】先ほどの債権放棄についてお尋ね したいんですけれども、30億円の未済の中で、 税を除くと17億円と、9億8,000万円近くが移管 されたというふうにご説明いただきましたけれ ども、やはり自治体は収益を上げるところでは ないですので、企業ではありませんので、いろ いろと大変かと思いますが、ただ、リスクに対 する考え方として、例えば代位弁済の部分とか、 そういったいろんな形の方法とかいうのは、今 後はそういったのは考えられるんでしょうか。

【田尾債権管理室長】今、私どもで考えておりますといいますか、各部各課に対して周知を図っているものとして申し上げたいのが、主債務者の支払いが滞った段階で、連帯保証人の方に速やかに請求すると。これがなかなかなされてないということで、平成30年度の包括外部監査でも指摘がなされております。

そこで、昨年度でございますけれども、財政課の方で「債権管理マニュアル」というのを策定いたしまして、主債務者に請求して、それから6か月たっても支払われない場合は連帯保証人に請求するというふうに、その目安をつくっ

ております。

ですので、まずはそこら辺をいろんな形で、 職員への研修会ですとか、私どもの方で「債権 管理室だより」というふうな、情報誌といいま すか、ポータルサイトでお知らせしております けれど、そういった中でも周知を図っておりま す。

今、委員がおっしゃいました代位弁済という 話は、まだ直接そういったものには当たっては おりません。まず、すぐできることということ で、主債務者の支払いがない場合は、直ちに連 帯保証人に請求するといったことの周知を図っ ているところでございます。

【浦川委員】わかりました。今回もやむなくというような形で債権放棄をされるようなことで聞いておりましたけれども、やはり訪問とか調査、また、交渉する上でも人件費、人件費というかそういった費用もかかると思いますので、例えば少額な部分については、当初から契約する時とか、そういった中で保証料とかを含んでやっていくとか、何かしら対策をしないと、今はこれだけで、今回は9億8,000万円近くの移管をされておりますけれども、やっぱり年々増えて、償却して、先ほど取れる分は取って、取れない分は償却していくという話がありましたけれども、また毎年毎年、若干ではあると思いますけれども、増えていくと思うんですよね。

だから、そういった中で、今度は発生しないように、今後は、そういった貸し付けをやったり、いろんな補助金をやったりあると思いますけれども、貸し付ける部分に関しては、例えば保証料を取ったりして、やっぱり金融機関もそういうふうな形でリスクを分散して、保証協会とか、損害保険とか、いろんな形で包括的な保証契約を結ぶとか、私もよくわかりませんけれ

ども、そういった形でリスクを分散していかないと、この9億8,000万円が最終的にどうなるのかわかりませんけれども、来年にはまた、1億円以上上がってくるとかなってくれば、どんどん増えるだけですので、やっぱり今後、契約する時にも、今は保証人もとらないような時代になってくるというような感じも聞いておりますので、そういった包括的な保証を契約するような形でも考えを変えないといけないのかなというふうには思います。

もう一つは、第140号議案ですけれど、今回、 当せん金付証票の発売について、宝くじの件な んですけれど、毎年、実績を見れば、ある程度 出ていると思うんですけれども、今後は、ネッ トの販売とかされているというのは聞いており ますけれど、周知の方法とか、ネットの状況と かが、今後は広がるのかなと思うんですけれど も、そちらの状況の方はどうなっていますか。 【早稲田財政課長】宝くじの販売についてです けれども、県内で販売されて購入された部分に ついては、県の方の歳入としても入ってまいり ます。

近年で申しますと、販売実績といたしましては、資料に記載しているとおり、約76億円になっておりまして、収益金の方も約30億円、もしくは、今年度で言いますと約27億円程度となっております。

その中で、委員から質問がありました、インターネットなどを使った販売ということで、数字選択式などについて、特に近年、販売が好調な状況でありますので、そのような数字選択式についてのインターネット販売というものも、現在、これは全国的に力を入れているところであります。

インターネット会員になっていただいて、そ

れから、インターネットで購入を進められます と、ポイントなども付与されますので、そのよ うな利点についても、全国的に広報しています。

それから、県におきましても、県庁での販売というものも行っておりますので、折を見て広報活動にも努めてまいりたいと考えております。 【浦川委員】 わかりました。収益としては、30億円とか27億円程度、財政の方に入っているということですけれども、今、コロナ禍で、この2年~3年は減収傾向が続くとも言われておりますので、できれば、もっとそういった周知をして、県民、または県外の方からも目が届くような形にして、収支改善に今後も努めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

【山口(経)委員長】 ほかに質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質疑がないようです ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、 これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、 採決を行います。

第132号議案乃至第137号議案、第140号議案 及び第153号議案のうち関係部分については、 原案のとおり、それぞれ可決することに、ご異 議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決 すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時58分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 議案に対する審査が終わりましたので、陳情 審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、87、90、97、98番でございます。 陳情書について、何かご質問はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、 陳情につきましては、承っておくこととします。

以上で、審査を終了いたしますので、危機管 理監及び総務部関係の審査結果について整理し たいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 これをもちまして、危機管理監及び総務部関 係の審査を終了いたします。

引き続き、閉会中の委員会活動等について協議いたします。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 零時 4分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 総務分科会長報告及び総務委員長報告につい ては、正副委員長一任のもとで報告させていた だきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議した

いと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 零時 5分 休憩

午後 零時 5分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 閉会中の委員会活動について、何かご意見は ありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕【山口(経)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日 が最後となりますので、閉会にあたり理事者の 出席を求めております。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時 6分 休憩

午後 零時 6分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。 委員改選前の定例会における委員会は、これ が最後となりますので、閉会にあたりまして、 一言ごあいさつ申し上げます。

総務委員会のこの委員構成では、最後の定例 会における委員会となりますので、委員長とし て一言ごあいさつを申し上げます。

本年2月に総務委員会の委員長を仰せつかりまして、数多くの部局を所管する総務委員会において、各定例会における通常の委員会審査に加え、決算審査や県内現地調査を実施してまいりました。

この間、北村副委員長をはじめ各委員の皆様には、ご助言やご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意のあるご対応をいただきました。おかげさまをもちまして、総務委員長としての重責を果たすことができましたことを、この場をお借りしまして、心から御礼申し上げます。

さて、本委員会の審査においては、人口減少対策、新たな総合計画の策定、特定複合観光施設(IR)区域整備の推進、九州新幹線西九州ルートのフル規格整備、Society5.0の実現に向けた取組、改正道路交通法に伴う妨害運転への対応、多発する自然災害への対応などをはじめとして、熱心な論議が展開されてきました。

特に本年は、新型コロナウイルス感染症によって、県民の生活はもちろん、県内経済をはじめとする各分野においても大変厳しい状況に置かれております。

そのようなコロナ禍において、理事者の皆様 方には、県民の暮らしを守るための関連事業を 構築してこられたことに対し、感謝を申し上げ ます。

本委員会としても、委員会活動に少なからず 影響を受けてきたところでありますが、感染防 止対策に関する様々な取組や、関連事業に対す る予算審査などにつきましても、しっかりと論 議が交わされてきたものと思っております。

最近、全国的には、第3波と思われる感染拡大が続き、クラスターの頻発や医療現場の逼迫が報道されております。改めて、皆様方に感染防止対策の徹底をお願いし、一日も早い終息を祈念するとともに、県民の生活を守るため、本委員会としても、理事者の皆様方と車の両輪となって取り組んでまいりたいと考えております。

その他、論議のありました事項、懸案する課題はたくさんございますが、時間の都合により、 割愛させていただきます。

最後になりますが、委員の皆様並びに理事者の皆様方には、健康に十分留意され、さらなるご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、私のあいさつといたします。

本当にありがとうございました。(拍手)

次に、理事者を代表して、総務部長にごあい さつをお願いいたします。

【大田総務部長】閉会にあたりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼の ごあいさつを申し上げます。

山口(経)委員長、北村副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が属する総務委員会におきまして、幅広い分野にわたりまして終始熱心にご審議をいただきまして、大変ご貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症の全 国的な感染拡大に伴いまして、県民生活や県内 経済に多大な影響が生じたことから、議会にお きましては、様々なご配慮をいただきますとと もに、感染予防・拡大防止と社会経済活動の両 立を目指しまして、各種対策にかかるご議論を いただきました。

県といたしましては、引き続き国の予算編成の動向も十分に注視をしながら、新型コロナウイルス感染症対策について万全を期してまいりたいと考えております。

また、この間、地域防災力の向上、高齢者の 交通事故防止対策、特殊詐欺被害防止対策、長 崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025(案)、 特定複合観光施設(IR)区域整備の推進、 Society5.0の推進、移住やリモートワークの推 進、国境離島地域の振興、九州新幹線西九州ル ート、県庁舎跡地活用などについて熱心なご議 論を賜りました。

その中でも、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025(案)につきましては、本県を取り巻く社会経済情勢や時代の変化を的確に捉えながら、今から行っていくべき取組を着実に推進していきたいと考えておりまして、「2040年問

題」への対応、Society5.0の実現、新型コロナウイルス感染症の影響への対応など、県民の皆様と一緒になりまして、力強い長崎県づくりを実現するための政策を展開してまいりたいと考えております。

また、九州新幹線西九州ルートの武雄温泉 長崎間につきましては、開業時期が令和4年度 秋頃という見通しが示されますとともに、列車 名や新設される駅の名称などが発表されたとこ ろでございます。

開業まで約2年となることから、県民の皆様にさらなる周知を行うとともに、アクションプランを着実に推進いたしまして、市町や関係団体との連携を図りながら、官民一体になって機運を高めてまいりたいと考えております。

また、新鳥栖 武雄温泉間につきましても、 現在、国土交通省と佐賀県との間で整備のあり 方にかかる幅広い協議が行われていることと承 知をしております。

県といたしましても、この協議の状況や事態の推移をしっかりと見極めまして、状況に応じまして、フル規格整備の実現のための課題解決に向け、必要な対策を行っていきたいと考えております。

この他にも課題は山積しておりますけれども、 本委員会において賜りました貴重なご意見、ご 提言について、今後の施策に生かしながら、県 民の皆様に具体的な成果をお示しできるよう、 職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりましたが、委員の皆様方のますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げまして、 甚だ簡単ではございますけれども、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手) 【山口(経)委員長】 ありがとうございました。 以上をもちまして、総務委員会及び予算決算 委員会 総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 零時13分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年12月11日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番号	件名	審査結果
第 132 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 133 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 134 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 135 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 136 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 137 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 138 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 139 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 140 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 153 号 議 案	「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025について」のうち関係部分	原案可決

計10件(原案可決10件)

委員長 山口経正

副 委 員 長 北 村 貴寿

署名委員 中島 浩介

署 名 委 員 浦 川 基 継

書記 山脇 卓

書記 村井 万希子

速 記 (有)長崎速記センター